



郡上市公共施設等総合管理計画

2017 年度～2046 年度

平成 29 年 3 月 策定
令和 4 年 3 月 一部改訂

< 目 次 >

I. はじめに	1
1. 背景と目的	1
2. 対象施設	2
3. 計画の位置づけ	3
II. 郡上市の概要整理	4
1. 位置・規模	4
2. 交通状況	5
3. 沿革	6
4. 人口動態	7
III. 公共施設等の現状及び将来の見通し	10
1. 公共施設等の現状	10
2. 将来人口についての今後の見通し	24
3. 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み	26
IV. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	40
1. 計画期間	40
2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	40
3. 現状や課題に関する基本認識	41
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	42
V. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	52
1. 建築物系施設	52
2. インフラ系施設	82

資 料

資料 1 策定の経過

資料 2 用語解説

(注：本編中「*」の付いた用語について解説しています。)

I. はじめに

1. 背景と目的

郡上市（以下「本市」という。）は、平成 16 年 3 月 1 日に旧郡上郡 7 町村が合併して誕生しました。これに伴い、庁舎をはじめ合併前の旧町村で時代の要請により整備した、同種あるいは機能の類似する公共施設が複数存在するに至り、その多くは合併から 10 年以上が経過した今日においても依然として整理されていない状況です。今後、これらすべての公共施設を維持管理していくためには莫大なコストがかかることが予想されますが、一方で、少子高齢化、人口減少社会を迎え、財源の減少と福祉政策への予算の拡大が見込まれる中で、施設等の整備や改修に振り向けられる予算はさらに厳しくなると考えられます。また、公共施設の中には年数の経過とともに老朽化が進んでいるものも多く存在し、市の責務である安心・安全なサービスを今後も市民に対して継続的に提供していくためには、公共施設をハードとソフトの両面において最適化していく必要があります。

このような状況の中、長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより財政負担の軽減、平準化を図り、公共施設等の最適な配置を実現するため、平成 29 年 3 月に「郡上市公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、令和 2 年 3 月には個別施設計画にあたる「郡上市公共施設適正配置計画」を策定し、施設ごとに安全性、必要性、有効性、効率性の視点から課題を整理した上で、個々の施設ごとに具体的な対応策を示すなど公共施設マネジメントに取り組んできています。

この間、国からは、平成 30 年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」、さらに令和 3 年 1 月には「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」が発出され、「公共施設等総合管理計画の不断の見直しを実施し、充実させていくこと」として、令和 3 年度中に総合管理計画の見直しが求められています。

さらには、令和 3 年 4 月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（第 5 次過疎法）」が施行されたことに伴い、国が発出した「過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展市町村計画等について（通知）」において、市町村が策定する「過疎地域持続発展計画*」と「公共施設等総合管理計画」との適合が求められるようになりました。

本市では、このような背景と国からの要請に基づき、本計画を策定（一部改訂）するものです。

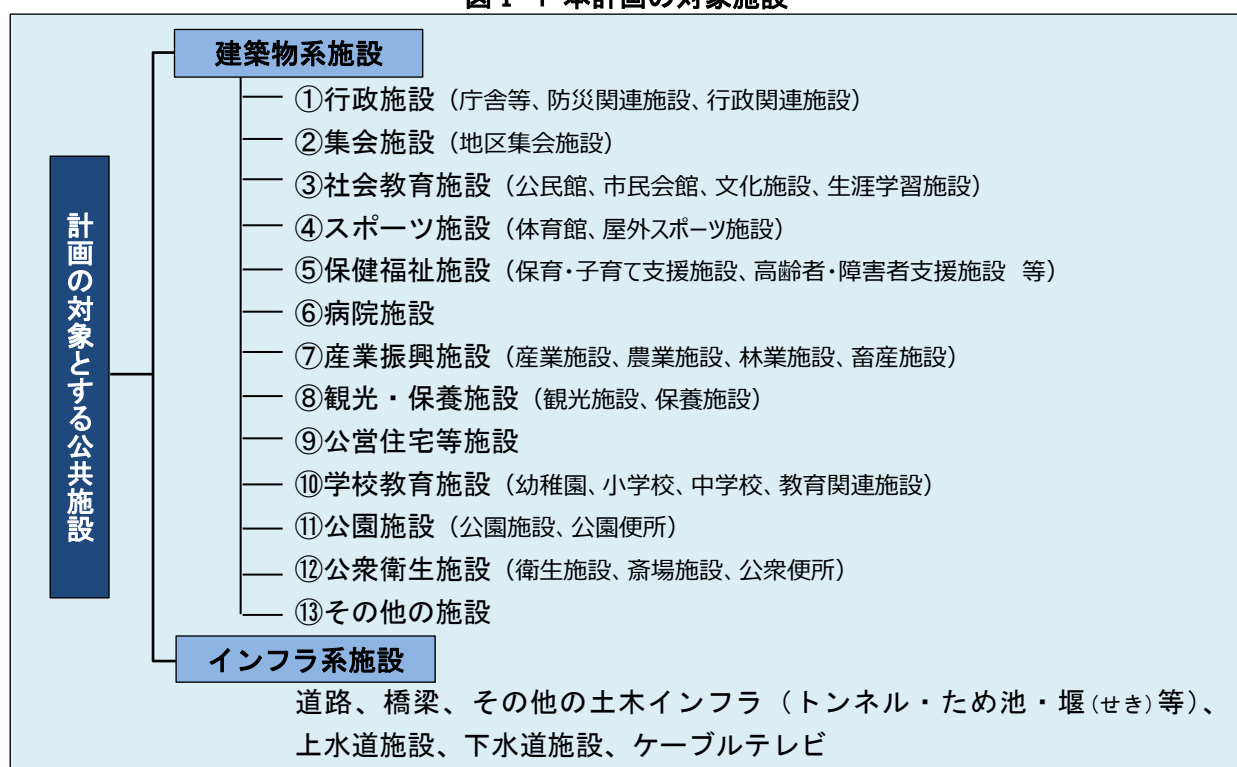
2. 対象施設

郡上市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）では、本市が保有する公共施設のうち、建築物系施設、インフラ系施設を対象とします。

建築物系施設については、行政施設、集会施設、社会教育施設、スポーツ施設、保健福祉施設、病院施設、産業振興施設、観光・保養施設、公営住宅等施設、学校教育施設、公園施設（公園内の建築物等）、公衆衛生施設、その他の13類型に区分します。

インフラ系施設については、道路、橋梁、その他の土木インフラ、上水道施設、下水道施設、ケーブルテレビを対象とします。

図 I-1 本計画の対象施設



大分類	定 義
行政施設	主として行政機関の関係者（市職員等）が、その職務の実施や、市民サービスを提供するために使用する施設です。
集会施設	地域コミュニティの維持や活性化のため、自治会等の単位、あるいはもう少し広いエリアにおいて、市民の皆さんが集会等に活用する施設です。
社会教育施設	市民の皆さんに、生涯学習や社会教育、文化活動の拠点として利用していただく施設です。
スポーツ施設	市民の皆さんに、スポーツやレクリエーション、健康づくりの拠点として利用していただく施設です。
保健福祉施設	子どもから高齢者、障害を持つ方々の福祉向上のために市が設置した施設です。
病院施設	市が設置し運営している病院や診療所等の施設です。
産業振興施設	農・林・畜産物の生産や加工、販売等を行いながら、地域の産業を振興していくために設置した施設です。
観光・保養施設	市の観光振興につながるよう、情報提供や特産物の PR 等のために設置した施設、あるいは市民の皆さんや市外の方々の宿泊・保養のために設置した施設です。
公営住宅等施設	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者の方々を対象に、生活の安定と社会福祉を増進するため市が設置する施設などです。
学校教育施設	学校教育法に基づき市が設置している学校施設及び、これらに関連する施設です。
公園施設	市が設置する公園に設置した東屋や公衆便所等の施設です。
公衆衛生施設	市民が衛生的な生活を送るために設置した施設です。
その他施設	上記に分類されない施設、又はその他特定の用途定めがない施設（普通財産）です。

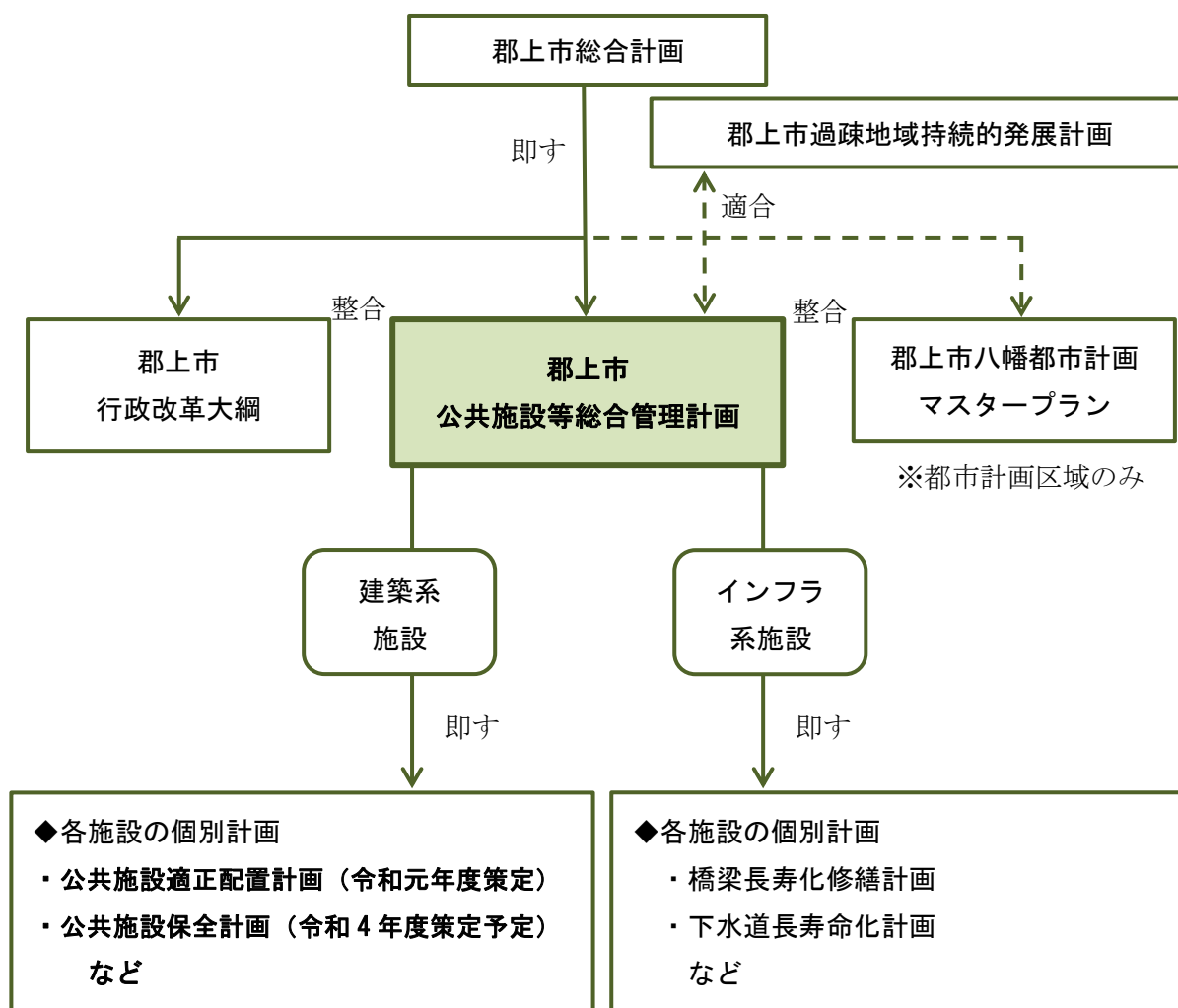
3. 計画の位置づけ

本計画は、国が示した「インフラ長寿命化計画」に基づく行動計画に位置づけられ、更新、統廃合、長寿命化などの公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示しています。

また、市の上位計画である「第 2 次郡上市総合計画*」に掲げる各種施策の実現に向けた公共施設等の整備、管理等に関する最上位の計画であるとともに、建築物系施設、インフラ系施設における個別施設計画の上位計画として位置づけます。

なお、「郡上市行政改革大綱」及び「郡上市八幡都市計画マスタープラン*」と整合を図るとともに、「郡上市過疎地域持続的発展計画」の策定及び改訂にあたっては、本計画に適合させることとします。

図 I-2 本計画の位置づけ



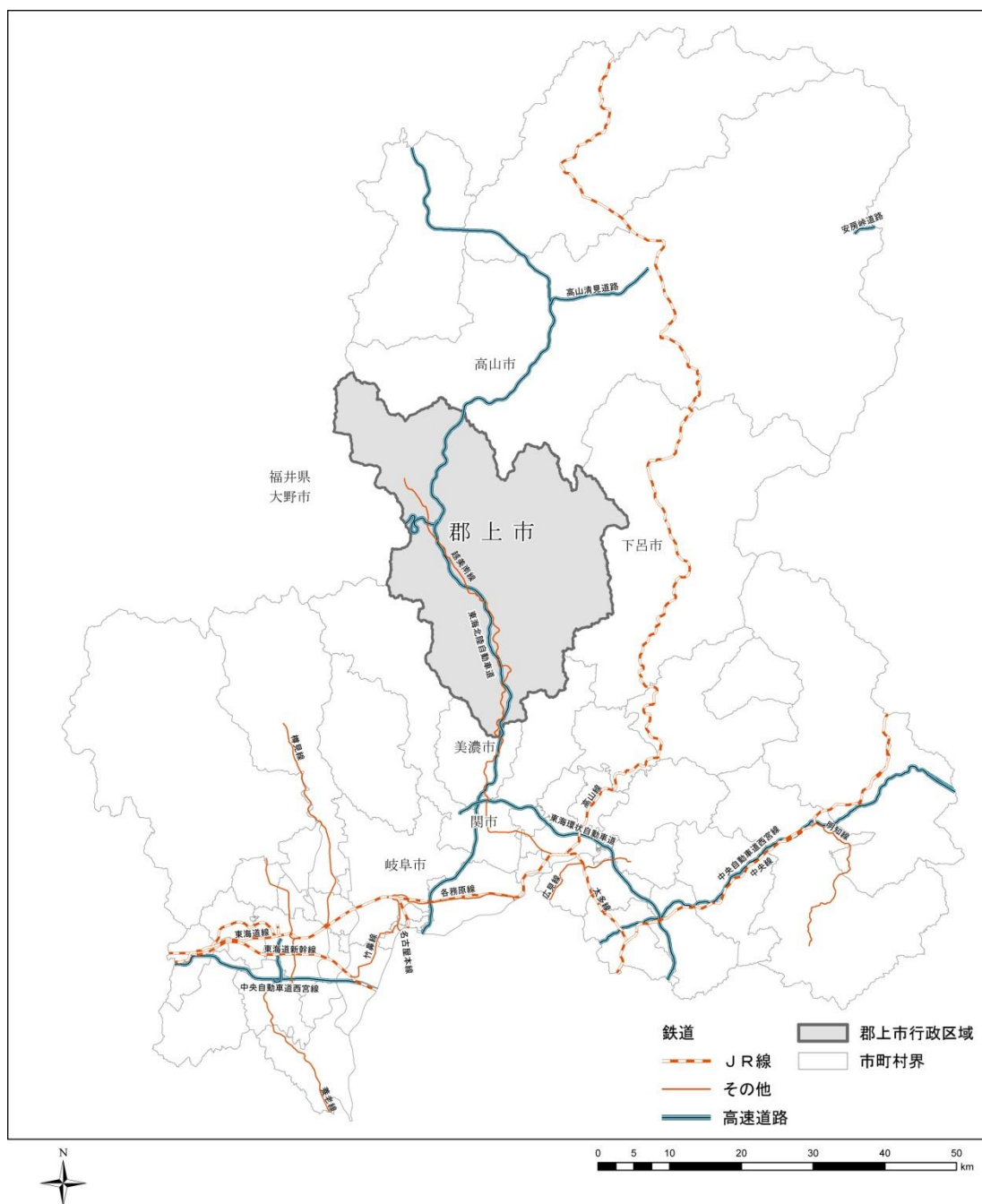
II. 郡上市の概要整理

1. 位置・規模

本市は、岐阜県のほぼ中央部に位置し、東に下呂市、北に高山市、南及び西に美濃市、関市、福井県大野市に接しています。

市域面積は1,030.75km²（令和3年10月1日時点 国土地理院調査）で、岐阜県内では高山市に次いで大きく、県全体の約10%を占めています。

図Ⅱ-1 郡上市の位置

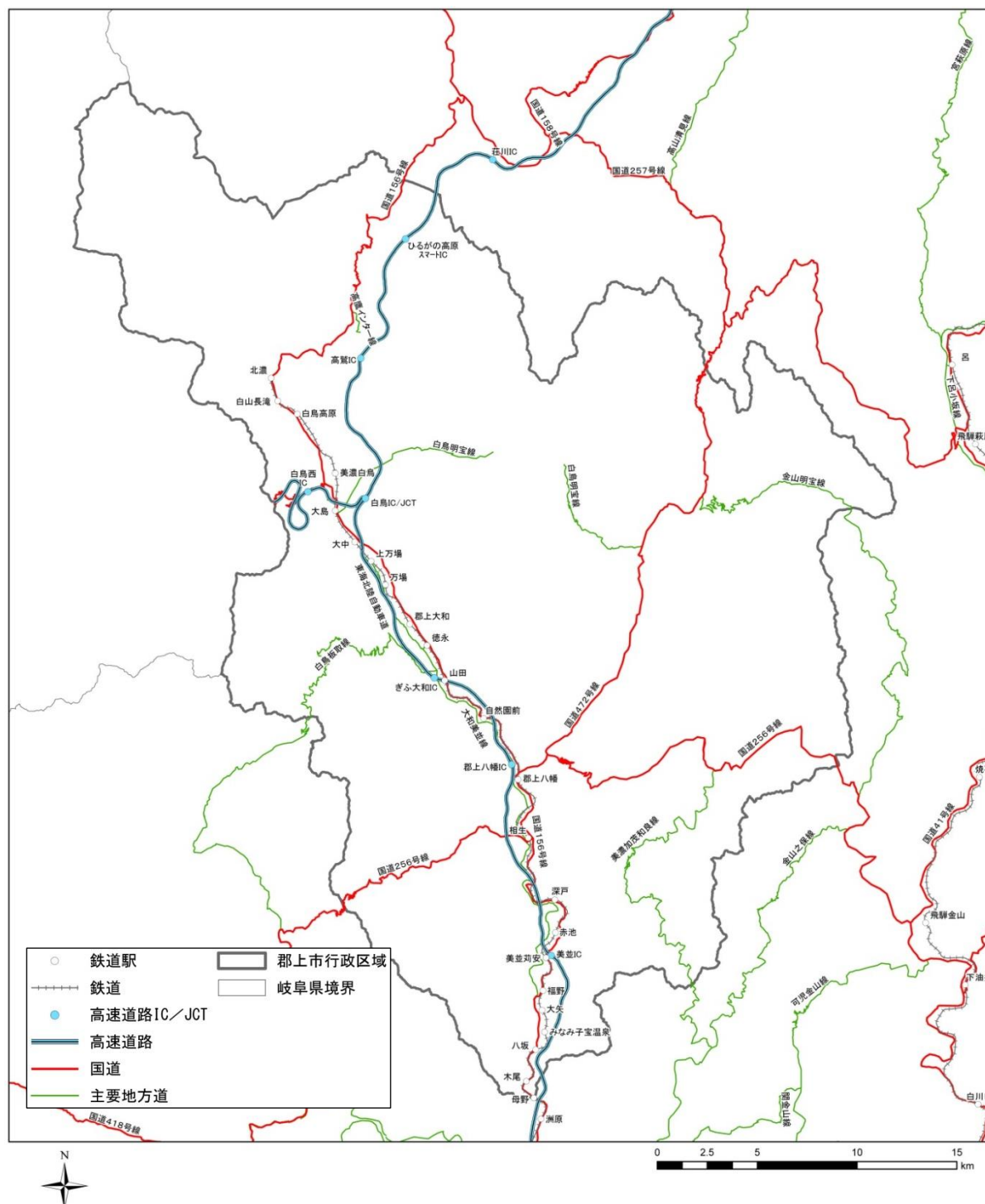


2. 交通状況

幹線道路網としては、東海北陸自動車道が南北に縦貫し、白鳥 JCT で接続される中部縦貫自動車道油坂峠道路が福井県方面と結んでいます。また、国道 156 号が東海北陸自動車道と並行して通っているほか、国道 256 号、472 号等が東西方向の骨格を形成しています。

鉄道は、長良川鉄道越美南線が、北濃駅と美濃加茂市の美濃太田駅を結んでおり、市内に 23 駅が設置されています。

図Ⅱ-2 主要交通網



3. 沿革

本市のもととなった旧郡上郡は、明治 12 年(1879 年)に郡治分割が施かれた際に成立し、郡上郡役所が八幡町に設置されました。当初は 11 町 88 ヶ村に分かれていましたが、明治 21 年(1888 年)に町村制が施行され、郡上郡は 1 町 16 ヶ村となりました。

その後、昭和 29 年(1954 年)に町村合併促進法が施行され、郡上郡は八幡町・大和町(昭和 60 年町制)・白鳥町・高鷲村・美並村・明方村(平成 4 年度明宝村)・和良村となりました。また、昭和 33 年には、福井県の石徹白村が白鳥町と越県合併をしました。そして、この 7 ヶ町村が、平成 16 年(2004 年)3 月 1 日に合併し郡上市が誕生しました。



出典：郡上市ホームページ

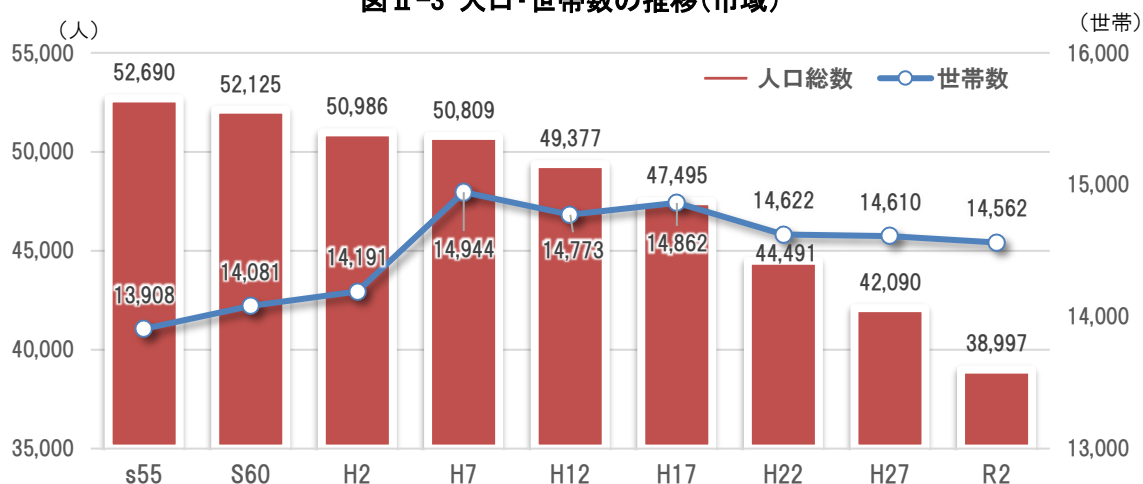
4. 人口動態

(1) 市域全体の状況

令和2年国勢調査による本市の人口は38,997人、世帯数は14,562世帯となっており、昭和55年以降の推移として、人口は一貫して減少し、世帯数も平成7年の14,944世帯をピークに減少傾向にあります。

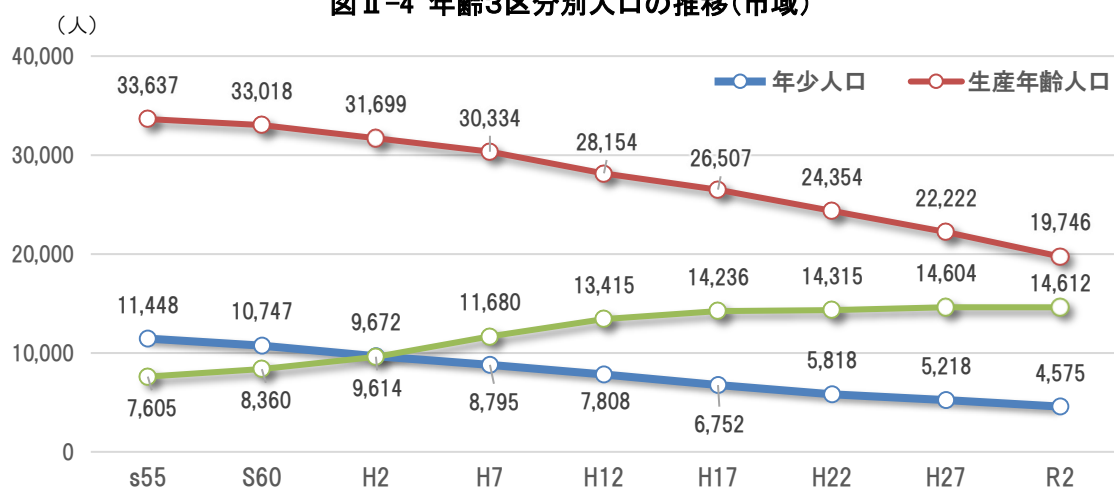
年齢3区分別の人口は、令和2年において年少人口（0～14歳）が4,575人、生産年齢人口（15～64歳）が19,746人、老年人口（65歳以上）が14,612人で、構成比としては年少人口が11.8%、生産年齢人口が50.7%、老年人口が37.5%となっています。また、推移として年少人口、生産年齢人口が減少する一方、老年人口が増加しており、少子高齢化が進行しています。

図Ⅱ-3 人口・世帯数の推移(市域)



資料：国勢調査

図Ⅱ-4 年齢3区分別人口の推移(市域)



資料：国勢調査

(2) 地域（旧町村）別人口の状況

旧町村単位で地域別の人口の状況をみると、令和 2 年における総人口に占める割合では、八幡地域が 32.1%とおよそ 3 分の 1 を占め、次いで白鳥地域が 26.8%などとなっています。昭和 55 年以降の人口の推移としては、いずれの地域も減少していますが、昭和 55 年と令和 2 年の減少率では、全市平均が 26.0%であるのに対し、和良地域が 43.4%、明宝地域が 38.7%、八幡地域が 33.4%と大幅に減少している一方、大和地域及び高鷲地域は 15.2%、白鳥地域は 17.5%と比較的減少が緩やかとなっています。なお、美並地域は全市平均と同程度の 26.8%の減少となっています。

図Ⅱ-5 地域別の人口推移



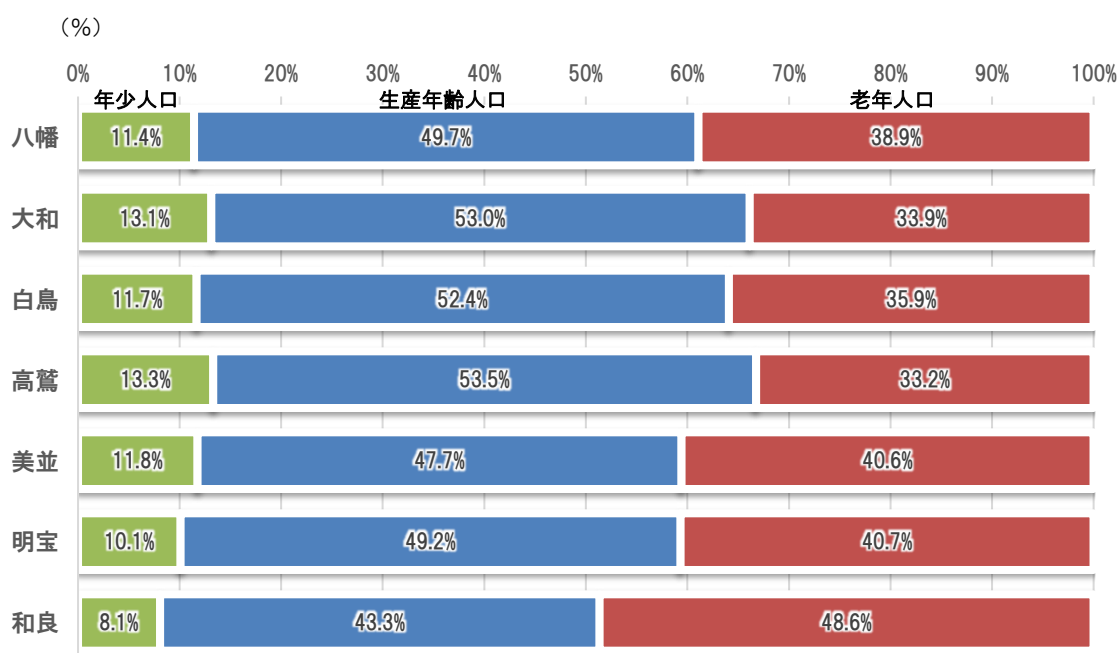
(人)

資料：国勢調査

令和2年国勢調査より地域別に年齢3区分別人口の構成比率を比較すると、老年人口の比率では和良地域が48.6%で最も高く、次いで明宝地域が40.7%、美並地域が40.6%となっています。また、年少人口の比率では和良地域が8.1%で最も低く、明宝地域も10.1%と低くなっています。

和良地域、明宝地域、八幡地域は人口減少率も高く、これら人口減少の著しい地域ほど少子高齢化が進んでいる状況がうかがえます。

図Ⅱ-6 地域別の年齢3区分別人口割合



資料：国勢調査

注：小数点以下の処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

Ⅲ. 公共施設等の現状及び将来の見通し

1. 公共施設等の現状※1

(1) 建築物系施設の概況

① 施設数・延床面積等

平成 28 年度の計画策定当時において、本市の建築物系施設の施設数は 561 施設、総棟数は 1,133 棟であり、床面積の合計は約 42.3 万㎡、築年数※2 の平均は約 27 年となっていました。施設の譲渡や新設・取得等により、令和 3 年 4 月 1 日現在では、549 施設、1,108 棟、延床面積合計 42.8 万㎡、平均築年数約 30 年となっています。

延床面積の内訳を大分類別にみると、学校教育施設が 28.5%と最も多く、次いで社会教育施設が 11.3%、公営住宅等施設が 10.1%、行政施設が 9.6%などとなっており、4 年間で社会教育施設の割合が増えています。

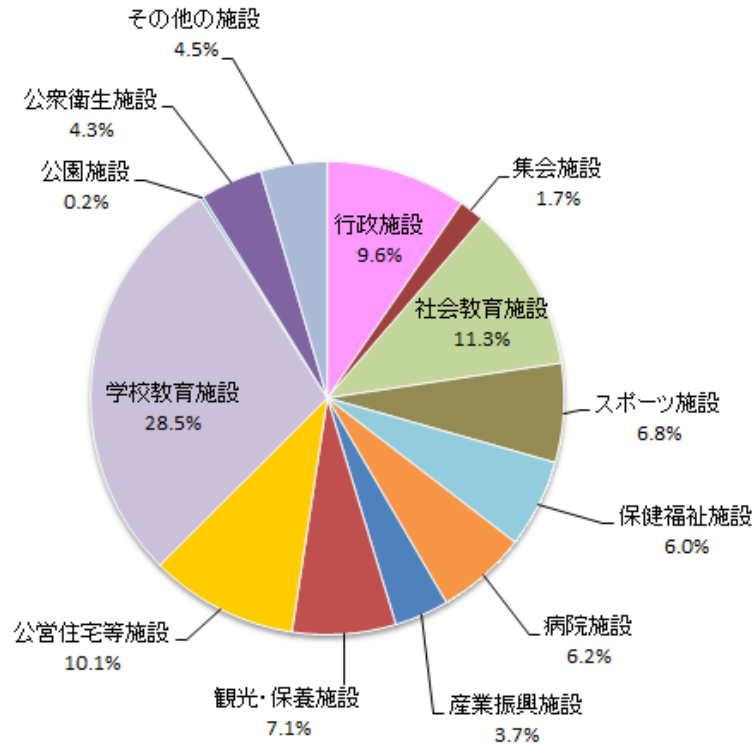
表Ⅲ-1 建築物系施設の分類別の施設数・棟数・延床面積・平均築年数

大分類	小分類	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)		築年数 平均 (年)
行政施設	庁舎等	10	41	24,285	5.7%	31.3
	防災関連施設	97	97	5,153	1.2%	28.1
	行政関連施設	36	58	11,625	2.7%	33.5
集会施設	地区集会施設	41	42	7,440	1.7%	25.9
社会教育施設	公民館	15	17	8,697	2.0%	29.5
	市民会館	4	4	13,649	3.2%	28.3
	文化施設	13	42	13,606	3.2%	48.6
	生涯学習施設	7	18	12,496	2.9%	29.2
スポーツ施設	体育館	23	25	25,008	5.8%	34.8
	屋外スポーツ施設	8	19	3,951	0.9%	21.8
保健福祉施設	保育・子育て支援施設	6	9	4,454	1.0%	35.9
	高齢者支援施設	11	17	12,278	2.9%	24.8
	障害者支援施設	4	6	1,642	0.4%	29.7
	保健施設	6	7	7,477	1.7%	23.1
病院施設	病院施設	7	11	26,450	6.2%	20.2
産業振興施設	産業施設	7	8	4,109	1.0%	19.1
	農業施設	12	27	9,203	2.1%	23.1
	畜産施設	1	9	2,629	0.6%	31.9
観光・保養施設	観光施設	19	51	14,589	3.4%	28.2
	保養施設	18	93	15,658	3.7%	23.4
公営住宅等施設	公営住宅等施設	40	126	43,335	10.1%	31.4
学校教育施設	幼稚園	3	9	5,388	1.3%	26.1
	小学校	21	126	68,149	15.9%	36.8
	中学校	8	54	45,418	10.6%	27.0
	教育関連施設	5	5	2,970	0.7%	17.2
公園施設	公園施設	12	23	530	0.1%	27.3
	公園便所	25	26	396	0.1%	29.0
公衆衛生施設	衛生施設	7	17	14,661	3.4%	17.6
	斎場施設	4	4	3,051	0.7%	14.5
	公衆便所	23	24	554	0.1%	26.5
その他の施設	その他の施設	56	93	19,450	4.5%	35.5
計		549	1,108	428,297	100.0%	30.3

※1 公共施設等の現状は、原則として公共施設等総合管理計画策定時（平成 27 年度末現在）のデータを基本に、令和 2 年度末までの増減を反映させ集計しています。

※2 築年数は、令和 3 年 4 月 1 日を基準日として算定しています（改訂前の基準日は、平成 29 年 4 月 1 日現在）。

図Ⅲ-1 建築物系施設の延床面積割合



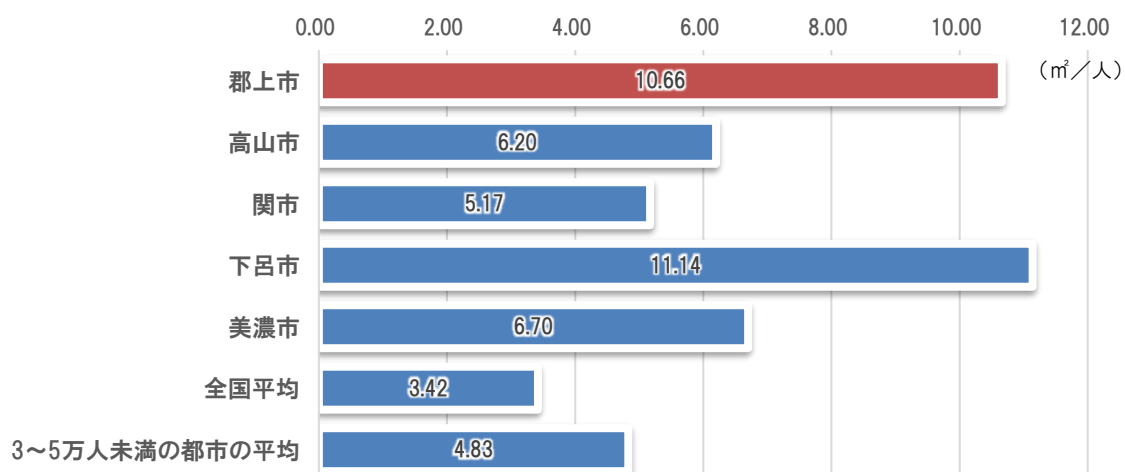
② 人口一人当たりの延床面積

本市の人口一人当たりの建築物系施設の延床面積は、10.66 ㎡/人となっており、周辺の都市の中では下呂市に次いで多く、人口規模が近い3～5万人の都市の平均（4.83 ㎡/人）と比べると、2倍以上にのびります。

表Ⅲ-2 人口一人当たりの延床面積

投資的経費の目的	人口 R3.4.1 現在	建築物系施設の 総延べ床面積	人口一人当たり 延べ床面積	備考 ※県内市の面積は公共施設等総合管理計画等に記載の数値
郡上市	40,194	428,297	10.66	面積(R3.4 現在)
県内隣接市				
高山市	85,939	532,577	6.20	面積(R2.4 現在)
関市	86,828	426,823	4.92	面積(H31.3 現在:公共施設白書>
下呂市	31,090	346,380	11.14	面積(H28 現在)
美濃市	20,026	134,149	6.70	面積(H28.11 現在)
全国平均	—	—	3.42	自治体別人口・公共施設延床面積リスト(東洋大学 PPP 研究センター)H24.1
3～5万人未満の都市の平均	—	—	4.83	総務省「全国平均値及び人口区分別平均値」H24.3

図Ⅲ-2 人口一人当たりの延床面積



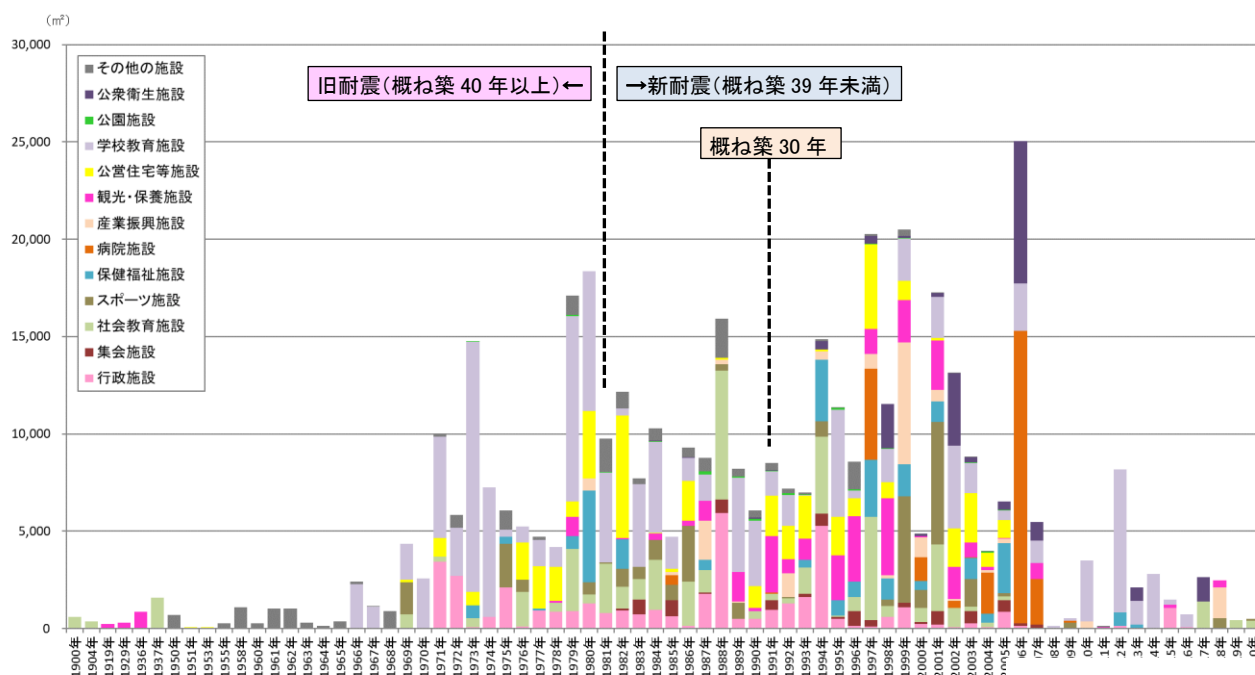
資料：各市公共施設等総合管理計画ほか

③ 建築年別の状況

建築年別にみると、1970 年（昭和 45 年）頃から建築が増え始め、その後、年によって差はあるものの、2006 年（平成 18 年）には郡上市民病院や郡上クリーンセンターといった大規模な施設を整備、2010 年（平成 22 年）から 2014 年（平成 26 年）にかけては郡上東、白鳥、大和の各中学校を整備、2015 年（平成 27 年）には和良庁舎を建設するなど、近年に至るまで公共施設の建設を進めてきました。また、総合管理計画策定後においても、地区集会所の地元自治会等への譲渡や斎場の整理統合などを進める一方で、郡上市歴史資料館や郡上市産業プラザなどの新設や、滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」や郡上八幡町屋敷越前屋など、民間所有施設の取得も行っています。

このような結果、一般的に建物の大規模改修を行う目安とされる築 30 年以上経過した建築物の延床面積は、令和 2020 年度末（令和 3 年 3 月 31 日現在）で約 20.7 万㎡と、全体の約 48%を占めており、老朽化が進行しています（平成 28 年度の計画策定時は約 17.2 万㎡、約 41%）。

図Ⅲ-3 建築物系施設の建築年別延床面積



注： 建築年が不明の建物は含みません。

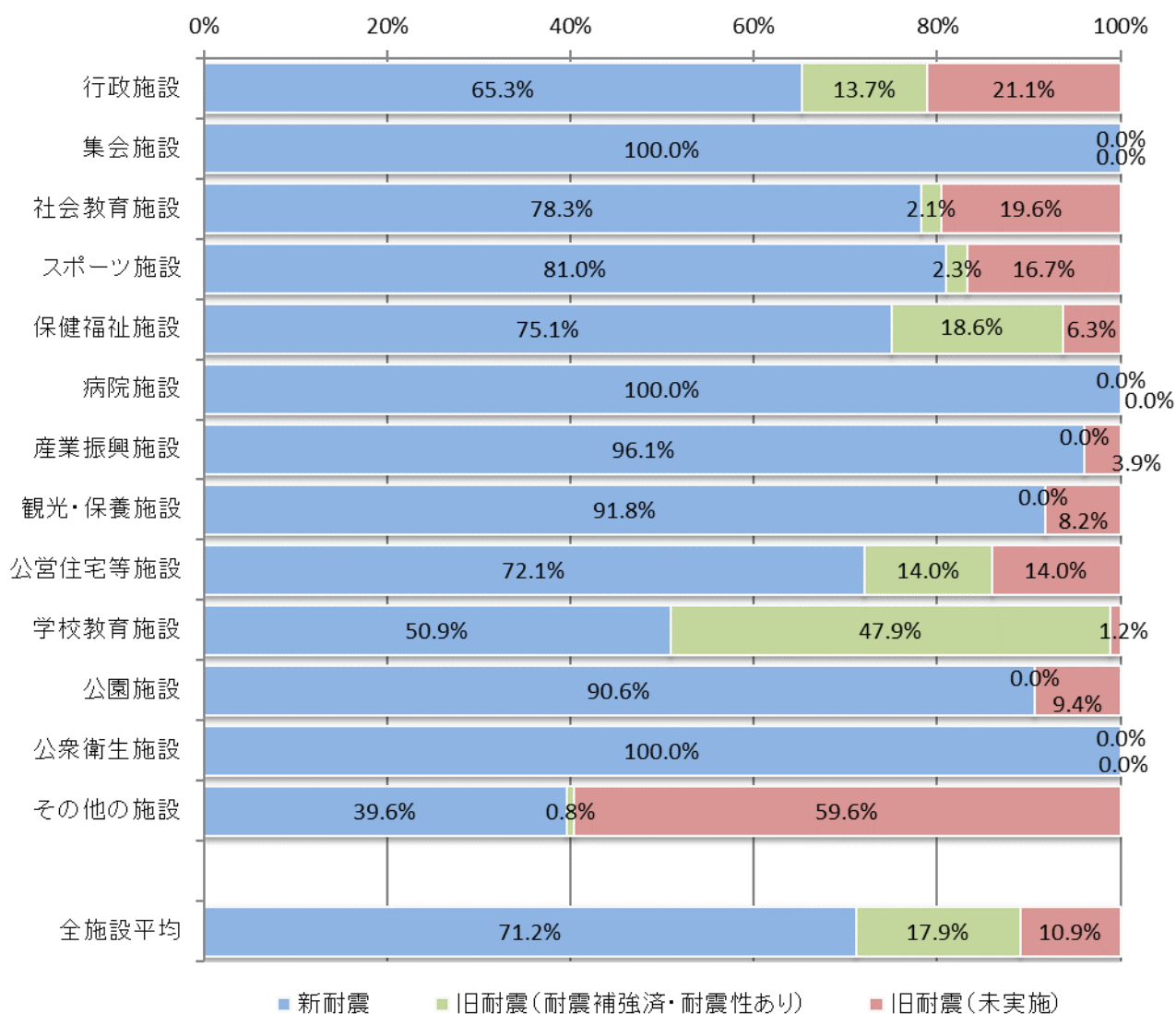
④ 耐震化の状況

計画策定時の調査において、新耐震基準*で建設した施設は全体の 70.0%（延床面積比、以下同じ。）、旧耐震基準*で建設したものの耐震補強済あるいは新耐震基準に照らして耐震性があると認められる建物が 18.6%、残る 11.3%は耐震化が未実施の状況でした。

このため、今後必要なものについては適宜耐震化を進めるとの方針により、計画策定後には、高鷲庁舎（H30 年度、延床面積 3,165 m²）、五町社会体育施設（H30 年度、延床面積 351 m²（耐震部分のみ）、初納住宅（R2 年度、延床面積 1,764 m²（A 棟のみ。B,C 棟は R3 以降に実施））の耐震改修工事を実施しています。

施設分類別にみると、行政施設や社会教育施設、スポーツ施設などで耐震化未実施の割合が高くなっています。

図Ⅲ-4 耐震基準別の延床面積比率



注：・建築年が不明の建物は含みません。
・小数点以下の処理の関係で合計が 100%にならない場合があります。

(2) インフラ系施設の現況

① 対象施設の概要

インフラ系施設は、道路、橋梁、その他の土木インフラ、上水道施設、下水道施設、ケーブルテレビが対象となります。

- ・道路の延長は、市道では一般道路が約 1,109.9km、自転車歩行者道が約 26.1km となっているほか、農道を約 188.3km、林道が約 616.5km 整備しています。
- ・橋梁は、市道に 871 橋（総延長約 14.4km）、農道に 68 橋、林道に 342 橋があります。
- ・市が設置、管理するその他の土木インフラとしては、トンネルが市道、林道合せて 8 箇所あるほか、農業用水を確保するための施設として、ため池 16 箇所、頭首工*等 620 箇所（うち揚水機 30 箇所、可動堰*3 箇所）があります。
- ・上・下水道施設の管路延長は、上水道が約 902.1km、下水道が約 546.8km となっています。
- ・ケーブルテレビは、光化の完了により、同軸ケーブルを廃止し、光ケーブルが約 1,172.8km となっています。

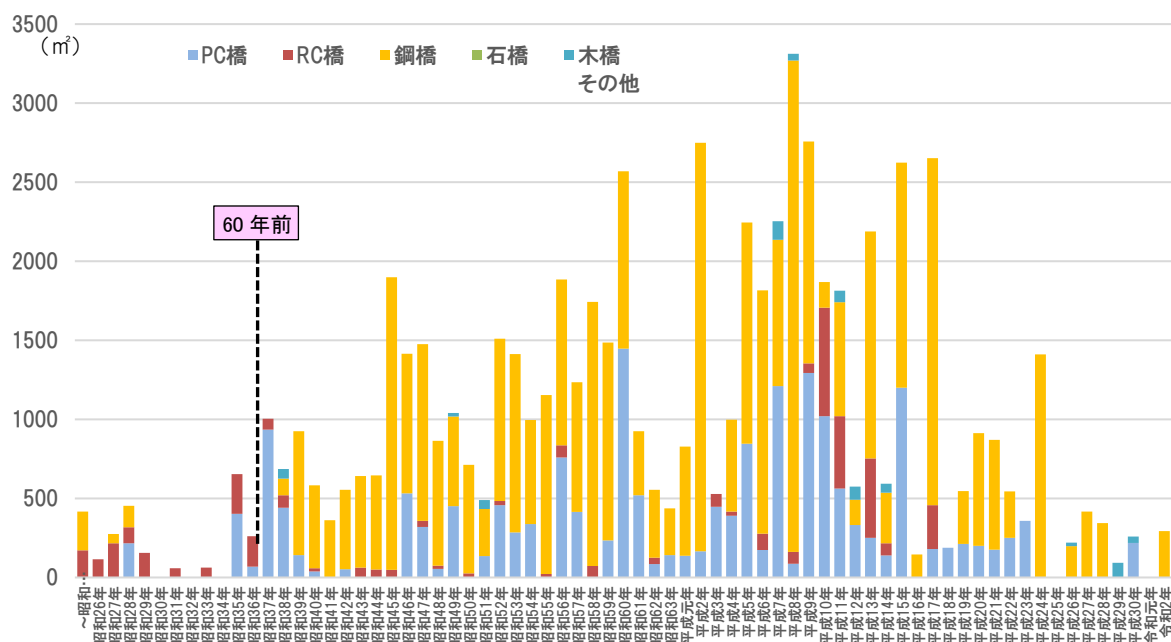
表Ⅲ-3 インフラ系施設の概要(令和 2 年度末)

種別			施設数等	
道路	市道	一般道路	延長	1,109,904 m
			面積	5,347,944 m ²
		自転車歩行者道	延長	26,089 m
			面積	77,006 m ²
	農道	延長	188,332 m	
		面積	624,075 m ²	
	林道	延長	616,503 m	
		面積	2,350,046 m ²	
橋梁	市道	本数	871 橋	
		延長	14,435 m	
		面積	85,459 m ²	
	農道	本数	68 橋	
	林道	本数	342 橋	
その他の土木 インフラ	トンネル(市道・林道)		箇所数	8 箇所
			延長	6,115.2 m
	ため池		箇所数	16 箇所
			堤延長	1,197.2 m
	堰(せき)等	頭首工等	箇所数	620 箇所
		うち揚水機	箇所数	(30) 箇所
		うち可動堰	箇所数	(3) 箇所
上水道施設	管路		延長	902,061 m
下水道施設	管路		延長	546,795 m
ケーブルテレビ	光ケーブル		延長	1,172,844 m

② 橋梁の現状

- ・ 橋梁の整備は、1960 年（昭和 35 年）頃から多くなっています。
- ・ 橋梁は、一般的な耐用年数は 60 年程度とされることから、現時点で 1960 年頃より以前に建設した橋梁について更新時期を迎えており、その対象は年々増加することになります。

図Ⅲ-5 橋梁の年度別構造区分面積



※建設年度不詳は除く

③ 上水道施設の現状

- ・ 上水道管の内訳として、導水管*が約 30.0km、送水管*が約 40.9km、配水管*が約 831.2km となっています。

表Ⅲ-4 上水道 管径別延長

単位:m

導水管								
300 mm 未満	300～ 500 mm 未満	500～ 1000 mm 未満	1000～ 1500 mm 未満	1500～ 2000 mm 未満	2000 mm 以上	計		
29,985	0	0	0	0	0	29,985		
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		
送水管								
300 mm 未満	300 mm ～500 mm 未満	500 mm ～1000 mm 未満	1000 mm ～1500 mm 未満	1500 mm ～2000 mm 未満	2000 mm 以上	計		
40,880	0	0	0	0	0	40,880		
100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		
配水管								
50 mm 以下	75 mm 以下	100 mm 以下	125 mm 以下	150 mm 以下	200 mm 以下	250 mm 以下	300 mm 以下	計
59,896	322,500	257,793	684	168,743	17,434	2,995	1,151	831,196
7.2%	38.8%	31.0%	0.1%	20.3%	2.1%	0.4%	0.1%	100.0%

④ 下水道施設の現状

- ・ 下水道管は、塩ビ管で管径 250mm 以下が大半を占めています。

表Ⅲ-5 下水道 管種別延長

単位:m

コンクリート管	陶管	塩ビ管	更生管	その他	計
0	0	517,313	0	29,482	546,795
0.0%	0.0%	94.6%	0.0%	5.4%	100.0%

表Ⅲ-6 下水道 管径別延長

単位:m

管径～250mm	管径 251～ 500mm	管径 501mm～ 1000mm	管径 1001mm～ 2000mm	管径 2001mm 以上	計
532,233	11,282	3,154	126	0	546,795
97.3%	2.1%	0.6%	0.0%	0.0%	100.0%

(3) 施設保有量の推移

公共施設の保有量の推移について、平成 29 年 4 月 1 日現在と令和 3 年 4 月 1 日現在で比較すると以下のとおりとなります。

表Ⅲ-7 建築物系公共施設の保有量推移

大分類	平成 29 年(2017 年)			令和 3 年(2021 年)			増減(2021 年-2017 年)		
	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)
行政施設	153	211	44,608	143	196	41,063	▲ 10	▲ 15	▲ 3,545
集会施設	50	55	9,762	41	42	7,440	▲ 9	▲ 13	▲ 2,323
社会教育施設	28	69	42,981	39	81	48,447	11	12	5,467
スポーツ施設	31	41	28,668	31	44	28,959	0	3	291
保健福祉施設	28	40	25,997	27	39	25,850	▲ 1	▲ 1	▲ 147
病院施設	7	11	26,450	7	11	26,450	0	0	0
産業振興施設	19	45	14,462	20	44	15,941	1	▲ 1	1,479
観光・保養施設	35	142	26,898	37	144	30,246	2	2	3,349
公営住宅等施設	38	119	39,982	40	126	43,335	2	7	3,353
学校教育施設	38	197	122,703	37	194	121,925	▲ 1	▲ 3	▲ 778
公園施設	38	50	1,530	37	49	925	▲ 1	▲ 1	▲ 604
公衆衛生施設	39	58	18,386	34	45	18,266	▲ 5	▲ 13	▲ 120
その他の施設	57	95	20,540	56	93	19,450	▲ 1	▲ 2	▲ 1,090
計	561	1,133	422,967	549	1,108	428,297	▲ 12	▲ 25	5,331

※時点は、各年 4 月 1 日現在

注：延床面積の増減は、整数処理により施設分類別と合計が一致しません。

表Ⅲ-8 インフラ系公共施設の保有量推移

種別等			平成 27 年 (2015 年)	令和 3 年 (2021 年)	増減(2021 年-2017 年)		
					単位等		
道路	市道	一般道路	1,108,524	1,109,904	1,380	m	延長
			5,283,470	5,347,944	64,474	m ²	面積
		自転車 歩行者道	23,945	26,089	2,144	m	延長
			70,592	77,006	6,414	m ²	面積
	農道		178,307	188,332	10,025	m	延長
			624,075	624,075	0	m ²	面積
	林道		610,666	616,503	5,837	m	延長
			2,310,959	2,350,046	39,087	m ²	面積
橋梁	市道		898	871	▲ 27	橋	本数
			13,797	14,435	638	m	延長
			69,095	85,459	16,364	m ²	面積
	農道		70	68	▲ 2	橋	本数
	林道		359	342	▲ 17	橋	本数
その他の 土木インフラ	トンネル(市道・林道)		8	8	0	箇所	箇所数
			5,850.5	6,115.2	264.7	m	延長
	ため池		16	16	0	箇所	箇所数
			1,197.2	1,197.2	0	m	延長
	堰(せき)等	頭首工等	620	620	0	箇所	箇所数
		うち揚水機	(27)	(30)	(▲3)	箇所	箇所数
うち可動堰		(3)	(3)	(0)	箇所	箇所数	
上水道 施設	管路		886,884	902,061	15,177	m	延長
下水道 施設	管路		541,660	546,795	5,135	m	延長
ケーブル テレビ	同軸ケーブル		706,459	0	▲ 706,459	m	延長
	光ケーブル		423,786	1,172,844	749,058	m	延長

※時点は、各年 3 月 31 日現在

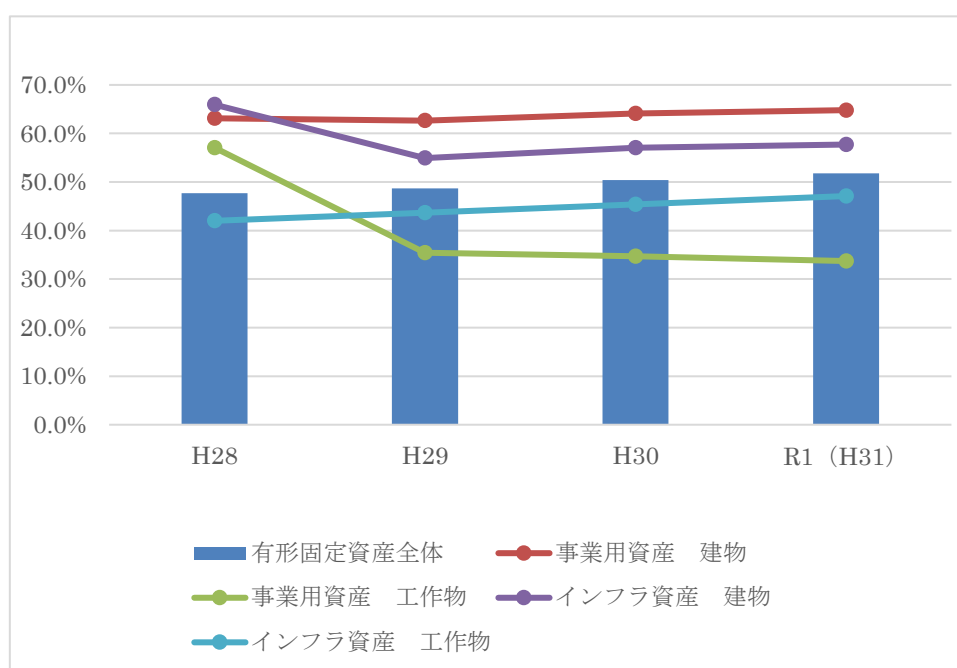
(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の償却がどの程度進んでいるかを表しています。償却率が大きいほど、老朽化が進んでいることになります。

(ア) 普通会計

普通会計の有形固定資産減価償却率は、令和元年度に有形固定資産全体で 51.8%となっており、微増ですが毎年増加傾向にあります。このうち、事業用資産の建物の償却率が最も大きく、令和元年度で 65.3%となっており、着実に老朽化が進んでいます。なお、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、事業用資産の工作物及び、インフラ資産の建物において償却率が低下していますが、これはまん真ん中広場や道の駅白山文化の里長滝の整備など、新たな資産が増加したことによるものです。

図Ⅲ-6 普通会計における有形固定資産減価償却率の推移



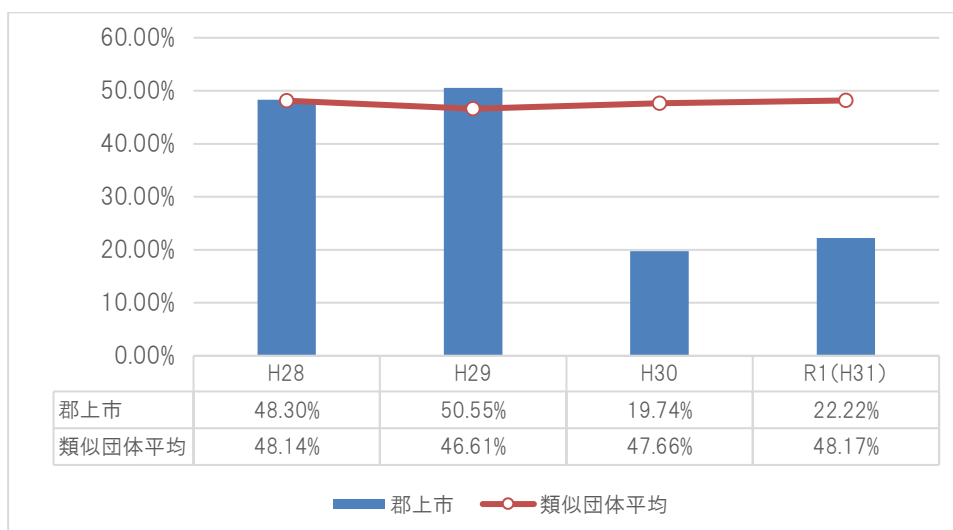
出典：令和元年度財政状況資料集（岐阜県内市町村）（岐阜県）

(イ) 公営企業会計

① 上水道

上水道の有形固定資産減価償却率は、平成 30 年度の簡易水道事業の統合により、大幅な低下となっています。今後、急激に耐用年数の到来を迎えるため、長期的・計画的な管路の更新が必要となります。また、令和 2 年度より、耐震化を兼ねた更新を着手し、今後も計画的な管路更新に取り組んでいきます。

図Ⅲ-7 公営企業会計(上水道)における有形固定資産減価償却率の推移



出典：令和元年度地方公営企業経営比較分析表（岐阜県）

② 下水道

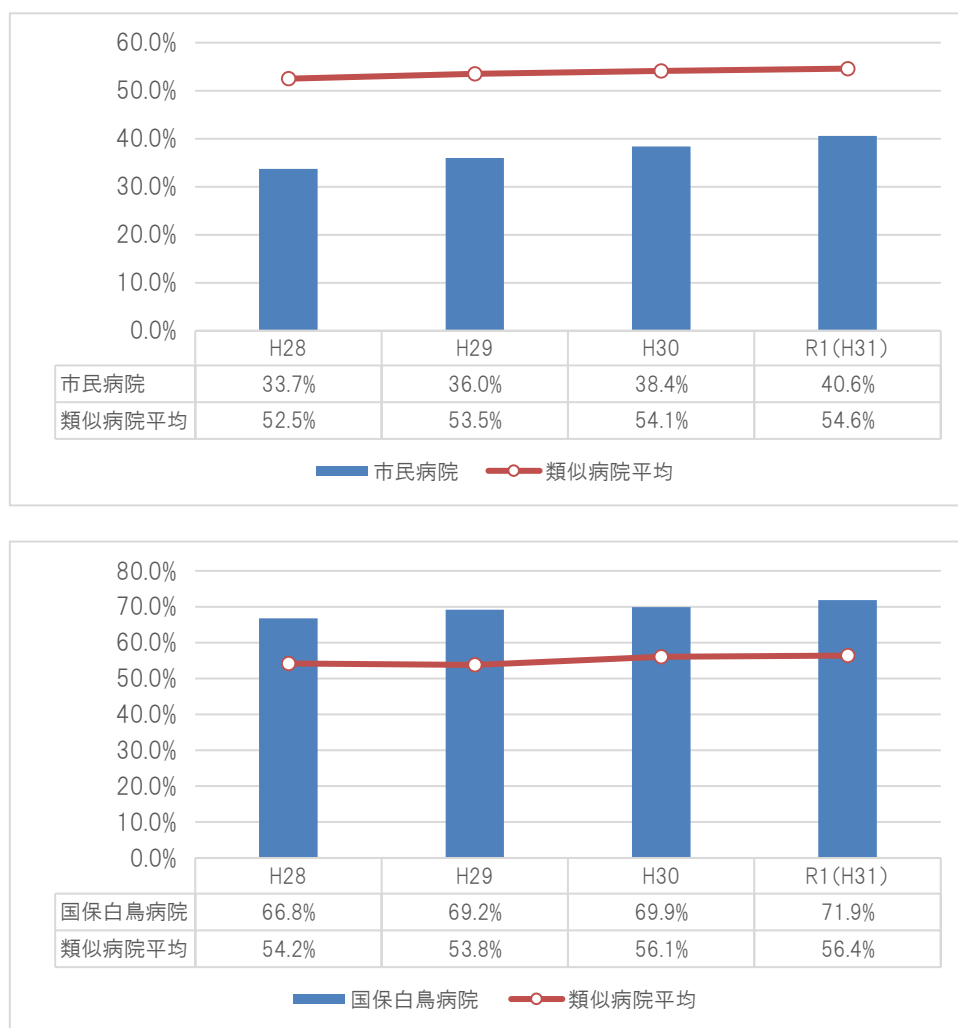
下水道の有形固定資産減価償却率は、3.96%、管渠老朽化率は 0.00%で類似団体平均や全国平均を下回っています。また、管渠改善率は 0.02%で類似団体や全国平均を下回っています。今後、耐用年数の到来を見据え、計画的、継続的な管渠の更新が必要となります。

なお、下水道会計については、令和 2 年度から公営企業会計へ移行したため、令和元年度までの有形固定資産減価償却率は算出していません。

③病院

市が設置する病院及び診療所のうち、郡上市民病院と県北西部地域医療センター国保白鳥病院に公営企業会計を適用しています。それぞれの病院の令和元年度における有形固定資産減価償却率は、平成 18 年度に建設した市民病院が 40.6%、平成 9 年に建設した国保白鳥病院で 71.9%となっています。類似病院と比較すると、市民病院は、固定資産の大半を占める建物が比較的新しいため償却率が平均値を下回っていますが、国保白鳥病院は上回っており、老朽化が進んでいます。なお、病院は、高額な医療機器を収容しており、器械備品の減価償却率を比較すると、いずれの病院も類似病院の平均値を上回っていることから、今後の経営状況と照らし合わせながら、適切な器械備品の更新が必要です。

図Ⅲ-8 公営企業会計(病院)における有形固定資産減価償却率の推移



出典：令和元年度地方公営企業経営比較分析表（岐阜県）

(5) 過去に行った対策の概要と実績

郡上市では、平成 16 年 3 月 1 日の町村合併以降、「公の施設見直し方針」や「指定管理者制度の導入に関する指針（現在は「指定管理者制度の運用に関する指針」に改訂）」を策定し、地区集会所の地元自治会等への譲渡をはじめ、指定管理者制度の導入促進や導入後の運用の見直し等、公共施設の見直し全般に関する取組みを進めてきました。また、平成 27 年度からは、公共施設等総合管理計画の策定に着手し、令和 2 年 3 月には、公共施設等総合管理計画の個別施設計画として位置付ける「公共施設適正配置計画」の策定を完了しました。

ここでは、公共施設等総合管理計画策定着手以降、令和 3 年 3 月末までに本市が行った、公共施設等に関する対策等について、主なものを示します。

(ア) 市民に向けた対応

◎ 公共施設等総合管理計画策定時

- ・公共施設に関する市民アンケートの実施（対象者 2,000 人 回答 922 件 回答率 46.1%）
- ・郡上市の公共施設等に関する市民説明会（参加者 146 人）
- ・市民ワークショップ（計 4 回 参加者延べ 72 人）
- ・市長と語ろう！ふれあい懇談会の開催（7 地域 参加者 522 人）
- ・広報郡上による周知

◎ 公共施設適正配置計画策定時

- ・公共施設適正配置計画検討会議設置（委員数 15 人 延べ 9 回開催）
- ・公共施設適正配置に関する市民説明会・パネルディスカッション（2 回実施 参加者 149 人）
- ・公共施設適正配置に関する市民ワークショップ（計 29 回 参加者延べ 315 人）
- ・各種団体等への出張説明（社会教育委員、行政相談員 ほか）
- ・広報郡上による周知

(イ) 庁内での取組み

- ・施設カルテ作成（総合管理計画策定時 561 施設）
- ・施設評価及びヒアリング（適正配置計画策定時 平成 29 年 8 月～平成 30 年 7 月）
- ・公共施設アドバイザー委嘱（適正配置計画策定時 平成 31 年 4 月～）
- ・公共施設適正配置計画に基づく再編行動計画策定開始（令和 2 年 4 月～）
- ・公共施設劣化調査（研修会 2 回 調査開始：令和 3 年 10 月～）

(ウ) 具体的な再編・再配置の取組みと実績

再編・再配置の取組み	実 績	面積増減（参考）
①譲渡・廃止（取壊し）	譲渡：防災拠点 4、職員宿舍 1、 地区集会所 7、農業施設 1 廃止：塵芥処理施設 2、斎場 1	▲3,134.55 m ²
②行政財産の普通財産化	・保育園 1、小学校 1、斎場 2	実質増減なし
③他の行政目的へ転用	・スポーツ施設⇒中学校（体育館） ・小学校（体育館）⇒スポーツ施設	実質増減なし
④普通財産の処分	・譲渡 1、取壊し 4	▲2,941.44 m ²
⑤増改築、減築	増築：スポーツ施設 3 改築：博物館等 1、道の駅 1、斎場 1 減築：庁舎 1、畜産施設 1	+915.81 m ²

再編・再配置の取組み	実 績	面積増減（参考）
⑥新設又は取得	新設：博物館等 2、産業施設 1 取得：博物館等 2、宿泊保養施設 1、 公営住宅等施設 2	+ 10,490.69 m ²

（エ）その他の取組み

その他、公共施設の適正な管理に関する取組みとして、公共施設等総合管理計画や公共施設適正配置計画の策定過程で検討課題となり、新型コロナウイルス感染症の拡大により新たな課題が顕在化した「指定管理者制度の運用のあり方」をゼロベースから考えるため、「指定管理者制度の運用に関する指針」の見直し方針を策定しました。見直し方針では、市と指定管理者の責任の所在を明確にすること及び、これまでの運用の基準等を検証した上で、客観的な視点から市の考え方に適正性や妥当性を持たせることを基本的な考え方とし、次の事項について必要な見直しを行うこととしました。

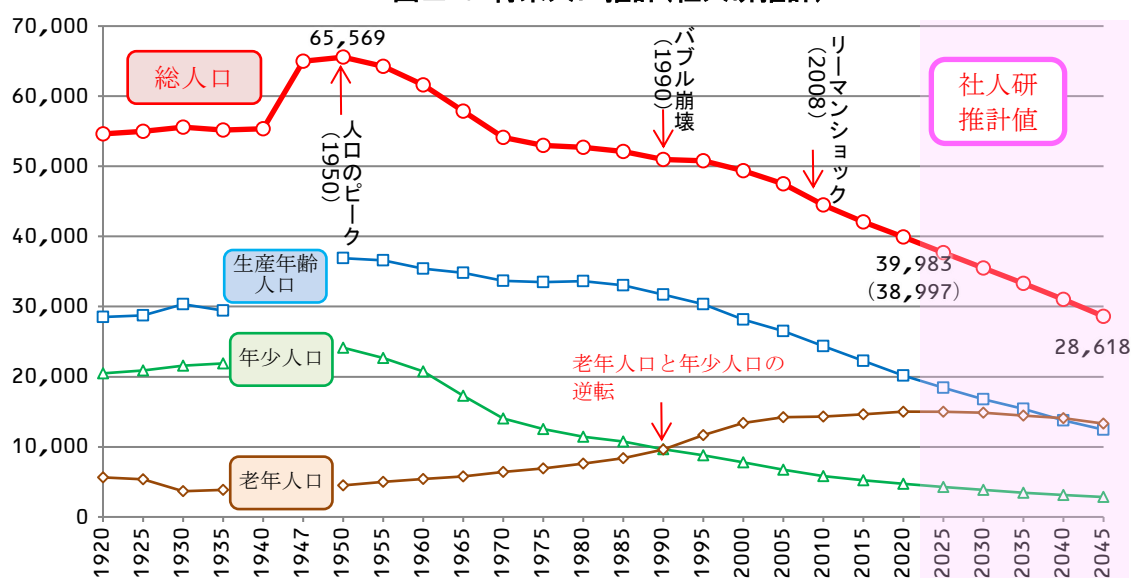
- ①公共施設適正配置計画で示した個々の施設の方針を反映する
- ②指定管理の基本原則を「要求水準書（仕様書）」に明確化する
- ③積算根拠を明確にした指定管理料算定手法を明示する
- ④修繕や改修の役割分担と費用負担等を検証し適正な手法を明記する
- ⑤指定管理料の精算及び納入金のあり方を見直す
- ⑥指定管理者と使用者の関係、施設の設置目的での利用と目的外使用の考え方を整理する
- ⑦新型コロナウイルス感染症を起因としてリスク負担を検証し必要箇所を見直す
- ⑧指定期間の延長及び債務負担行為の設定を検討する
- ⑨指定管理者の選定及び評価過程への第三者の関与を検討する

2. 将来人口についての今後の見通し

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計〔日本の地域別将来人口推計（H30.3.31）〕によると、本市の人口は、2015 年（H27）の 42,090 人から、2045 年（R27）には 28,618 人まで減少するとされ、この 30 年間の人口減少率は 32.0%に及ぶと予測されています。

年齢 3 区分別では、年少人口、生産年齢人口は減少が続く一方、老年人口はほぼ現状を維持する推計となっており、2045 年（R27）の状況は、市民の 2.1 人に一人が 65 歳以上の高齢者（高齢化率 47%）となり、生産年齢人口（15～64 歳）0.93 人で高齢者一人を支えることとなります。

図Ⅲ-9 将来人口推計(社人研推計)



出典)「国勢調査」、2020 年以降の推計値は国立社会保障人口問題研究所

出典：郡上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和 2 年 3 月改訂）

※2020 年におけるかっこ書きは、令和 2 年国勢調査の実績値

こうした状況に対し、人口構造の若返りによる人口の安定化と地域経済社会の好循環のため、「郡上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版（R2.3）」（以下「郡上市人口ビジョン」という。）では、出生数の増加と移住・定住の促進を図ることにより、以下のとおり人口の将来展望を掲げています。

【郡上市人口ビジョンによる人口の将来展望】

○2065年の総人口を26,000人程度にする

■合計特殊出生率について、2040年までに「2.2」を達成

⇒ 現状値「1.79」（岐阜県衛生年報：年齢階級別女子人口・合計特殊出生率<H29>）

■若い世代の転入推進・転出抑制により年間の社会増減数を約50人程度改善

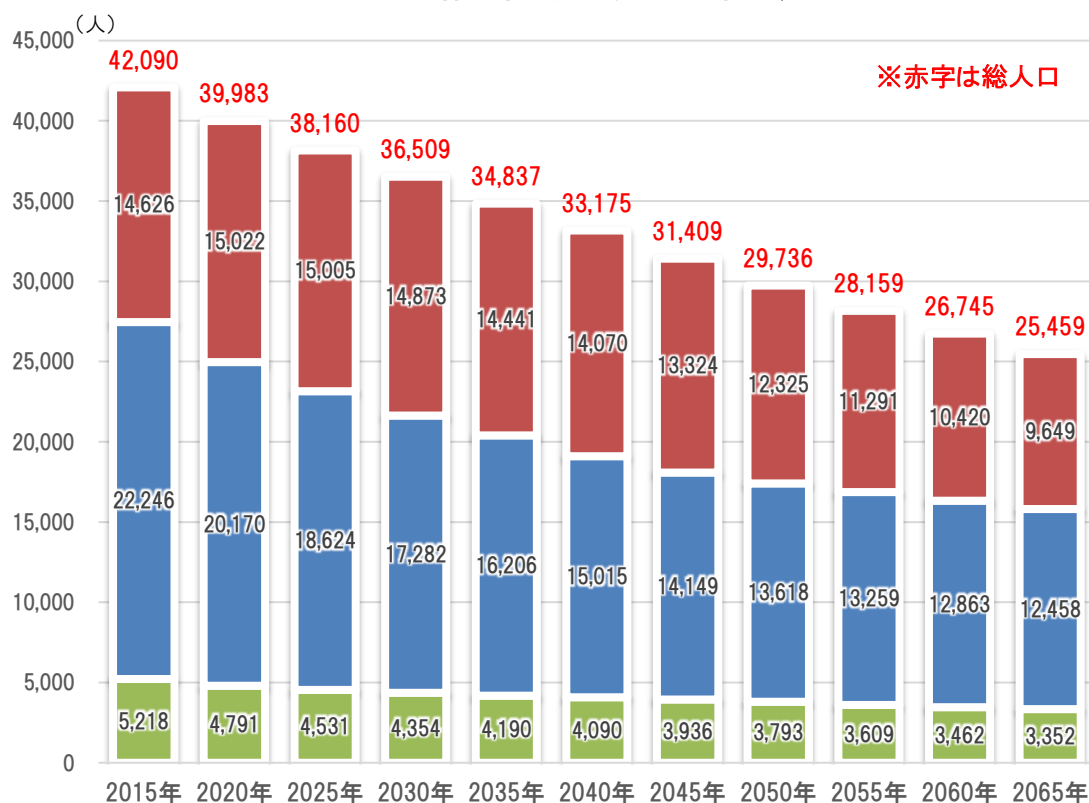
⇒ 現状値「△227人」（総務省：住民基本台帳人口移動報告）

※例）15～34歳の1年間の転入転出差（転入478人・転出705人<R1>）

郡上市人口ビジョンによる人口の将来展望では、2045 年（令和 27 年）の総人口は 31,409 人で、社人研の推計（28,619 人）よりも 2,800 人程度多く見込んでいます。

それでもなお、人口の減少は避けられず、2015 年（平成 27 年）から郡上市人口ビジョンの対象期間である 2065 年（令和 47 年）までに、総人口で 39.5%減（42,090 人→25,459 人）となります。また、同期間で年齢 3 区分別にみると、年少人口が 35.8%減（5,218 人→3,352 人）、生産年齢人口が 43.9%減（22,246 人→12,458 人）、老年人口が 34.0%減（14,626 人→9,649 人）と、いずれの年代も現状より大幅に減少すると予想されます。

図Ⅲ-10 郡上市が目指す人口の将来展望



資料：郡上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（改訂版）

3. 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み

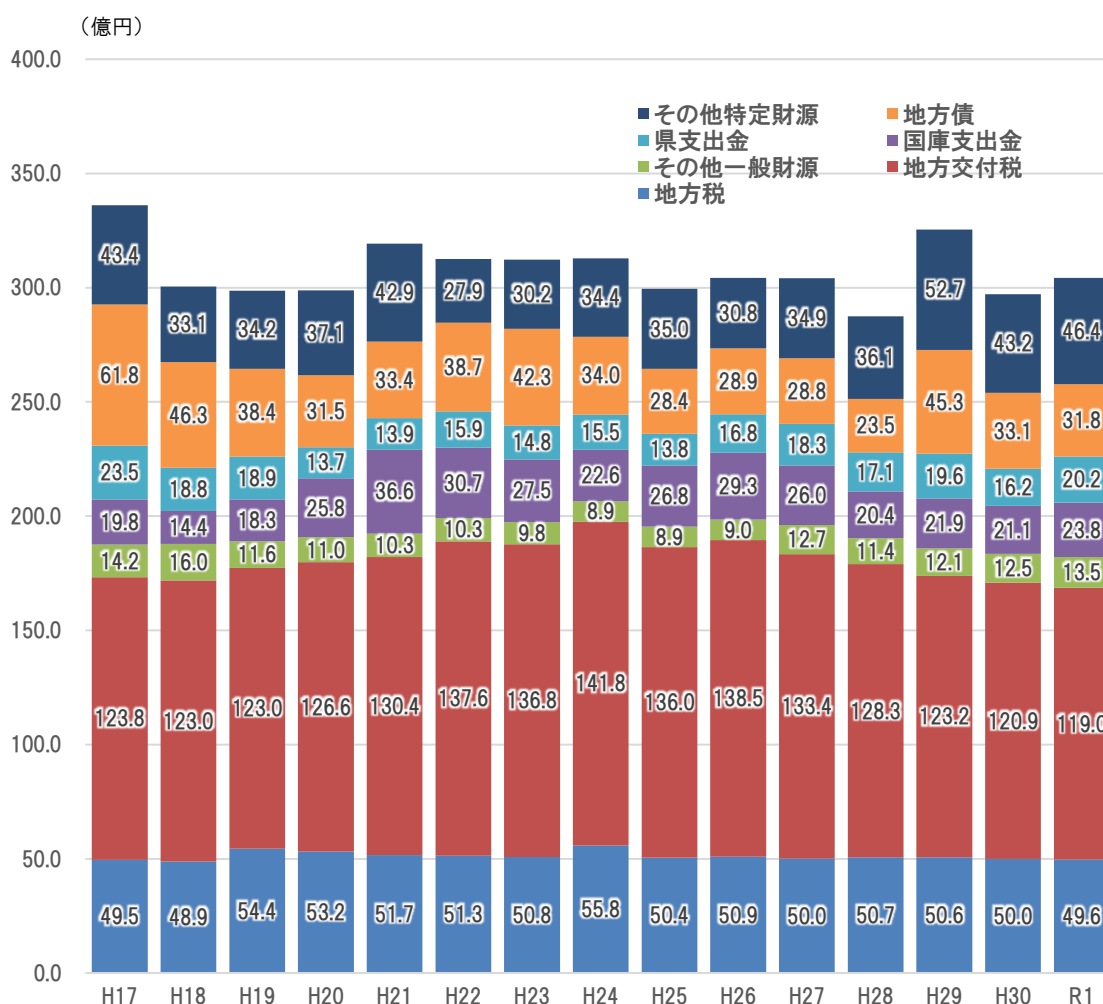
(1) 歳入及び歳出の推移等

合併後の平成 17 年度以降について歳入・歳出決算状況を見ると、歳入・歳出とも総額は年間約 300 億円程度で推移しています。

① 歳入

歳入の内訳としては、地方交付税*の割合が最も高く、令和元年度では歳入全体の 39.1%を占めています。また、地方税（市税）は年間約 50 億円程度であり令和元年度では歳入全体の 16.3%を占めていますが、県内の他市（平均 34.5%）に比べて低い数値となっています。

図Ⅲ-11 歳入額の推移



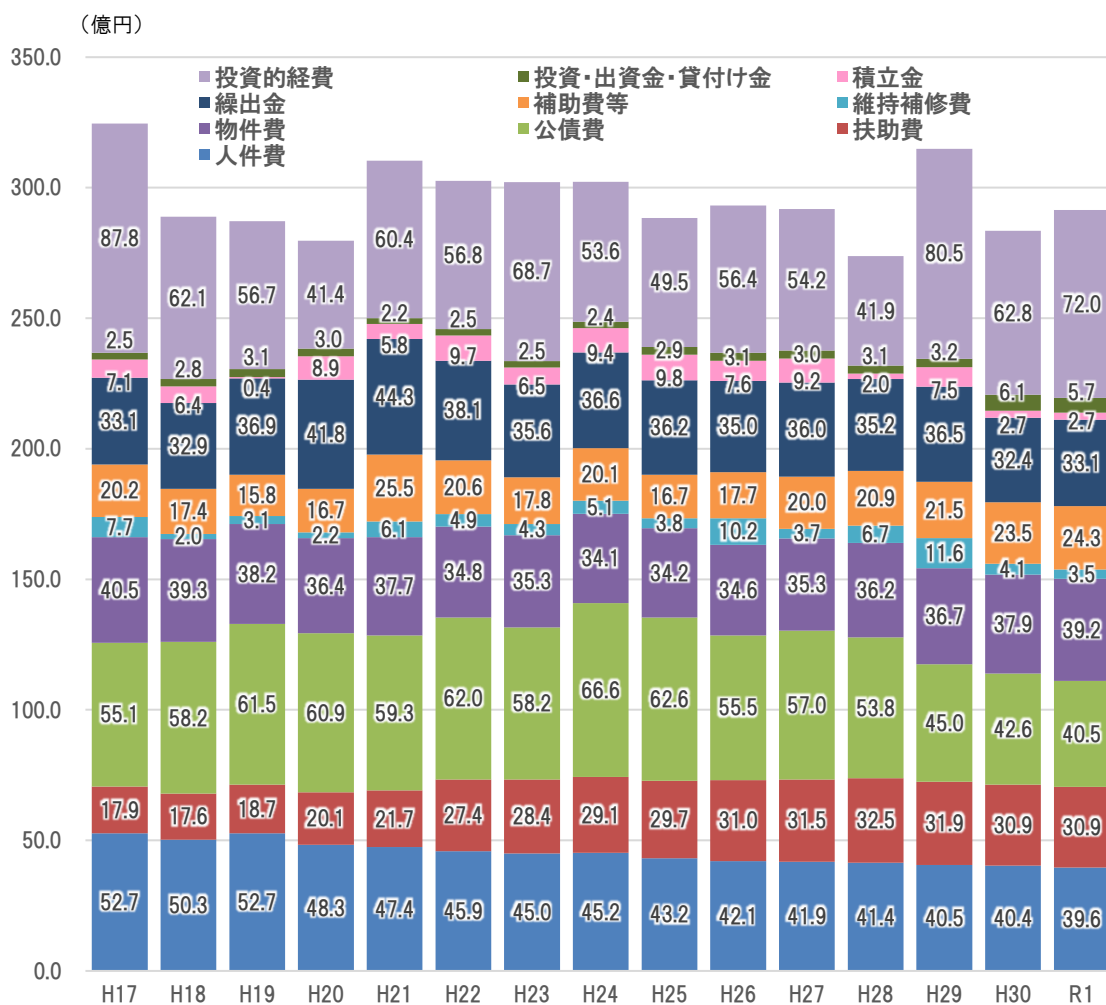
資料：決算カード

② 歳出

歳出では、人件費、扶助費*、公債費*の義務的経費*が令和元年度では歳出全体の 38.1%を占めています。扶助費については増加傾向を示しています。

公共施設等の整備に係る投資的経費*は、年度によって差はあるものの、平成 17 年度以降約 40～90 億円程度で推移しており、令和元年度は約 72 億円で歳出全体の 24.7%となっています。これは県内の他市（平均 16.0%）に比べて高い数値となっています。

図Ⅲ-12 歳出額の推移



資料：決算カード

③投資的経費の推移

公共施設等総合管理計画策定時に記載した直近 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）に、それ以降の 6 年間（平成 27 年度～令和 2 年度）を加えた直近 11 年間の投資的経費の状況と、一般会計、企業会計（病院）、上下水道会計、郡上ケーブルテレビ会計のうち、投資的経費（公共施設整備、インフラ整備等に要する経費）の内訳を以下に示します。

なお、公共施設の更新費用等の推計及び目標値設定のために使用する数値は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の投資的経費とし、その平均は約 68 億円となっています。

表Ⅲ-9 直近11年間(平成 22 年度から令和 2 年度)の投資的経費の状況

■投資的経費の合計

単位:千円

<平成 22 年度～平成 26 年度>

投資的経費の目的	H22	H23	H24	H25	H26	合計	平均
1 公共施設整備事業費	1,995,340	2,645,991	1,810,444	1,636,283	2,519,266	10,607,324	2,121,465
2 インフラ整備事業費	4,300,609	4,021,224	3,281,938	3,336,695	3,490,785	18,431,251	3,686,250
3 その他事業費	691,531	637,927	1,399,566	1,080,409	1,058,288	4,867,721	973,544
合計	6,987,480	7,305,142	6,491,948	6,053,387	7,068,339	33,906,296	6,781,259

<平成 27 年度～令和 2 年度>

投資的経費の目的	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
1 公共施設整備事業費	2,197,028	1,227,677	3,750,772	1,395,663	1,935,495	669,031	11,175,666
2 インフラ整備事業費	3,272,037	3,848,068	3,300,819	3,112,185	3,614,839	3,179,503	20,327,451
3 その他事業費	953,693	1,067,365	1,871,432	1,287,624	1,629,298	1,252,431	8,061,843
合計	4,225,730	4,915,443	5,172,251	4,399,809	5,244,137	4,431,934	28,389,294

※その他の事業費には、スクールバス等の車両や防災無線の整備など、公共建築物やインフラの整備以外に要した様々な経費が含まれる。

《上記投資的経費の内訳》

■一般会計

単位:千円

<平成 22 年度～平成 26 年度>

投資的経費の目的	H22	H23	H24	H25	H26	合計	平均
1 公共施設整備事業費	1,989,812	2,643,719	1,804,925	1,632,034	2,517,286	10,587,776	2,117,555
2 インフラ整備事業費	2,836,964	2,854,000	1,755,579	2,007,869	1,694,070	11,148,482	2,229,696
うち道路整備事業費	1,700,154	2,092,494	1,238,394	1,384,557	947,639	7,363,238	1,472,648
うち橋りょう整備事業費	228,182	465,769	179,815	223,312	315,432	1,412,510	282,502
うちその他インフラ整備事業費	908,628	295,737	337,370	400,000	430,999	2,372,734	474,547
3 その他事業費	691,531	637,927	1,399,566	1,080,409	1,058,288	4,867,721	973,544
合計	5,518,307	6,135,646	4,960,070	4,720,312	5,269,644	26,603,979	5,320,796

<平成 27 年度～令和 2 年度>

投資的経費の目的	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
1 公共施設整備事業費	2,178,250	1,156,073	3,750,772	1,372,763	1,829,456	657,481	10,944,795
2 インフラ整備事業費	1,841,268	1,919,880	2,338,068	2,080,562	2,071,157	1,953,290	12,204,225
うち道路整備事業費	1,050,589	1,042,840	1,068,791	997,961	760,849	810,262	5,731,292
うち橋りょう整備事業費	314,946	298,417	155,449	583,289	149,926	227,538	1,729,565
うちその他インフラ整備事業費	475,733	578,623	1,113,828	499,312	1,160,382	915,490	4,743,368
3 その他事業費	953,693	1,067,365	1,871,432	1,287,624	1,629,298	1,252,431	8,061,843
合計	4,973,211	4,143,318	7,960,272	4,740,949	5,529,911	3,863,202	31,210,863

※「うちその他インフラ整備事業費」には、河川、急傾斜、土地改良施設（水路等）等の土木インフラが含まれる。

■病院・診療所(企業会計+国保特別会計(直診分))

単位:千円

<平成 22 年度～平成 26 年度>

投資的経費の目的	H22	H23	H24	H25	H26	合計	平均
1 公共施設整備事業費	5,528	2,272	5,519	4,249	1,980	19,548	3,910

<平成 27 年度～令和 2 年度>

投資的経費の目的	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
1 公共施設整備事業費	18,778	71,604	0	22,900	106,039	11,550	230,871

■上下水道(上水道:企業会計+簡水特別会計、下水道:下水特別会計→企業会計)

単位:千円

<平成 22 年度～平成 26 年度>

投資的経費の目的	H22	H23	H24	H25	H26	合計	平均
2 インフラ整備事業費	1,175,053	738,118	1,195,844	1,147,360	1,735,537	5,991,912	1,198,382
うち上水道事業	680,280	252,796	585,680	855,111	1,613,293	3,987,160	797,432
うち下水道事業	494,773	485,322	610,164	292,249	122,244	2,004,752	400,950

<平成 27 年度～令和 2 年度>

投資的経費の目的	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
2 インフラ整備事業費	1,327,314	1,876,671	897,989	435,100	588,106	403,717	5,528,897
うち上水道事業	1,234,694	1,749,022	788,848	276,989	455,758	235,766	4,741,077
うち下水道事業	92,620	127,649	109,141	158,111	132,348	167,951	787,820

※上水道は、H29 から簡水特別会計を企業会計に統合。下水道は、R2 年度に下水特別会計から企業会計へ移行。

■郡上ケーブルテレビ(ケーブルテレビ特別会計+指定管理者が負担した投資的経費)

単位:千円

<平成 22 年度～平成 26 年度>

投資的経費の目的	H22	H23	H24	H25	H26	合計	平均
2 インフラ整備事業費	288,592	429,106	330,515	181,466	61,178	1,290,857	258,171

<平成 27 年度～令和 2 年度>

投資的経費の目的	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
2 インフラ整備事業費	103,455	51,517	64,762	596,523	955,576	822,496	2,594,329

※H30 年度から、ケーブルテレビ特別会計を廃止し一般会計に移行したことから、H30 年度以降については、一般会計計上の投資的経費（ケーブルテレビ光化に係る事業費）を含んでいる。

(2) 歳入及び歳出の見通し

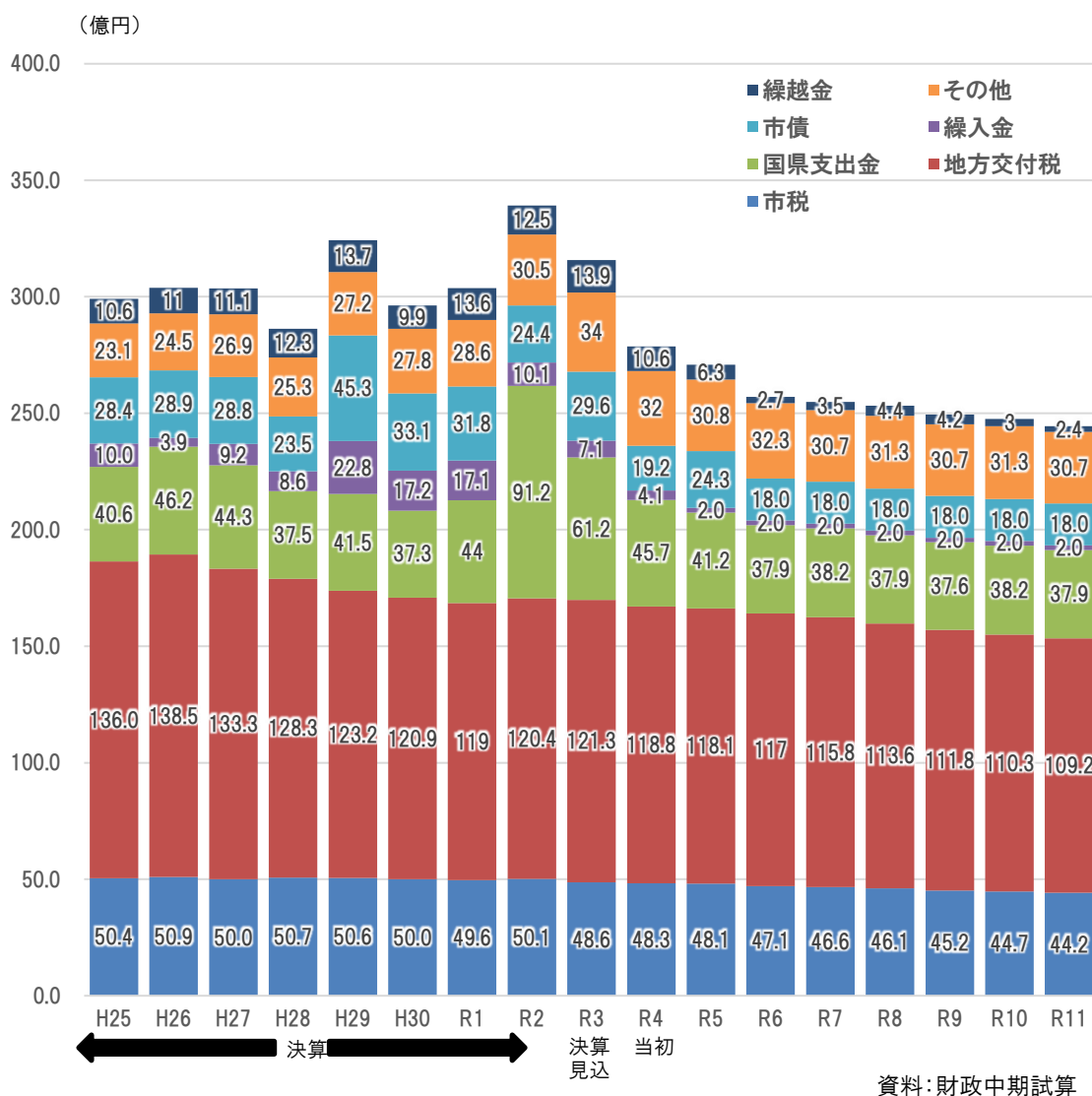
今後は、老朽化が進む施設の維持・修繕及び更新に係る費用（投資的経費等）、高齢者を支援する扶助費等歳出の増加が見込まれる一方、長期的な人口減少に伴う市税の減収などにより市の財政運営は一層厳しさを増すことが予想されます。

【参考】郡上市財政中期試算＜令和 3～11 年度＞（令和 4 年 3 月版） 抜粋

■歳入

市税のうち、個人住民税は納税義務者の減少、また、たばこ税は健康志向による喫煙者の減少を見込んで減少する見込みです。固定資産税は 3 年ごとの評価替えによる影響を見込んで減少する見込みです。このほか、令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症対策により国県補助金が大幅に増加していますが、今後の収束を見据えて令和 5 年度以降は、例年通りと推計しています。

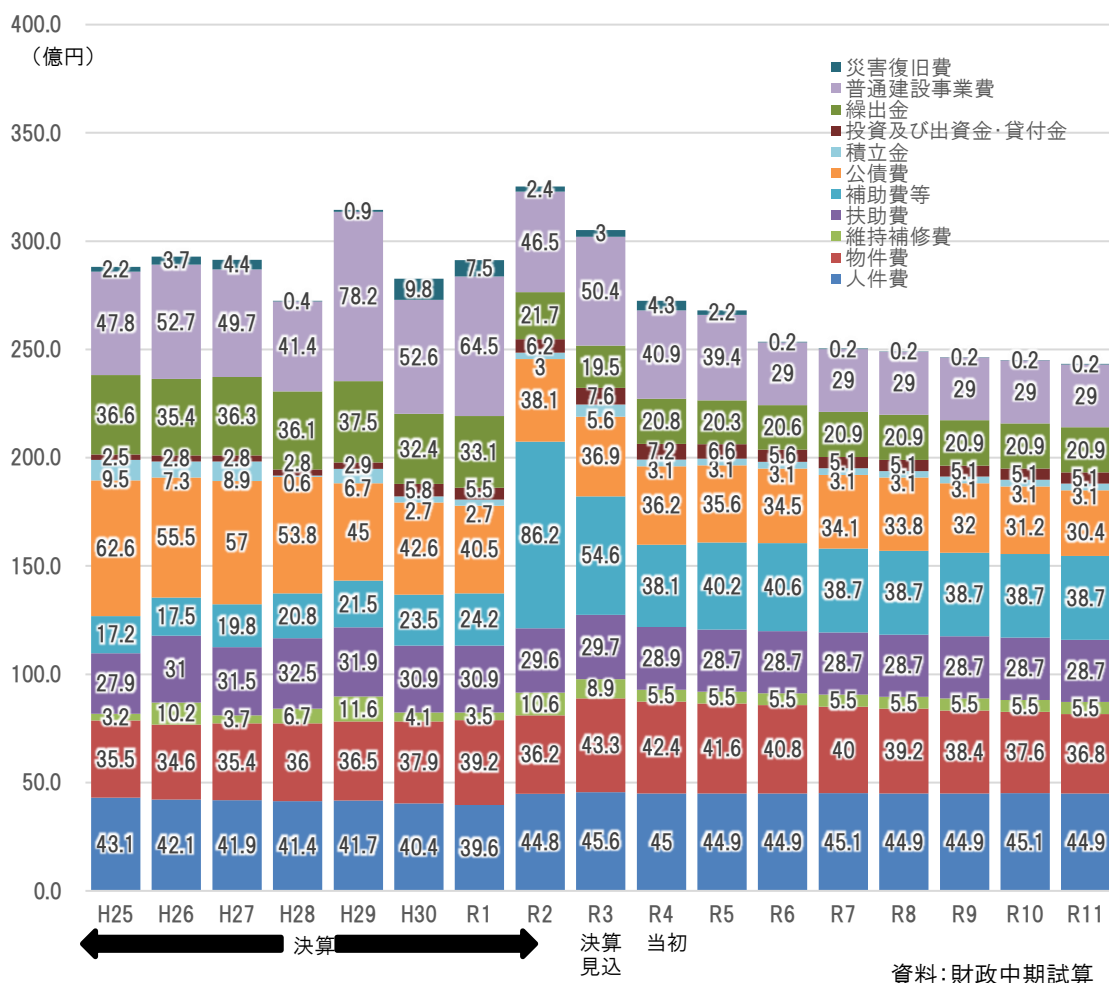
図Ⅲ-13 歳入額の試算



■歳出

扶助費、維持補修費等は現状と同程度あるいは微減の見込みですが、新型コロナウイルス感染症対策により令和2年度から補助費等が大幅に増加しています。また、普通建設事業費は令和3年度から令和5年度にかけて大和地域の小学校統合に伴う校舎整備費用を計上していますが、今後の施設の整備状況により大きく変動することが予想されます。

図Ⅲ-14 歳出額の試算



＜前提条件＞

人件費	別途人件費試算による
物件費	令和4年度は当初予算額の97%とし、令和5年度以降は毎年2%を削減して推計
維持補修費	除雪経費 5.0 億円、その他 0.5 億円として推計
扶助費	令和4年度は当初予算額の97%とし、令和5年度以降は総合計画実施計画計上経費の97%として推計
補助費等	令和4年度は当初予算額の97%とし、令和5年度以降は総合計画実施計画計上経費の97%として推計
公債費	公債費負担適正化計画による
積立金	令和5年度以降は基金利子 0.1 億円、ふるさと寄附 2.0 億円、CATV1.0 億円として推計
投資及び出資金・貸付金	令和4年度は当初予算額とし、令和5年度以降総合計画実施計画計上経費の97%として推計
繰出金	令和4年度は当初予算額とし、令和5年度以降は総合計画実施計画計上経費の97%として推計
普通建設事業費	毎年 29 億円とし、令和4年度、令和5年度は大和小学校統合経費を加算
災害復旧費	総合計画実施計画計上経費による

(3) 大規模改修・更新等の経費に充当可能な財源の見込み

大規模改修・更新等にかかる経費は投資的経費に当たります。先に示したように、後述する建築物系公共施設の長期的な削減目標との関連から、大規模改修・更新等に投資できる金額は、計画策定時に用いた平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の投資的経費（ここでは郡上ケーブルテレビ・その他インフラ整備事業費を除く）の平均額相当とし、これを充当可能な財源の上限額として見込みます。

したがって、今後それぞれに充当可能な財源は、建築物系施設に約 21.2 億円／年（公共施設整備事業費）、インフラ系施設に約 29.5 億円／年（インフラ整備事業費）、総額で約 50.7 億円／年を見込みます。

表Ⅲ-10 平成 22 年度から平成 26 年度(5 年間)の投資的経費の状況

■投資的経費の合計(郡上ケーブルテレビ・その他インフラ整備事業費を除く)

単位:千円

<平成 22 年度～平成 26 年度>

投資的経費の目的	H22	H23	H24	H25	H26	合計	平均
1 公共施設整備事業費	1,995,340	2,645,991	1,810,444	1,636,283	2,519,266	10,607,324	2,121,465
2 インフラ整備事業費	3,103,389	3,296,381	2,614,053	2,755,229	2,998,608	14,767,660	2,953,532
合計	5,098,729	5,942,372	4,424,497	4,391,512	5,517,874	25,374,984	5,074,997

【参考:平成 27 年度～令和 2 年度】

投資的経費の目的	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計	平均
1 公共施設整備事業費	2,197,028	1,227,677	3,750,772	1,395,663	1,935,495	669,031	11,175,666	1,862,611
2 インフラ整備事業費	2,692,849	3,217,928	2,122,229	2,016,350	1,498,881	1,441,517	12,989,754	2,164,959
合計	4,889,877	4,445,605	5,873,001	3,412,013	3,434,376	2,110,548	24,165,420	4,027,570

(4) 公共施設等の更新等費用の推計

ここでは、総務省監修のもと一般財団法人地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト」（以下、「試算ソフト」といいます。）を用いて、今後 40 年間（2014 年から 2054 年）における公共施設等の更新費用を推計した結果を整理します。

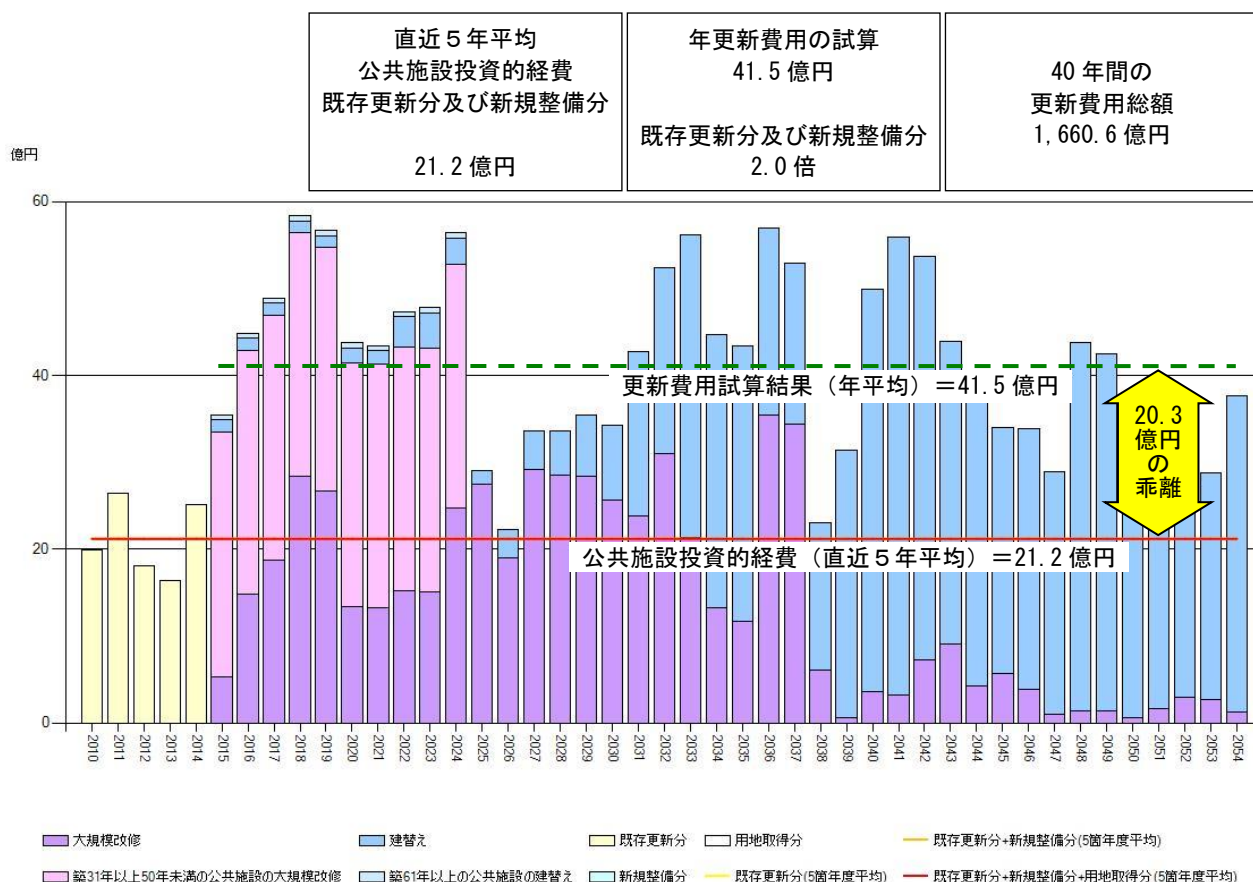
① 建築物系施設の更新等費用の推計

今後 40 年間に、建築物系施設の改修・更新・修繕などにかかる費用は、約 1,661 億円と推計され、年間（年平均）にかかる費用は約 41.5 億円と想定されます。

大規模改修・更新等の経費に充当可能な財源を年間約 21.2 億円とすると、将来更新費用との乖離が約 20.3 億円となります。

更新費用を年次別にみると、2018 年（平成 30 年）に最大となりますが、これは試算ソフトの算定条件の一つとして、“試算時点で既に建替えや大規模改修の実施年数を超えている分の更新費用は「積み残し」として初年度から 10 年間で均等に割り振って計上する”という設定があり、この積み残しが多くのウェイトを占めていることによります。この積み残しの処理期間を除くと、2036 年（令和 18 年）頃に更新費用が最大となっていますが、これは主に郡上市民病院の建築後 30 年での大規模改修にかかる費用が計上されていることが要因です。2038 年（令和 20 年）以降は建替えが中心となり、2041 年（令和 23 年）頃に再びピークを迎えます。

図Ⅲ-15 建築物系施設の将来の更新費用の推計



※ 一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」による

＜＜試算条件（建築物系施設）＞＞

「公共施設更新費用試算ソフト（ver.2.10）」による建築物系施設の主な試算条件は、以下のとおりです。

- ◆更新（建替え）、大規模改修は、現在と同じ延床面積等で行う。
- ◆建設後 60 年で更新（建替え）を実施する。
- ◆建設後 30 年で大規模改修を実施する。
- ◆試算時点で既に更新（建替え）または大規模改修の実施年数を経過している場合は、「積み残し」として最初の 10 年間で実施する。
- ◆設計から施工までに複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、更新（建替え）については 3 年間、大規模改修については 2 年間で費用を均等配分する。
- ◆更新（建替え）、大規模改修の単価は下表のとおり設定する。

【更新（建替え）、大規模改修の単価】

	更新（建替え）	大規模改修
市民文化系、社会教育系、行政系施設等	40 万円／㎡	25 万円／㎡
スポーツ・レクリエーション系施設等	36 万円／㎡	20 万円／㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33 万円／㎡	17 万円／㎡
公営住宅	28 万円／㎡	17 万円／㎡

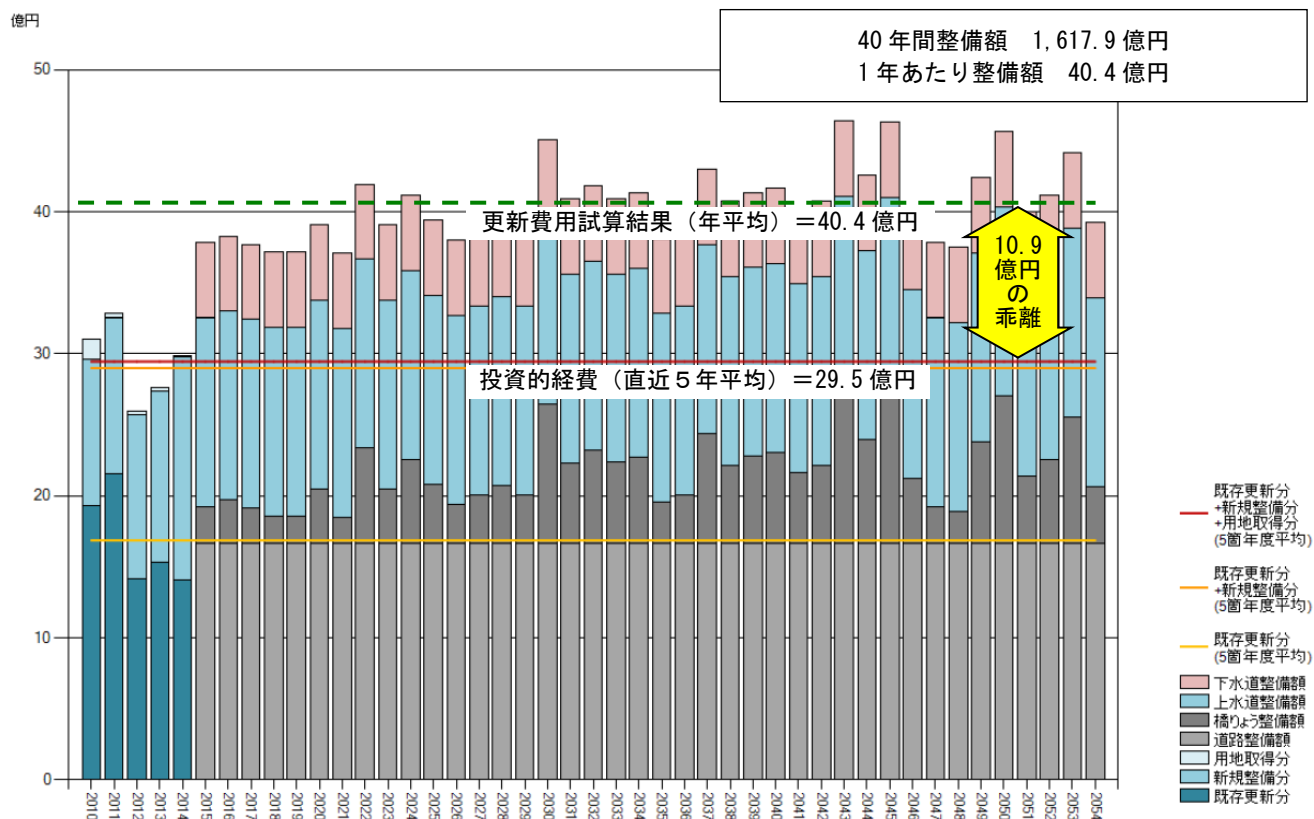
※ 「公共施設更新費用試算ソフト仕様書（H28 年版）」による

② インフラ系施設（建物を除く）の更新等費用の推計

今後 40 年間（2014 年から 2054 年）に、インフラ系施設（道路、橋りょう、上水道、下水道）の改修・更新・修繕などにかかる費用は約 1,618 億円（年平均）にかかる費用約 40.4 億円と想定されます。

施設の更新等に充当可能な財源を年間約 29.5 億円とすると、将来更新費用との乖離が約 10.9 億円となります。

図Ⅲ-16 インフラ系施設の将来の更新費用の推計



※ 一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」による

注： 農道、林道、その他の土木インフラ、ケーブルテレビの費用は含みません。

《試算条件（インフラ系施設）》

「公共施設更新費用試算ソフト（ver.2.10）」によるインフラ系施設の主な試算条件は、以下のとおりです。

<道路>

- ◆一般道路、自転車歩行者道の整備面積に対し、更新年数で割った面積を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定して試算する。
- ◆更新年数は 15 年とする。
- ◆更新単価は右表のとおり設定する。

種 別	更新単価
一般道路	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	2,700 円/㎡

<橋梁>

- ◆更新年数経過後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じて更新費用を試算する。
- ◆更新年数は 60 年とする。
- ◆構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新するが、それ以外の構造は PC（プレストレスト・コンクリート）橋で更新する。
- ◆積み残しは、最初の 5 年間で実施する。
- ◆更新単価は右表のとおり設定する。

種 別	更新単価
PC 橋、RC 橋、木橋等	425 千円/㎡
鋼橋	500 千円/㎡

<上水道>

- ◆管径別の延長に、それぞれの更新単価を乗じて更新費用を試算する。
- ◆更新年数は 40 年とする。
- ◆更新単価は右表のとおり設定する。

種 別		更新単価
導水管	300mm未満	100 千円/m
送水管	300mm未満	100 千円/m
配水管	150mm以下	97 千円/m
	200mm以下	100 千円/m
	250mm以下	103 千円/m
	300mm以下	106 千円/m

<下水道>

- ◆管径別に、それぞれの延長を更新年数で割った延長を 1 年間の更新量と仮定し、それぞれの更新単価を乗じて更新費用を試算する。
- ◆更新年数は 50 年とする。
- ◆更新単価は右表のとおり設定する。

管 径	更新単価
～250mm	61 千円/m
251mm～500mm	116 千円/m
501mm～1000mm	295 千円/m
1001mm～2000mm	749 千円/m

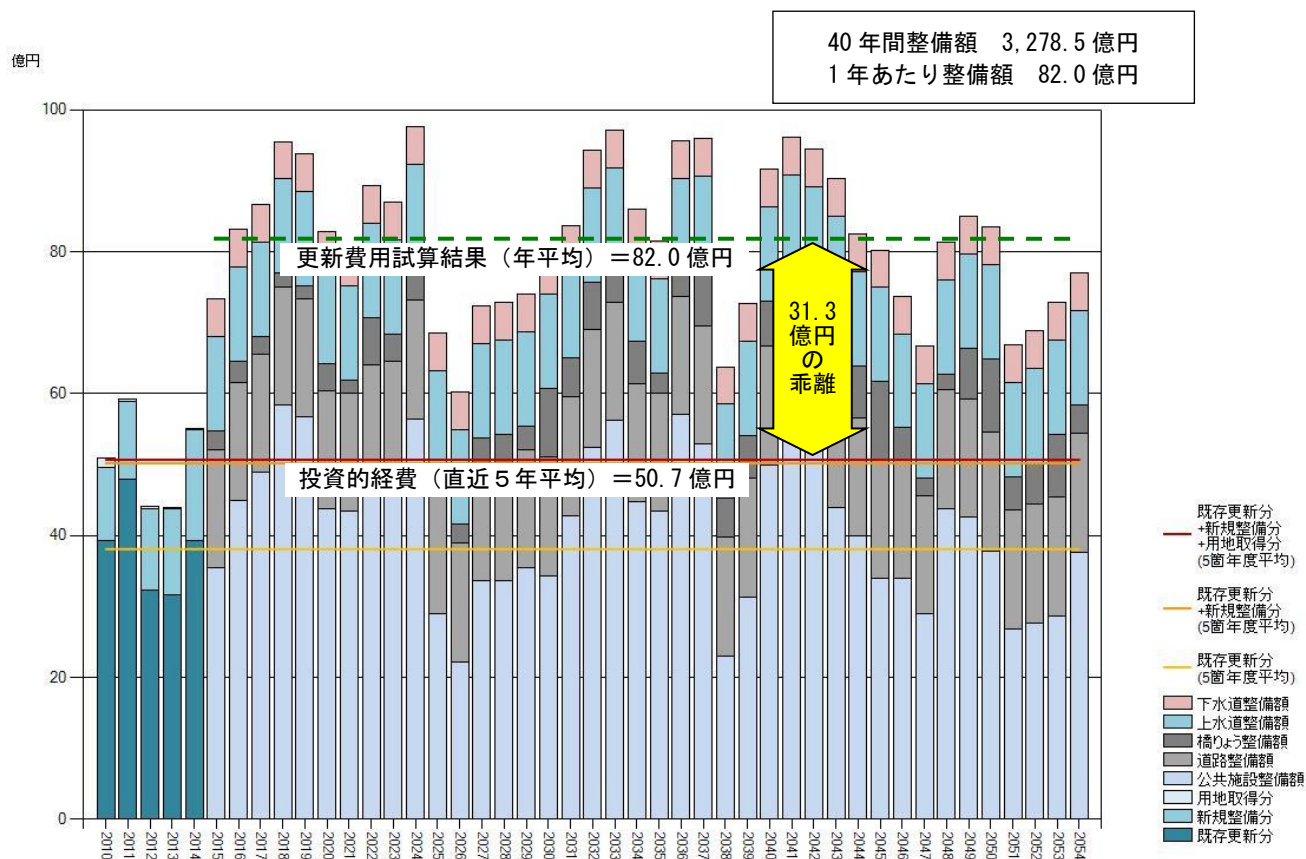
※ 「公共施設更新費用試算ソフト仕様書（H28 年版）」による

③ 建築物系施設及びインフラ系施設の更新等費用の推計

今後 40 年間（2014 年から 2054 年）に、建築物系施設及びインフラ系施設の改修・更新・修繕などにかかる費用は、約 3,278.5 億円と推計され、年間（年平均）にかかる費用は約 82.0 億円と想定されます。

大規模改修・更新等に充当可能な財源を年間約 50.7 億円とすると、将来更新費用との乖離が約 31.3 億円となります。

図Ⅲ-17 建物施設及びインフラ施設の将来の更新費用の推計



※ 一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」による

(5) 公共施設適正配置計画に基づく更新費用等の推計と効果額

公共施設適正配置計画では、公共施設等総合管理計画に掲げた公共施設のうち、インフラ資産以外の公共建築物から以下の施設を除いた 437 施設を対象とし、これら施設の評価・分析を行い、2019（令和元）年度から 2028（令和 10）年度までの 10 年間における対応方針を示しました。

【対象外施設】

- 防災備蓄倉庫などの倉庫（100 ㎡未満の小規模建築物であるため）
- 除雪車両、自主運行バス等の車庫
- 屋外スポーツ施設及びこれに付随する管理棟などの建物（グラウンドなどの屋外スポーツ施設のあり方を検討する中でその一部である建物を考えるものであるため）
- ふれあい農園及びこれに付随する管理棟などの建物（ふれあい農園のあり方を検討する中でその一部である建物を考えるものであるため）
- 公園施設及びこれに付随する管理棟、公衆便所などの建物（公園のあり方を検討する中でその一部である建物を考えるものであるため）
- 公衆便所（100 ㎡未満の小規模建築物であるため）
- 普通財産として管理している建物のうち駐輪場やバス停などの小規模施設

以下に、対応方針別の施設数とともに、すべての施設を現状維持した場合、計画期間内に想定される更新費用等の試算額及び、公共施設適正配置計画を実施することによる削減効果額を推計しました。

なお、437 施設のうち 2 施設では施設全体の中に今後の方針が異なる建物（棟）が含まれていることから、試算にあたっては決定した方針の数を用い 439 施設で表示することとします。また、これ以外にも複合施設がありますが、すべて主たる機能の施設分類に計上するとともに、管理運営費は合算しています。

① 今後も引き続き市が管理を行う施設

方針	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	更新費用【10 年間】		維持管理経費 【年間】 (千円)
				現状維持	計画実施	
継続	205	203,960	48.27	238 億円	238 億円	5,842,000
建替	1	4,689	1.11	9 億円	17 億円	433,000
転用	3	4,713	1.12	0 億円	0 億円	9,000
合計	209	213,362	50.50	247 億円	255 億円	6,284,000

「継続」「建替」「転用」する施設は、合計 209 施設。これらは、今後も市が設置し管理運営を行うもので、延床面積は全体の約半分を占めており、計画実施の有無にかかわらず 10 年間で約 250 億円前後（年平均約 25 億円）の更新費用が必要となる推計になります。なお、「建替」とした 1 施設は、計画実施により大規模改修に要する費用（9 億円）から建替えに必要な費用（17 億円）に切り替えるため、8 億円の増額を見込んでいます。また、「継続」とした施設は、「計画的な改修により長寿命化を図る施設」と「必要な修繕により当面継続し使い切る」施設に分けられますが、公共施設適正配置計画では更新費用等を見込むこととしています。

これら 209 施設には、施設管理にかかる人件費（事業所等の場合は事業運営費も含む）や、施設

によっては建物の減価償却費なども含め、年間約 62 億 8 千万円の管理運営経費が必要であり、今後施設ごとの方針に従い、効率的・効果的な手法による管理運営を進めます。

② 譲渡又は廃止を行う施設

方針	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	更新費用【10 年間】		維持管理経費 【年間】 (千円)
				現状維持	計画実施	
譲渡	87	35,394	8.38	24 億円	0 億円	37,000
廃止	51	31,319	7.41	48 億円	0 億円	66,500
合計	138	66,713	15.79	72 億円	0 億円	103,500

「譲渡」又は「廃止」によって、市が設置する役割を終える施設は 138 施設。延床面積は全体の約 16%を占めており、計画実施により現状維持のために必要な更新費用約 72 億円が削減できる試算となります。また、早期に計画を実施することで、年間約 1 億 400 万円の管理運営費の削減が早まることから、計画の前倒しも含め「譲渡」や「廃止」の検討・協議を進めます。

③ 引き続き検討を要する施設

方針	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	更新費用【10 年間】		維持管理経費 【年間】 (千円)
				現状維持	計画実施	
検討	92	142,455	33.71	160 億円	－	1,731,800

「検討」とした施設は、92 施設。延べ床面積は全体の約 3 分の 1 を占めています。これらの施設は、現段階では方向性を示すことができないものや、他の施設の方針の影響を受けるものなど、理由は様々です。特に、市の公共施設の多くを占める小中学校をはじめとした教育関係の施設が含まれており、慎重な検討を要する施設もありますが、早期に方針を決定することで更新時期や費用のあり方にも影響することから、可能なものから本計画期間内に今後の方針を決定していきます。

なお、明確な方針が決定していないことから、計画実施に伴う更新費用への影響額は現段階では明記していません。

◎ 施設全体の状況（まとめ）

全施設 合計	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	更新費用【10 年間】		維持管理経費 【年間】 (千円)
				現状維持	計画実施	
	439	422,530	100	479 億円	255 億円	8,119,300

試算では、すべての施設を現状維持のまま継続する場合に要する更新費用約 479 億円に対し、本計画を実施することで約 255 億円へ削減されることとなっていますが、③で示したとおり 92 施設が検討中であり、これらの施設は方向性が決定するまで更新等の必要性を示すことができないことから、計画実施後の更新費用の中には「検討」とした施設の金額は含んでいません。このため、公共施設適正配置計画策定時点における 10 年間の効果額としては、譲渡・廃止により更新の必要がなくなる見込みの 72 億円（②参照）となります。

IV. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 計画期間

本市の建築物系施設は、1970 年（昭和 45 年）頃から建築が増え始め、2006 年（平成 18 年）の郡上市民病院の建築まで盛んに整備が行われてきました。それ以後は新たな施設の建築は少なくなっています。このことから、建築物の耐用年数を 60 年、大規模改修時期を建築後 30 年と仮定した場合、建築物系施設の更新費用の推計（p.33）で示した通り、2036 年（令和 18 年）頃と 2041 年（令和 23 年）頃に更新の最盛期を迎えることとなります。

本計画は、公共施設等の計画的な管理運営において中長期的な視点が不可欠なことから、更新の最盛期を含むことに加え、施設の計画的な長寿命化等による更新費用の平準化を見据え、2017 年度（平成 29 年度）より 2046 年度（令和 28 年度）までの 30 年間を計画期間とします。

なお、本計画の見直しは、今後も本計画に関連する各種計画の改訂や、社会経済情勢等の変化が生じた場合など、必要に応じて行うこととします。

本計画の計画期間	30 年間 〔2017 年度（平成 29 年度）～2046 年度（令和 28 年度）〕
----------	--

2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

（１） 取組体制

- ・ 本計画の推進にあたっては、各公共施設等を管理する関係部署が横断的に連携して取り組む必要があり、それらを総括管理するための専門部署の設置等を検討します。
- ・ 本計画に基づき個別の再編整理計画等を策定する際には、庁内において随時内容に応じた検討部会等を立ち上げ、検討して行きます。
- ・ 公共施設等の再編整理の実施に向けては、市民の理解と協力が不可欠なことから、市議会や市民に対して、積極的かつ定期的に取り組状況などの情報提供を図っていきます。
- ・ 地域の公共施設等のあり方を検討していく際は、市民との協働と合意形成に努めます。

（２） 情報の管理と共有

- ・ 公共施設を適切に管理運営するため、一元的な情報管理データベースとして「保全マネジメントシステム」を構築・活用します。
- ・ 「保全マネジメントシステム」は、「施設・建物基本情報」、「財務情報」及び「利用情報」等の公共施設等に関する必要な情報を整理するとともに、適宜更新し、常に新しい状態にします。
- ・ 「保全マネジメントシステム」は、庁内で共有し、固定資産台帳*などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的に活用します。
- ・ 公共施設等の適正配置等の検討に際しては、ホームページ等により市民への情報公開、市民との情報共有に努めます。

3. 現状や課題に関する基本認識

本市の公共施設等の保有状況や、今後見込まれる財政状況等を踏まえ、公共施設等に係る課題を以下に整理します。

■公共施設等の保有状況に関する現状・課題

- ・本市は、平成 16 年に 7 ヶ町村が合併して誕生した市であり、旧町村ごとに公共施設を整備していたことから、他の自治体と比べて施設保有量が多く、市民一人当たりの建築物系施設の延床面積では、人口規模が同程度（3～5 万人）の都市の平均と比べ、およそ 2 倍ののぼります。
- ・一般的に大規模改修を行う目安とされる築 30 年を経過した建築物が 5 割近くを占めており、老朽化が進んでいます。さらに、耐震化未実施の建築物も残されており、これらを使用し続けようとすると、多額の改修費用が必要になります。
- ・道路、橋りょう、上・下水道等のインフラ系施設についても、今後の更新に多額の費用が必要で、現状のままでは財源が不足することが見込まれます。

■人口に関する現状・課題

- ・本市の人口は減少傾向にあり、郡上市人口ビジョンによる将来展望においても、総人口は 2015 年（平成 27 年）から 2065 年（令和 47 年）までに 39.5%の減少が予想されます。
- ・同期間において、年少人口、生産年齢人口、老年人口とも大幅に減少すると予想され、地域別にみてもその傾向に大きな差はありません。

■財政に関する現状・課題

- ・老朽化が進む施設の維持・修繕及び更新に係る費用（投資的経費等）、高齢者を支援する扶助費等歳出の増加が見込まれる一方、長期的な人口減少に伴う市税の減収等により市の財政運営は一層厳しさを増すことが予想されます。



【現状や課題に関する基本認識】

本市が保有する公共施設（建築物系施設）の総量は、他の自治体に比べて非常に多く、現状のまま保有し続けることは、財政的にみて極めて困難です。このため、インフラ系施設を含め、施設の長寿命化や効率的で計画的な運営等を通じて経費の縮減に努める一方、建築物系施設を中心に、将来見込まれる人口規模や財政規模を踏まえ、総量の見直しを行っていくことが必要です。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

前項で示した基本認識のもと、公共施設の管理に関する基本的な考え方を以下に整理します。

① 設置目的と必要性の明確化

施設が果たす役割を整理し、市として設置する必要性を明確にします。

- ・ 建築物系施設の総量見直しにあたり、一部の個人・団体のみが利用している施設や、民間の施設で機能が代替できる施設などを、市として今後も保有し続けるべきかどうか精査していく必要があります。こうした観点から、施設分野ごとに公共施設等が果たす役割を整理し、保有の必要性を明確にします。

② 施設総量の適正化

目標数値を定めて公共施設等の削減を図ります。

- ・ 将来見込まれる人口減少や財政状況等を踏まえると、施設総量の見直しは不可避であり、その実施を着実に進めていくため、市民と行政が共有できる目標を数値として定めます。
- ・ この目標数値をもとに、計画の進捗管理を行い、PDCAサイクルの運用により必要に応じて改善すべき点を随時改善しながら、施設総量の適正化を推進します。

③ 機能を重視した施設配置の適正化

必要なサービスを維持できる公共施設等の配置を実現します。

- ・ 市政運営の基本は、市民がいつまでも安心して住み続けられるために必要な公共サービスを提供することであり、公共施設等はそれらのサービスを提供のための「手段」の一つです。この視点を前提に、施設ありきではなく、その施設が提供する「機能」を重視し、施設の量を削減しても、現在提供している公共サービスが維持・向上されるよう努めます。
- ・ 市として保有し続けるべき施設が老朽化した場合、単純に建替えを選択するのではなく、既存の施設への複合化や多機能化、集約化を進めます。
- ・ 公共施設等の適正配置に向けては、市が推進する「小さな拠点とネットワーク*」の考え方を踏まえ、市全体、南北エリア、地域別（旧町村単位）、集落生活圈（小学校区など）の単位や、地域間における相互の補完といった多角的な視点から配置を検討します。

④ 施設の適正管理と長寿命化

利用者の安全確保と維持管理費用の平準化を図ります。

- ・ 公共施設等の使用にあたり安全・安心の確保はもっとも基本的なことであり、保有を継続する施設で、老朽化の進んだものについては、危険回避のための点検および必要な修繕などを重点的に実施します。
- ・ 損傷等が発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全や改築等を行う「予防保全型」へと転換し、機能の保全・向上と耐用年数の長寿命化を図るとともに、維持管理費用の平準化を図ります。

⑤ 施設の有効活用と受益者負担の適正化

公共施設等が持続的に活用される環境や仕組みを整えます。

- ・ 施設は有効に活用されなければ価値やその後の必要性が低下し、持続していくことが困難になります。このため、施設を利用しやすい仕組みや環境をソフト面、ハード面ともに整えていきます。
- ・ 施設を有効に利用していくためには、施設の利用者である市民や民間事業者との協働が重要であることから、P P P^{*}等の民間活用策について検討していきます。
- ・ 施設を継続する上で必要な費用負担について、適正化を進めていきます。

(2) 数値目標の設定

① 基本的な考え方

数値目標は「建築物系施設の延床面積削減率」とします。

- ・ 数値目標の設定について、インフラ系施設を含む公共施設等全体を対象とする場合と、建築物系施設のみを対象とする場合が考えられますが、インフラ系施設については長寿命化等による更新費用の抑制が中心となることから、建築物系施設の延床面積削減率を数値目標として定めます。
- ・ インフラ系施設については、施設ごとの長寿命化方針等を策定し、維持管理費用の平準化や削減により、今後の更新費用の抑制を図ります。

② 数値目標設定に向けた基礎数値

数値目標算出に使用する更新費用と、更新に充当できる財源は次のとおりとします。

前提 1 建築物系施設の更新費用推計 = 41.5 億円／年（40 年間総額 1,660.6 億円）

前提 2 施設更新に充当可能な財源 = 21.2 億円／年

■建築物系施設に係る更新費用（前提 1）は、現在保有する施設をすべて保有し今後 40 年間に必要な更新費用から年平均として算出しています。【図Ⅲ-15（p.33）参照】

■施設更新に充当可能な財源（前提 2）は、平成 22～26 年度の 5 年間に建築物系施設の更新等に充てた投資的経費から年平均を算出しています。【表Ⅲ-10（p.32）参照】



この結果、今ある建築物系施設をすべて更新しようとすると **1 年あたり 20.3 億円の不足**が生じ、その不足額の割合は更新費用の 48.9%を占めることとなります。なお、建築物系施設の更新費用推計では、建築物の構造等により面積当たりの更新単価が異なるものの、更新費用と延べ床面積は概ね正比例の関係にあることから、言い換えると、現状では **48.9%の建築物系施設の更新（延床面積ベース）が困難**であるということになります。

表Ⅳ-1 今後不足する更新費用(基礎データ)

	更新費用推計	充当可能額	更新費用不足額	更新費用に対する不足額の割合
建築物系施設	41.5 億円/年	21.2 億円/年	▲20.3 億円/年	48.9%

③ 数値目標の設定

前項で整理したとおり、更新費用に不足が生じなくなるまで建築物系施設の延床面積を減らし、投資可能額と更新費用を均衡させるまでの削減面積を削減率として設定します。

また、建築物系施設の廃止によって、その施設にかかっていた管理運営費が不要となるため、その金額を管理運営費の上乗せ分として加味し目標値を算定します。

■目標値の算定方法

目標値の算定方法は次のとおりとします。

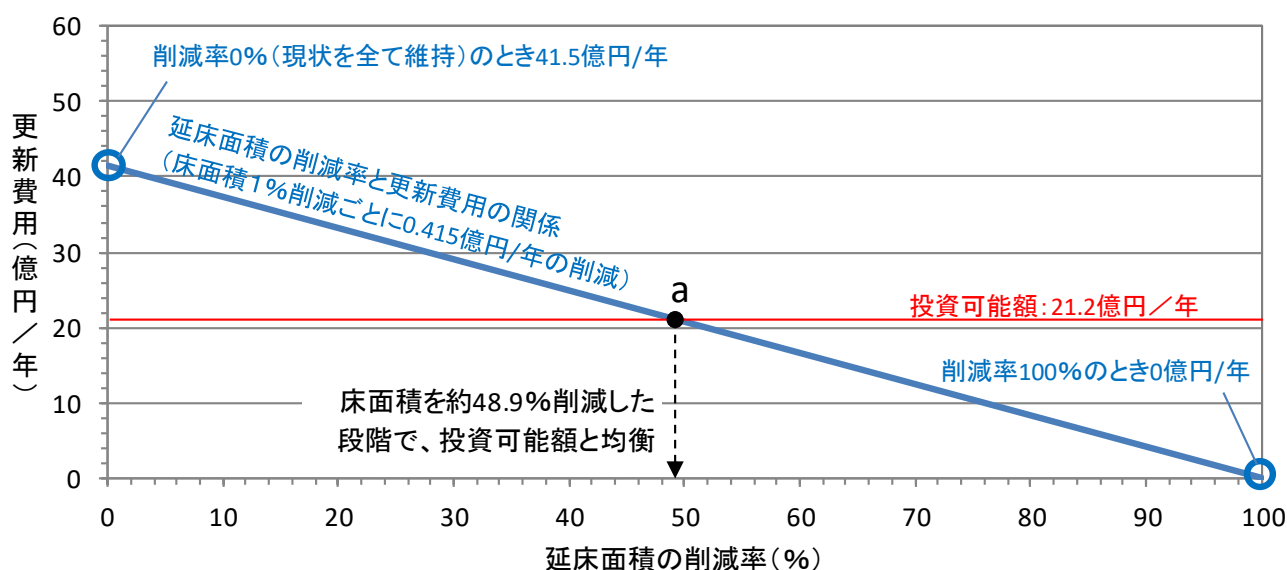
- ① 更新費用と投資可能額から算出した延床面積の削減率を求めます。
- ② 延床面積削減に伴う管理運営費の削減額を求めます。
- ③ ②で不要となった管理運営費を①に上乗せすることで、更新費用不足額 0 円となる（投資可能額と更新費用が均衡する）ところを削減率の目標値とします。

①更新費用と投資可能額の関係

更新費用と延床面積との間には正比例の関係があり、図Ⅳ-1 の青線に示すとおり延床面積削減率 0%とした場合の 41.5 億円/年と、延床面積削減率 100%の場合の 0 億円/年を結ぶ直線で表されます。なお、延床面積を 1 パーセント削減することで 0.415 億円/年の更新費用が削減できる計算となります。

また、この直線と投資可能額 21.2 億円/年（赤線）との交点（a）が、更新費用不足額 0 円となるところであり、管理運営費の減少を考慮しない場合の削減率となります。（延床面積を 48.9%削減した段階で、投資可能額と均衡します）

図Ⅳ-1 延床面積の削減率と更新費用(年平均)との関係



②延床面積の削減と管理運営費の関係

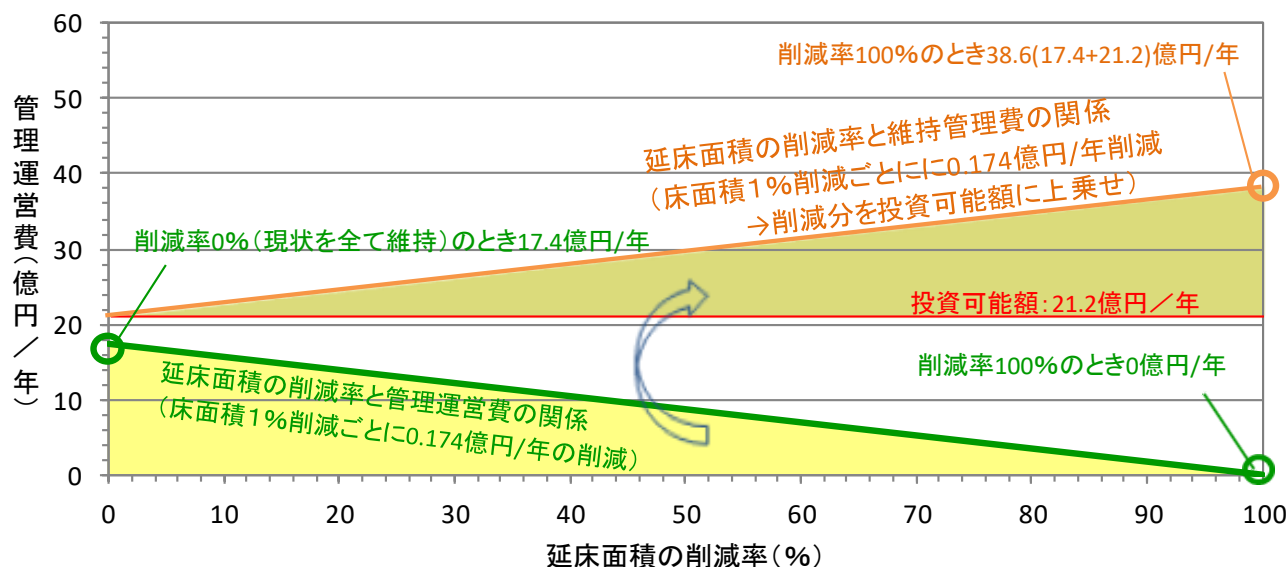
建築物系施設の管理運営費は、表Ⅳ-2 で示すとおり平成 24～26 年度の 3 箇年の平均（工事請負費除く）で 17.4 億円/年となっています。

また、管理運営費は更新費用と同様に延床面積と正比例の関係にあると想定し、図Ⅳ-2 のように延床面積削減率 0%とした場合の 17.4 億円/年、延床面積削減率 100%とした場合の 0 億円/年を結ぶ直線となります。この削減率に応じて算出された額を、投資可能額 21.2 億円/年に上乗せすることで投資可能額を底上げします。

表Ⅳ-2 建築物系施設に係る維持管理費実績

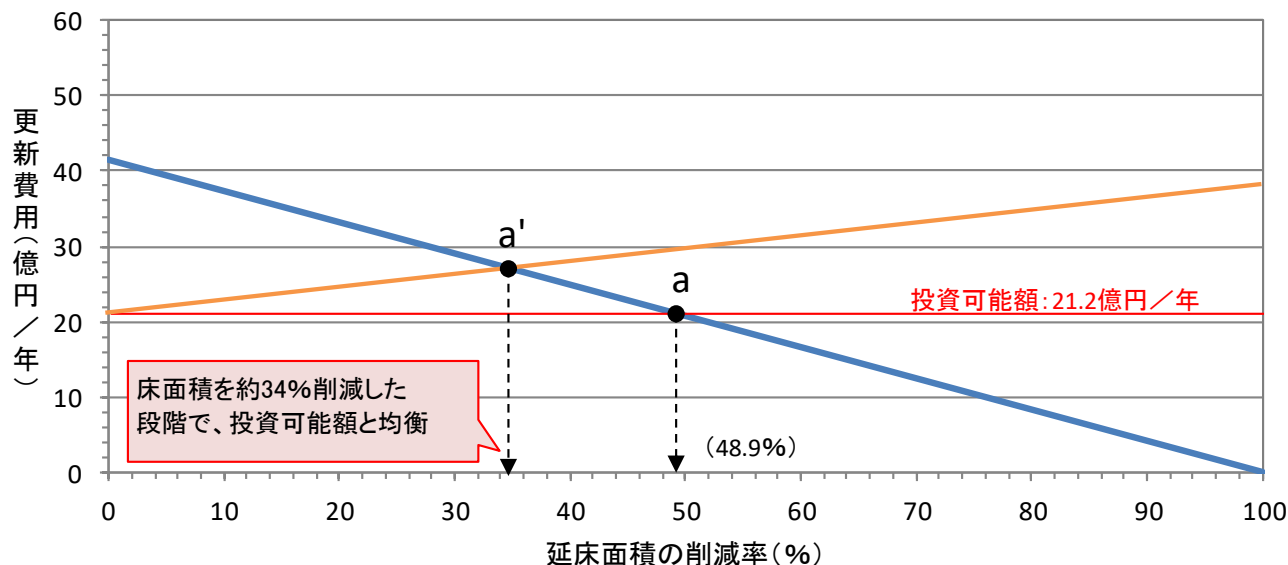
単位:千円	建物の維持管理にかかる経費										土地・建物の 使用料		合計	
	需用費				維持保全経費				指定 管理 委託料	その他	土地の 使用料	建物の 使用料		【工事請負 費除く】
	燃料費	光熱水費			修繕料	委託料	工事 請負費	原材料 費						
		電気代	ガス代	上下水 道代										
平成24年度	210,415	347,439	31,734	64,567	117,849	412,519	277,189	1,209	120,058	246,526	58,111	786	1,611,215	
平成25年度	227,615	359,127	34,609	66,362	94,380	412,920	207,367	5,966	124,295	405,741	57,142	5,554	1,793,711	
平成26年度	222,212	398,479	33,065	62,810	103,512	441,782	359,432	2,555	122,620	362,986	56,472	873	1,807,365	
3ヶ年平均													1,737,430	

図Ⅳ-2 延床面積の削減率と管理運営費(年平均)との関係



図Ⅳ-1と図Ⅳ-2を基に、延床面積削減率と投資可能額の関係を図に表すと、図Ⅳ-3のとおりとなります。

図Ⅳ-3 延床面積の削減率と管理運営費との関係(図3-5に追加)



図IV-3より、延床面積の削減率と更新費用の関係（青線）と、廃止していく建築物系施設の管理運営費を上乗せした投資可能額（オレンジ線）との交点（a'）が、更新費用不足額0円となる点であり、この部分の削減率である約34%^{（※）}を数値目標として定めることとします。

数値目標

建築物系施設の保有量(延床面積)を今後30年間で約34%削減。

なお、ここで求めた数値目標は、投資的経費が近年の水準のまま維持できることや、施設削減によって維持管理費の総額が更新費用に転嫁できることなどを条件としているため、これらの条件が変われば、より多くの施設削減が必要ということになります。一方で、長寿命化による耐用年数の延長など更新費用の抑制にかかる要素は見込んでいません。

従って、数値目標については、今後の動向を考慮しながら、本計画の見直しに合わせて検証を行い、必要に応じて見直していきます。

※ 【補足説明】延床面積の削減率を x （％）、更新費用を y （億円/年）とすると

・青線の直線式 … $y = -0.415x + 41.5$

・オレンジ線の直線式 … $y = 0.174x + 21.2$

青線とオレンジ線の各式から連立方程式の解として求めると $x = 34.47\%$ となる。

【参考】公共施設適正配置計画（R1～R10年度）における目標値の設定について

公共施設適正配置計画では、本計画で示す「2046年度（R28）までに建築物系施設（延床面積）の約34%の削減」を目指し、計画期間である10年間の目標値を次の方針により定めています。

- 市が今後保有しないとして「譲渡」「廃止」とした施設（延床面積ベースで約16%）の着実な実行を行う。
- 市が今後も設置し継続する施設については、今後も市民の利便性のために計画的な改修による長寿命化や、施設を削減しても市民サービスが低下しないような機能強化を図る必要があることから、一定程度の増改築は見込む。

◎ 上記を踏まえ、公共施設適正配置計画実施期間の削減目標は、延床面積の10%としています。

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な取組方針

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 施設の継続的な運営を実施することが確実に見込まれている施設については、法定点検の実施はもとより、予防保全型維持管理の観点から、必要に応じ任意の調査・点検を効果的に実施します。
- ・ 点検・診断等を効率的かつ確実に行うため、必要に応じて点検マニュアルを整備するとともに、点検・診断等の結果を記録として蓄積しデータベース化することで、その後の適切な維持管理にも活用できるようにします。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 不具合等が発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全等を行う「予防保全型」への転換を進めることで、トータルとして維持管理費の抑制を図ります。
- ・ コストの縮減に配慮しながら、優先順位を設定し、計画的に維持管理・修繕・更新等を進めます。
- ・ 市で保有を継続する施設については、多機能化を含めて施設を利用しやすい仕組みなどを検討し、利用率の向上に努めるとともに、適切な維持管理のために必要な場合には、施設利用料の見直しなども合わせて検討します。
- ・ 指定管理者制度*やP P Pなどの民間活力の活用も視野に、最も効率的・効果的な運営手法について検討します。
- ・ 観光・保養施設、産業振興施設等で一定の収益があり、民営化した場合でも採算が見込まれる施設については、原則として民間への譲渡を進めます。ただし、観光をはじめとする産業振興への支援は、本市の活力を維持する上で必要な施策であり、譲渡する場合においても、必要に応じて譲渡先と協議しながら支援の方法等を検討していきます。
- ・ 施設の建替えを行う際には、市民ニーズ等を考慮した適正な規模について十分検討するとともに、長期にわたって維持管理しやすく、建築から維持管理までを含めたトータルとしてのコスト（ライフサイクルコスト）が低減されるよう配慮します。

③ 安全確保の実施方針

- ・ 点検実施により、危険が認められた場合は、迅速に安全性を確保するための改修または修繕を行うとともに、改修または修繕までの間は、必要に応じて使用を制限するなどの措置を講じます。
- ・ 老朽化等により危険度の高い施設で、利用率の低い施設については、今後の利用率の向上が見込めない場合、原則として取り壊しの対象として検討します。
- ・ 危険度の高い施設で、利用率の高い施設については、速やかに安全確保を図るとともに、必要に応じて長寿命化対策や建替え、他の施設との複合化等を検討します。

④ 耐震化の実施方針

- ・ 市が継続して保有する施設で耐震化未実施のものは、耐震改修、他施設への複合化や機能移転、建替えなど複数の選択肢を検討し、経済性などを考慮した上で、適切な方法により整備を行います。
- ・ 構造的に耐震性のある施設においても、非構造部材の安全対策（外壁、ガラス、天井の落下対策等）を進めます。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 既に策定済みの橋梁長寿命化修繕計画については、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を行うこととし、その他の施設については、本計画により必要に応じて個別に長寿命化などの検討を行います。
- ・ 今後も継続して保有する施設については、保全計画を策定するなかで改修や更新時期等の平準化を行い、大規模改修時に合わせた耐久性の向上など、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

⑥ ユニバーサルデザインの推進方針

- ・ 公共施設の更新や改修を行う際は、障がいの有無、年齢、性別にかかわらず多様な人々が利用することを念頭に、施設固有の状況や利用者の声などを踏まえながら、ユニバーサルデザイン化を図ります。

⑦ 環境に配慮した施設整備の推進方針

- ・ 2050 年までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会郡上」の実現に向け、太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池システムの公共施設への導入、照明の LED 化をはじめとする高効率設備機器等への転換などについて、経済性や施設特性も考慮しながら推進します。

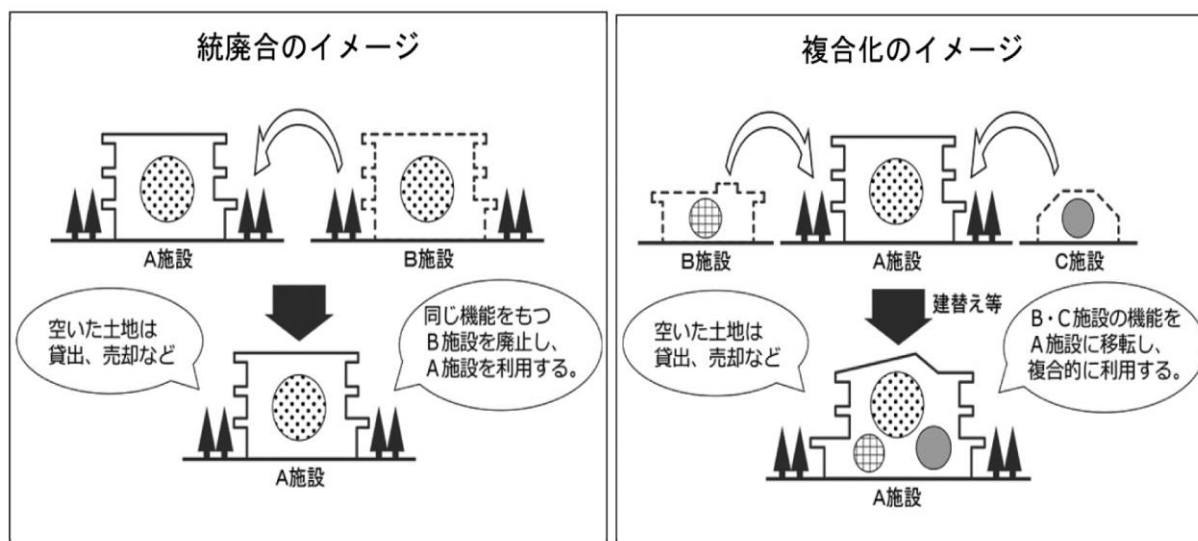
⑧ 統合や廃止の推進方針

- ・ 施設の統合や廃止などを進めるにあたり、施設評価の手法や優先順位の選定方法等を検討するとともに、市民への積極的な情報提供やより多くの市民の意見をうかがう機会を通じて、丁寧に市民との合意形成を図っていきます。
- ・ 施設評価の手法や優先順位の選定方法等の検討にあたっては、市民アンケートの結果から地域（旧町村）によって利用や満足度などに差があることなどを踏まえ、各地域の特性に配慮するとともに、市全体や南北エリア等、施設のレベルについても考慮します。
- ・ 施設の廃止などによる公共サービスの低下を極力抑え、必要な機能を維持・確保していくことを基本に、既存施設の利用度の低いスペースを有効活用して廃止した施設の機能維持を図る複合化

や民間活力の導入などを積極的に進めます。また、統廃合や敷地を移転して再編を行う場合には、公共交通の利便性の高い地域を優先的に検討します。さらに、近隣自治体との連携も視野に、公共サービスの維持に努めています。

＜参考＞統廃合や廃止等による維持管理費用等の縮減手法の例

統廃合	複数の同種施設の統廃合により、施設数を削減し、維持管理費用等を縮減
複合化(多機能化)	機能の異なる複数の施設を集約することにより、維持管理費用等を縮減
転用	未利用の建物・用地またはスペースに施設を移転または新設することにより、更新・整備費等を縮減
他主体が保有する施設の活用	民間企業等が保有する建物に施設を移転または新設することにより、更新・整備費等を縮減
売却・運用	未利用の建物・用地を売却または賃貸することにより、収益を確保
民間等への委託	既存施設の管理運営を民間企業・NPO等へ委託(管理委託・指定管理者制度)することにより、維持管理費用等を縮減



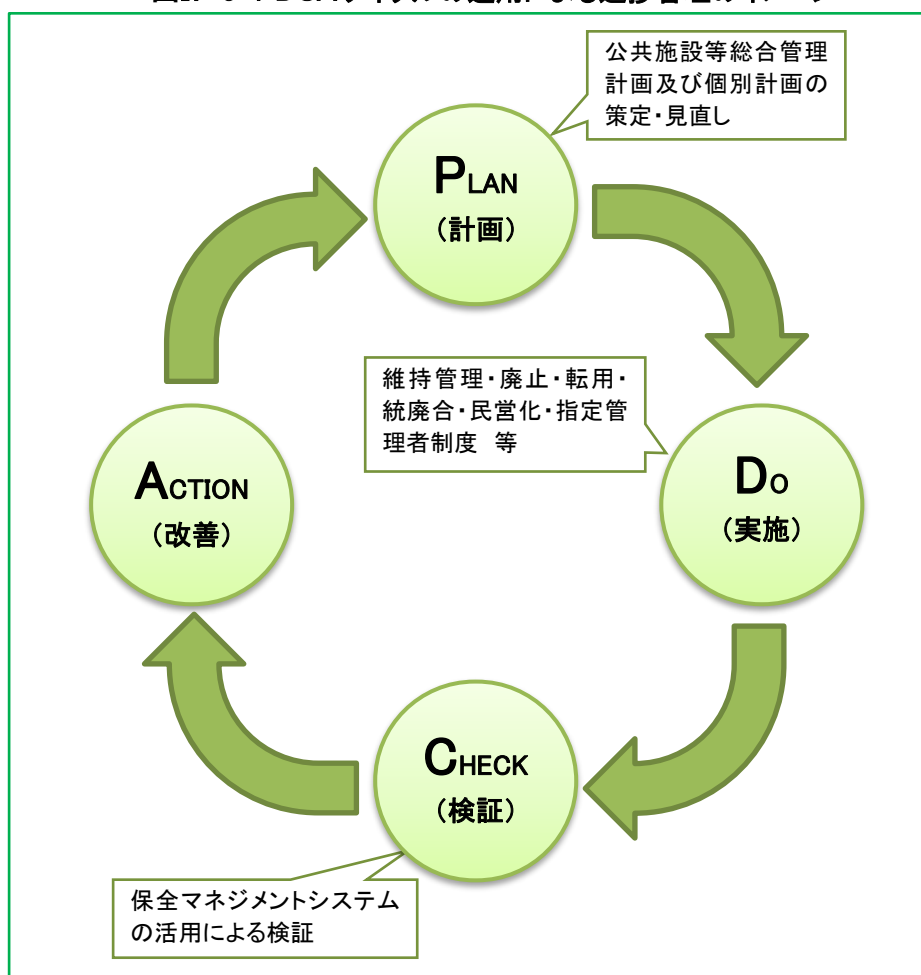
⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 公共施設等の適正な管理・運営を着実に進めていくためには、各施設の担当部局のみならず、全庁的に改革の意識を高めていく必要があることから、全職員を対象とした研修会等を通じて、意識啓発を図ります。
- ・ 公共施設等の管理に関わる担当職員に対しては、技術研修等を継続的に実施するなど、人材育成に努めます。
- ・ 公共施設等の適正な管理を進めるため、有識者や各種団体等を含めた外部委員会などの設置を検討します。

(4) フォローアップの実施方針

- ・ 本計画及び本計画に基づいて策定・見直しする個別計画の進捗管理は、以下に示すようなPDCAサイクルの運用により、状況の変化等に対応しながらフォローアップを実施していきます。
- ・ 個別計画に基づく具体的な取組みを一元的に管理していくための専門部署の設置や庁内検討組織（公有財産等検討委員会）の設置等、全庁的な取組体制の強化を図ります。
- ・ 計画に基づき施設の再編等を実施していく上で、常に最新の情報を共有するため、既存の公有財産台帳や固定資産台帳（新地方公会計*制度）等と連携しつつ「保全マネジメントシステム」を構築するとともに、随時更新していきます。
- ・ 保全マネジメントシステムの更新により、施設の状態を把握しつつ、公共施設適正配置計画等の進捗状況を検証した上で、必要な改善方法等を検討し、これらを踏まえた計画の見直しを行いながら、施設再編等の取組みを強化・充実させていきます。

図Ⅳ-3 PDCAサイクルの運用による進捗管理のイメージ



V. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 建築物系施設

(1) 行政施設

① 現状・課題

行政施設は、庁舎等（市庁舎、消防署等）が 10 施設、防災関連施設（消防詰所等）が 97 施設、行政関連施設（職員宿舎、車庫等）が 34 施設あります。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
庁舎等	市庁舎・支所等、消防署	10 (11)	41	24,285 m ²	郡上市役所本庁舎、郡上市消防本部・郡上中消防署 等
防災関連施設	防災拠点、消防詰所、ポンプ車庫、防災備蓄倉庫	97 (104)	97	5,153 m ²	各地区消防詰所、各地区消防ポンプ車庫、各地区水防倉庫 等
行政関連施設	職員宿舎等、車庫等、倉庫	36	58	11,625 m ²	教職員住宅、医師住宅、除雪機械車庫、バス車庫 等
計		143	196	41,063 m ²	

※施設数における（ ）内の数値は、同様の機能を併設又は複合する施設を含めた施設数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 庁舎等では、大和庁舎及び白鳥庁舎の駐車場は、指定緊急避難場所に指定されています。
- ・ 防災関連施設では、消防詰所の一部が指定緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 白鳥庁舎は築 50 年以上、高鷲、美並庁舎は築 45 年以上、大和庁舎は築 30 年以上経過しており、大規模改修を要する年数となっています。また、美並庁舎は、旧耐震の建築物で、耐震補強を行っていません。
- ・ 消防署は、市民の安全安心の拠点となるものですが、市消防本部は、築 34 年が経過しています。また、北消防署、中消防署南出張所も数年で築 30 年となるなど、大規模改修の時期を迎えます。
- ・ 防災関連施設 97 施設のうち、5 割以上（52 施設）が築 30 年を経過しています。
- ・ 医師住宅 6 施設のうち 4 施設が、教職員住宅 19 施設のうち 14 施設が築 30 年を経過しています。

【利用状況等】

- ・ 防災関連施設のうち消防詰所・ポンプ庫ごとの消防団員数は、令和 2 年 4 月現在で明宝気良消防詰所が 40 人と最も多く、一方、入間消防ポンプ庫や夕谷消防ポンプ庫ではそれぞれ 4 人となっており、人口減少等に伴い、消防団員の確保が困難になっています。
- ・ 令和 2 年 4 月 1 日現在で、教職員住宅 19 施設のうち 10 施設で入居率が 50%以下となっており、このうち 5 施設は入居者が 0 人となっています。
- ・ 教職員住宅については、設置条例を一部改正し、公益上又は行政上必要な場合は、教職員以外への貸出も可能となっています。

② 管理方針

行政運営や危機管理の拠点として、市が主体で適正な配置を考え設置する施設分野です。

【庁舎等】

◎基本方針

- 郡上市における行政の中核機能として、また、防災の拠点、地域振興の拠点として、本庁舎及び各支所は今後も継続します。特に、今後各地域のまちづくり、地域経営を考える上では、振興事務所である支所は、行政機能及び防災の拠点としての機能に加え、地域における「まちづくりのコーディネーター」として機能の充実を図ります。
- 南北の消防防災の拠点である「市消防本部・郡上中消防署」及び「郡上北消防署」は維持します。また、消防設備や資器材の計画的な更新、消防防災活動に従事する職員の能力向上等により、消防力の強化を図ります。
- 家畜診療所（本庁舎併設）は、長寿命化しながら現状を維持します。

●具体的方針

- 耐震基準を満たしている庁舎及び各消防署は、中長期の保全計画を策定し長寿命化を行います。
- 耐震基準を満たしていない庁舎は、耐震化を行う場合と他施設へ庁舎機能を移転する場合、又は新たな庁舎に建て替える場合のライフサイクルコスト等を十分比較検証し、最善の維持方法を選択します。
- 各庁舎には、老朽化等により廃止する他の施設の機能の複合化を進めます。
- 十分な検討を経た上で庁舎を更新する場合は、適正な規模にするとともに他の機能との複合化を行います。

【防災関連施設】

◎基本方針

- 市民の生命、財産を守る消防団詰所及び消防ポンプ庫等の防災関連施設は、基本的に継続しますが、消防団を取り巻く環境の変化を考慮し、消防団員の確保対策や組織、機能・施設のあり方などについて関係者と協議を進めながら集約化等を図ります。

●具体的方針

- 地域防災の要となる消防団の機能やその拠点となる消防団施設は、基本的に継続しますが、消防防災活動を行うエリアの人口や世帯、消防団員数、道路事情等を踏まえた上で、単独の消防団詰所及び消防ポンプ庫は、集約化による適正配置を行います。
- 地区集会所が近接してある場合、これを詰所として活用し、ポンプ庫のみ整備するなど、施設機能の複合化を図ります。

【行政関連施設】

◎基本方針

- 教職員住宅、医師住宅ともに民間施設活用の推進を原則とし、住宅総量を削減します。

●具体的方針

- 年間を通じて利用がない教職員住宅及び医師住宅については、施設の老朽化等の状況に応じて廃止するか、他の用途への転用を図ります。
- 民間施設が利用できる地域の教職員住宅は、大規模改修が必要となった時点で廃止します。
- 民間施設の利用が困難な地域の教職員住宅は、既存の住宅を長寿命化（耐震を含む）し活用します。
- 医師住宅については既存の住宅を長寿命化（耐震を含む）し活用します。
- 管理運営については、市営住宅等との一体的な管理も検討します。

(2) 集会施設

① 現状・課題

集会施設は、旧町村又は市が建設し実質的に自治会が管理しています。なお、このほか補助金により自治会が建設し管理している施設があります。

補助金及び起債による制限がなくなり、かつ耐用年数を超えた施設は、管理している自治会に対して順次無償譲渡を進めており、令和 3 年 4 月 1 日現在で市として保有している集会所は、主たる機能が公民館であるものも含め 47 施設となっています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
地区集会施設	地区集会所	41 (47)	42	7,440 m ²	各地区集会所 等

※施設数における（ ）内の数値は、同様の機能を併設又は複合する施設を含めた施設数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 集会施設の多くは、指定緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ すべての地区集会所は耐震基準を満たしています（那留農業技術センターは、旧耐震基準での建築ですが、耐震補強工事を実施済み）。
- ・ 老朽化した施設、あるいは耐震基準を満たさない施設については、市規則に基づき修繕等に一定の補助金を交付しています。

【利用状況等】

- ・ 集会施設は費用負担を含め実質的に各自治会が維持管理していることから、大半の施設では市として利用状況を把握していません。
- ・ 郡上八幡中央コミュニティセンター及び郡上八幡南部コミュニティセンターは、複数の自治会（地区会）が利用している施設です。なお、郡上大和ほたるの里蛍光館、大中農村総合センター、牛道生活改善センター、那留農業技術センター、高鷲ひるがの老人憩いの家は、地区公民館として位置付けています。

② 管理方針

地域コミュニティや住民自治の拠点として、地域住民主体で施設のあり方を考え管理・運営を行う施設分野です。

【地区集会施設】

◎基本方針

- 集会施設の多くは、地域コミュニティの核となる地区集会所であり、利用者がその地区の住民に限られることから、原則として該当する自治会へ無償譲渡を行います。

●具体的方針

- 地区集会所として単独で設置している施設は、補助金、起債、耐用年数等による制限がなくなったものから順次無償譲渡を進めます。
- 公民館機能や消防詰所が複合化している施設は、市の施設として設置する義務や必要性などにより別途検討を行います。

- コミュニティ規模が小さいことなどから、施設の譲渡が困難な場合には、近隣他施設への複合化などにより機能維持をしながら廃止を進めます。

(3) 社会教育施設

① 現状・課題

社会教育施設は、公民館が 26 施設、市民会館（ホール、公会堂）が 5 施設、文化施設（博物館等）が 16 施設、生涯学習施設（生涯学習センター等）が 11 施設あります。

公民館は、新公民館体制により、中央公民館 1、地域公民館 7、地区公民館 26 の合計 34 となっていますが、公民館機能を主として設置している施設（公民館単独施設）は 15 施設（八幡地域 9、大和地域 2、白鳥地域 3、高鷲地域 1）であり、これらを除く施設は、他の設置目的で整備した施設との複合施設となっています（公民館自体でも中央公民館と八幡地域公民館や、地域公民館と地区公民館を同一施設に複合化しています。）。なお、石徹白地区においては、自治会が所有する地区集会所を地区公民館として位置付けています。

社会教育施設の運営形態は、市の直営が多くなっていますが、他の機能と複合化しているやまと総合センター、古今伝授の里フィールドミュージアムの一部、郡上八幡博覧館などは、指定管理者制度により運営しています。

生涯学習施設は、施設の性質上、公民館や博物館、体育館等と複合化した施設も多く、各地域における社会教育・生涯学習の拠点となっています。特に、たかす町民センターを除く 6 施設（郡上市総合文化センター、大和生涯学習センター、白鳥ふれあい創造館、日本まん真ん中センター、明宝コミュニティセンター、和良町民センター）には、図書館の本館や分館を併設しています。

なお、社会教育施設のうち、公民館、文化施設、生涯学習施設については、公共施設適正配置計画策定時において施設分類の見直しを行い、施設数や棟数、延床面積を再整理しています。また、文化施設については、平成 29 年度以降 4 施設を新設又は取得（新設：郡上市歴史資料館、郡上八幡まちまみ交流館 取得：郡上八幡町屋敷越前屋、白山瀧宝殿）しており、施設総量としては増加しています。

区分	概要	施設数 【施設】	棟数 【棟】	合計 延床面積	主な構成施設
公民館	公民館	15 (26)	17	8,697 ㎡	各地区公民館等
市民会館	ホール・公会堂	4 (5)	4	13,649 ㎡	郡上市総合文化センター、白鳥文化ホール、たかす町民センター、日本まん真ん中センター 等
文化施設	博物館等	13 (16)	42	13,606 ㎡	郡上市歴史資料館、古今伝授の里フィールドミュージアム、白山文化博物館、明宝歴史民俗資料館 等
生涯学習施設	生涯学習センター等	7 (11)	18	12,496 ㎡	大和生涯学習センター、白鳥ふれあい創造館、明宝コミュニティセンター、和良町民センター 等
計		39	81	48,447 ㎡	

※施設数における（ ）内の数値は、同類の機能を併設又は複合する施設を含めた施設数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 社会教育施設では、文化施設を除き、大半の施設が指定緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 公民館として位置付けている建物は、6 割以上が築 30 年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。
- ・ 文化施設は、築 30 年を超える施設が多く、今後大規模改修が必要となります。
- ・ 11 ある生涯学習施設のうち、築 30 年以上を経過し老朽化している施設が 7 施設あり、大規模改修が必要となります。
- ・ 牛道生活改善センター、大和生涯学習センター、大和万場社会教育施設は、耐震化が未実施の

施設です。

【利用状況等】

- ・ 公民館の管理運営を行うため公民館専任主事を配置しており、各地域公民館には 1～3 名、八幡地域の各地区公民館には各 1 名（川合公民館と八幡第 2 公民館は兼務）が常駐しています。また、各地区公民館は、一部の施設を除き、数%から 30%程度の稼働率となっています。
- ・ 市民会館における「ホール」の稼働率をみると、最も高い郡上市総合文化センターで 18%程度、その他 3 施設では 6～7%程度という状況です（やまと総合センター除く）。
- ・ 博物館等の文化施設は観光資源としても重要であり、最も入場者が多い郡上八幡博覧館では、令和元年度で約 88,000 人の入場者がありましたが、一方で利用者数が年間数百人にとどまる施設もあります。
- ・ 生涯学習施設は、旧町村単位に 1 か所以上整備しており、地域の活動拠点として利用されています。

② 管理方針

市民が身近で学び、学んだ成果を広く活かすことができる場として、市が主体で適正な配置を考え設置する施設分野です。

【公民館】

◎基本方針

- 公民館は、郡上市公民館条例において「中央館」、「地域館」、「地区館」に区分しています。公民館には、これまでの役割である市民の学習活動や趣味・生きがい活動の場や機会の提供に加え、今後は、地域の福祉や防災、地域振興、地域人材の確保や育成など、地域課題解決のための学習や実践の場としての役割も必要となります。こうしたことを念頭に、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置づけから、生涯学習や地域活動の拠点への変更を含め、新しい時代の公民館の役割や配置、管理運営のあり方について検討します。
- 地域の活動拠点として、地域公民館や地区公民館の活動や運営を円滑にするため、振興事務所を「まちづくりのコーディネーター」として位置付け、生涯学習センターと連携して地域課題の整理や解決のための調査研究に取り組むとともに、課題解決を図るための、支援の仕組みづくりを行います。

●具体的方針

- 「中央館」は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の生涯学習に関する講座等の課企画立案機能を担い、中核的な役割を果たすことから、中央館機能を位置付けた施設については、計画的な改修を行うとともに長寿命化を図ります。
- 「地域館」は、「各地域の総合的な活動拠点」として位置づける生涯学習センター内に併設し、市民の多様で多彩な学習活動の場・機会の提供機能に加え、地域課題の解決に向けた実践機能を担います。また、併せて「小さな拠点とネットワーク」の考え方に基づく地域経営の機能も果たすため、経営主体の組織化も含め管理運営のあり方を検討します。
- 「地区館」は、現在の小学校区を基本として配置していますが、これまでの学習活動に加え、地域課題解決のための実践活動の場としての役割が必要なことから「小さな拠点とネットワーク」との整合を図り、地域の広さや人口などの観点からサブエリアに公民館機能を備えた「（仮称）地区活動センター」と位置づけ設置します。管理運営の主体については、パートナーシップの理念に基づき、行政の役割を明確にした上で、各地区の実情に応じて組織のあり方を含め検討します。

- 上記以外の公民館については、地域コミュニティ活動の場として利用されている実態に鑑み、地元自治等への譲渡について協議します。

【市民会館】

◎基本方針

- 市として大規模な催しものを行うホール機能を持った市民会館については、将来的に1箇所へ集約しますが、地理的な状況や交通環境などを考慮したうえで、中長期的に継続する施設、当面維持する施設、廃止・統合を進める施設に分類し、再編・再配置を進めます。
- 市民の芸術・文化の練習・発表の場に加え、質の高い芸術・文化に触れる機会を提供する文化振興のための拠点として、民間活力の活用なども含め、効果的かつ効率的な管理運営を進めます。

●具体的方針

- 中長期的に継続する施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 当面継続する施設は、維持修繕を行いながら、立地や稼働状況を見極めながら、将来的な方向性を検討します。
- 廃止・統合を進める施設は、他の公共施設への機能移転による市民サービスの維持・向上を検討したうえで、再編・再配置を進めます。

【文化施設】

◎基本方針

- 文化施設である博物館や資料館は、重要文化財を収蔵している施設、地域の特徴的な文化や伝統芸能を継承するための施設、歴史資料や生活文化に関わる民具等を収蔵・展示する施設、建物自体が重要文化財や歴史的建造物に指定されている施設に分類します。郡上市の歴史遺産、郷土の歴史・民俗等を後世に引き継ぐ役割は行政の使命であることから、基本的に博物館等施設は継続するものの、再編・再編が必要な場合は、施設の類型に応じて慎重に検討を進めながら実施します。
- 調査研究を主たる業務とする学芸員の役割を明確にするとともに、民間活力の活用を含めた管理運営のあり方を検討し、利用者の増加を図ります。

●具体的方針

- 重要文化財を収蔵している施設については、文化財等の文化遺産が散逸しないよう、保存の最適化や有効な収蔵・展示の方法を含め、施設の計画的な改修を検討します。
- 地域の特徴的な文化や伝統芸能を継承するための施設については、テーマ性や当該施設での事業実施の必要性を検証し、他施設の活用や機材等の保管場所の確保を含め、施設のあり方を検討します。
- 歴史資料や生活文化に関わる民具等を収蔵・展示する施設については、観覧者の利便性を考慮し、歴史資料や民具等の一括した収蔵・展示方法を検討し、集約を図ります。
- 建物自体が重要文化財や歴史的建造物に指定されている施設については、法令等に基づき必要な補修を行い、保存・活用を図ります。

【生涯学習施設】

◎基本方針

- 市民の学習や文化活動、趣味や生きがい活動に加え、地域課題の整理・解決のための情報

収集・提供とともに、課題解決に向けた実践活動を行う「地域の総合的な活動拠点」として生涯学習センター（図書館機能含む）を位置づけ、各地域（旧町村ごと）に1か所設置します。

- 各地域の拠点となる施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い長寿命化を図る一方、拠点以外の施設で老朽化が進んでいる施設は廃止します。
- 地域課題を解決するためには、地域団体等の主体的な取組みに加え、活動の調整や支援を行う「まちづくりのコーディネーター」としての振興事務所の役割は重要であることから、地域に必要なセンター機能のあり方について、公民館との関係、運営組織と体制、管理運営方法などを含め検討します。

● 具体的方針

- 長寿命化し維持していく施設は、稼働状況を把握し有効活用を図ります。
- 廃止する生涯学習センターの機能については、必要に応じて近くの公共施設に複合化します。
- 図書館機能については、市民が身近で利用できるよう地域の他施設と複合化し維持します。
- 利用者増加策を講じるとともに、受益者負担の公平性のため使用料及び減免規定を見直します。
- 引き続き維持管理していく施設については、利用状況や利用形態に応じて指定管理者制度の導入を含めた民間活力の活用を進めます。

(4) スポーツ施設

① 現状・課題

スポーツ施設は、体育館が 25 施設、屋外スポーツ施設が 9 施設あります。

これら施設の運営形態として、郡上市総合スポーツセンター、やまと総合センターが指定管理者制度で運営していますが、多くは市の直営で運営しています。

体育館は、公共施設適正配置計画において、全国・全県レベルや全市的な大会等を開催する「基幹体育館」、市民の生涯スポーツの拠点となる「拠点体育館」、また、これまでの小学校等の統廃合により各地域に配置している小規模な「地域体育館」に分類しています。

また、市では、スポーツイベントの誘致や開催支援を通じて観光や交流人口の拡大を図り地域の健康促進やスポーツ振興、地域経済を活性化することを目的として、市民協働による組織である「郡上市スポーツコミッション」を令和 2 年に立ち上げ、体育館や屋外スポーツ施設は、市民のスポーツ活動の場としての利用はもとより、スポーツコミッションの取組みの中で、大学等の合宿の誘致等にも活用されています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
体育館	体育館等	23 (25)	25	25,008 m ²	郡上市総合スポーツセンター、やまと総合センター、白鳥体育館、美並総合体育館 等
屋外スポーツ施設	野球場・相撲場・屋外スポーツ施設管理棟	8 (9)	19	3,951 m ²	郡上市合併記念公園、吹高原スポーツ施設管理棟、日本まん真ん中センター管理棟 等
計		31 (34)	44	28,959 m ²	

※施設数における（ ）内の数値は、同類の機能を併設又は複合する施設を含めた施設数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- 施設の分類に関わらず、体育館は一定の収容者が見込めることから、指定緊急避難所等に指定されている施設が多く、屋外スポーツ施設も一部の施設が指定緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- 体育館は、郡上市総合スポーツセンターややまと総合センターなど一部を除き、築 30 年以上の施設が 70%を超え全体的に老朽化が進んでいます。
- 五町社会体育施設は、平成 30 年度に耐震改修及び増築工事を実施し耐震基準を満たしましたが、白鳥体育館、白鳥格技場、白鳥第 2 体育館については、耐震基準を満たしていません。
- 屋外スポーツ施設に併設する建物は、比較的建築年の新しいものが多くなっています。
- 郡上市合併記念公園については比較的新しい施設ですが、市民球場などの構造物や、倉庫以外の建築物も多く、今後の、更新費用の増加が見込まれます。

【利用状況等】

- 郡上市総合スポーツセンター及びやまと総合センターは、各地域での利用のほか、基幹体育館として県や圏域、市全体でのスポーツ大会等に利用されています。
- 拠点体育館は、各地域に概ね 1 施設ずつ配置しており、施設によって差異はあるものの、地域体育館と比較し利用者数は多い状況です。
- 地域体育館は、利用者が限られている施設が多く、年間の利用者数が数百人というところもあります。
- グラウンドに併設している管理棟については、倉庫的な役割が大きい状況です。
- 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、各種スポーツ活動が制限される状況が続いており、施設の稼働状況や利用者数が減少しています。

② 管理方針

市民の健康増進と、スポーツを通じた地域活性化を図る場として、市が主体で適正配置を考え、市民協働により支えていく施設分野です。

【体育館】

◎基本方針

- 基幹体育館は、市全体のスポーツ振興及び大会誘致等による地域の活性化の観点から、中長期的な見通しの中で市全体としての適正配置を行います。
- 拠点体育館は、市民の生涯スポーツの拠点として、基本的に各地域（旧町村ごと）に1か所配置します。
- 基幹体育館が拠点体育館を兼ねている地域は、大会利用等に地域のスポーツ活動に制約が生じる可能性があることから、「サブ拠点体育館」を配置し、拠点機能を補います。
- 地域体育館は、学校開放の体育館などの配置状況を踏まえ、大規模改修が必要となった時点での廃止を原則とします。
- 多くの体育館が災害時の避難所に位置付けられている状況から、体育館を廃止する場合は、避難所のあり方についても別途検討します。

●具体的方針

- 耐震基準を満たしてなく老朽化が進んでいる体育館は、なるべく早期に施設の廃止を進めます。廃止後は、施設の規模や立地、整備のあり方を含め、適正な配置を検討します。
- 基幹体育館及び拠点体育館は、当面予防保全をしながら維持しますが、大規模改修・長寿命化の実施については、利用実態や将来的な維持費用を勘案した上で対応を検討します。
- 地域体育館は必要な修繕を行い継続し、大規模改修が必要になった時点で廃止等を判断します。
- 学校の統廃合等に伴う学校体育館から地域体育館への転用については、既存の地域体育館等の配置状況を十分踏まえた上で検討します。
- 利用者増加策を講じるとともに、受益者負担の公平性のため使用料及び減免規定を見直します。
- 引き続き維持管理していく施設については、利用状況や利用形態に応じて指定管理者制度を導入します。

【屋外スポーツ施設】

◎基本方針

- 野球場やテニスコート、グラウンドに併設する管理棟などについては、必要な改修を行い維持します。

●具体的方針

- グラウンドに併設する倉庫等の建築物は、必要な改修を行い維持します。
- 天然芝や人工芝を敷設しているグラウンド施設については、張り替えを行う際に建築物と同様に更新費用が生じることから、計画的に改修を行い維持します。
- 利用者増加策を講じるとともに、受益者負担の公平性のため使用料及び減免規定を見直します。
- 利用状況や利用形態に応じて、指定管理者制度を導入します。

(5) 保健福祉施設

① 現状・課題

保健福祉施設は、保育・子育て支援施設（保育園等）が 11 施設、高齢者支援施設（高齢者福祉センター等）が 14 施設、障害者支援施設（障害者福祉サービス事業所等）が 5 施設、保健施設（保健センター等）が 7 施設あります。

これら施設の運営形態として、保育・子育て支援施設はすべて市の直営となっていますが、高齢者支援施設、障害者支援施設、保健施設の一部は、指定管理者制度で運営しています。高齢者支援施設のうち、デイサービスセンターは 10 施設（令和 2 年 4 月からミニデイへ移行したおなび生きがいセンターを含む）あり、おなび生きがいセンターと石徹白デイサービスセンターを除く 8 施設は市社会福祉協議会が指定管理者となって管理運営を行っています。なお、保健福祉施設のうち、保育園と高齢者支援施設は民間事業者によるサービス提供が拡充しており、市内には、民間保育園が 7 園（民間幼稚園（認定こども園）は別に 2 園）、民間が設置するデイサービスセンターが 5 施設あるほか、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームが 3 施設、医療法人が経営する介護老人保健施設が 2 か所あります。

児童館は、八幡、高鷲、高鷲北、和良の 4 館であり、すべて幼稚園あるいは保育園に複合化しています。また、児童福祉法に基づく児童館としては位置付けていませんが、大和地域には子育て支援施設として大和生きがいセンターを設置しています。このほか、子育て支援施策として「放課後児童クラブ」を市の施設（主に小学校）及び自治会の施設（主に集会所）において公設民営で実施しており、令和 2 年 4 月 1 日現在で 11 か所となっています。

区分	概要	施設数 【施設】	棟数 【棟】	合計 延床面積	主な構成施設
保育・子育て支援施設	保育園・子育て視線施設・児童館	6 (11)	9	4,454 m ²	各保育園、大和生きがいセンター 等
高齢者支援施設	高齢者福祉センター、デイサービスセンター、特養・養護老人ホーム、老人保健施設	11 (14)	17	12,278 m ²	郡上市高齢者福祉センター、郡上八幡おなび生きがいセンター、デイサービスセンターやまと、郡上偕楽園、和良介護老人保健施設 等
障害者支援施設	障害福祉サービス事業所、障害児通所支援施設	4 (5)	6	1,642 m ²	フレンドシップつくしの家、高鷲福祉交流センター、すみれ作業所、北部子ども発達支援センターたんぽぽ 等
保健施設	保健センター等	6 (7)	7	7,477 m ²	八幡保健福祉センター、大和保健福祉センターやまつじ、美並健康福祉センターさつき苑、等
計		27 (37)	39	25,850 m ²	

※施設数における（ ）内の数値は、同様の機能を併設又は複合する施設を含めた施設数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 高齢者支援施設の多くは、指定緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 北濃保育園、石徹白保育園、明宝保育園は築 38～46 年が経過しており、大規模改修が必要な状況となっています。一方、たかす保育園、たかす北保育園、和良保育園はいずれも児童館を兼ねており、築 16～26 年が経過しています。
- ・ 郡上偕楽園は本館と新館に分かれており、本館は築 40 年が経過し、立地も河川付近であることから、移転等を含めた検討が進んでいます。
- ・ 障害児支援施設のうち、南部子ども発達支援センターひまわり（八幡）は八幡保健福祉センター内に複合化しており、北部子ども発達支援センターたんぽぽ（白鳥）は、白鳥ふれあい創造館と同一敷地内に単独で設置しています。いずれの施設も築 10 年以下の新しい施設であり、南北の拠点と

なっています。

- ・ 現在運営している保健福祉施設のうち、北濃保育園は、遊戯室部分が旧耐震基準の建築で耐震基準を満たしてなく、高鷲福祉交流センターは、耐震診断が未実施の状況です。

【利用状況等】

- ・ 公立保育園 9 園（幼児教育センターやまびこ園及びみなみ園の保育園部含む）の通園児童数は、令和 2 年 4 月 1 日現在でいずれも定員を下回っており、これら 9 園合計の定員数に対する園児数の割合は約 66%となっています。
- ・ 年少人口の減少に伴い、今後園児の絶対数が減少すると想定されるものの、共働き世帯の増加や保育の無償化等により保育需要の増加が見込まれることから、将来的な適正規模と配置の検討が課題です。
- ・ 保育園は民間と競合する施設分野でもあるため、運営のあり方も検討課題となっています。
- ・ 指定管理者制度で管理運営をしているデイサービスセンターのうち、郡上八幡デイサービスセンターや高鷲保健福祉センターで利用者数の伸び悩みがみられるものの、それ以外では利用者数は安定しており、介護報酬単価の増額や平均介護度の上昇に伴う収入の増加がみられます。
- ・ 郡上市高齢者福祉センターは、高齢者のサロン活動等のほか、子育てサロンの機能も複合化しています。
- ・ 保健センターは、高鷲地域を除き各地域 1 施設ずつ設置しています。（高鷲地域は健康相談時に高鷲保健福祉センターこぶし苑を利用しています。）
- ・ 八幡保健福祉センターと大和保健福祉センターやまつじの 2 施設は、南北の拠点としての機能の再編を進めています。
- ・ 八幡、美並、明宝、和良の乳幼児健診は、既に八幡保健福祉センターを使用して実施しています。また、高鷲地域の乳幼児健診は、白鳥保健センターを使用しています。

② 管理方針

子育て支援や生きがいづくり、生活支援など市民の生活や福祉を支える場であり、市と民間事業者等が役割分担をしながら適正配置を考え、サービスの維持・向上を図る施設分野です。

【保育・子育て支援施設】

◎基本方針

- 子育て支援に関する施設は、公立と民間が提供するサービスの必要性や内容、コスト等を比較し、地理的な状況を踏まえた上で、役割分担の明確化を図ります。その上で、施設の設置主体及び方法、配置のあり方について、民間活力の活用を含め検討します。
- 今後も継続する施設については、予防保全を含めて計画的に改修し、長寿命化を図ります。

●具体的方針

- 公立保育園の見直しを進める際には、施設の老朽化度合いとともに将来的な園児数を勘案します。
- 幼稚園を併設している 2 施設（幼児教育センターやまびこ園、幼児教育センターみなみ園）については、定員に対する入園児童の状況や時間外の預かり保育の利用実態、民間幼稚園の配置と利用状況を精査し、認定こども園化について検討します。
- 公立保育園の譲渡（民営化）については、市民や受入側である事業者のメリット・デメリットを十分把握するとともに、段階的に管理運営手法を見直します。なお、園児数の減少等によって民間での運営が困難な地域の施設については、引き続き市として設置していきます。
- 市が設置する「児童館」、市や民間保育園等が実施する「子育てサロン」、市の施設等を利用し

民間が運営主体となる「放課後児童クラブ」の果たす役割を整理し、民間で可能なものについては民間の活力を活用しながら、市が主体的・指導的に行うものについては、既存施設の有効活用を含めて継続します。

- 放課後児童クラブは、児童の安全性や利便性の観点から、学校施設内に確保することを基本に調整します。

【高齢者支援施設】

◎基本方針

- 高齢者の生きがいの場や機会、介護予防のための役割を果たす施設であり、高齢者の移動の困難性から、設置主体（市又は民間）に関わらず、一定の近接性を考慮した施設配置とします。
- 介護サービス事業により運営する施設については、民間の参入が進んでいることにかんがみ、将来的な高齢者人口の減少予測と利用者ニーズを踏まえながら、市の役割を明確にした上で、統廃合、民間への譲渡を検討します。
- 民間への譲渡になじまない施設は他施設との複合化を進めます。

●具体的方針

- サロン活動等の拠点となる高齢者支援施設については、老朽化状況を踏まえ大規模改修が必要となった時点で廃止し、他の施設へ機能を移転します。
- 通所型施設であるデイサービスセンターについては、今後のサービス需要を勘案し統廃合を検討した上で、民間への譲渡（民営化）についても検討します。
- 入所型施設については、市として必要な施設は長寿命化し維持するとともに、入所者の安全面も考慮した適正配置を行います。また、運営方法については、民間の設置状況を踏まえ民間活力の活用や民営化についても検討します。

【障害者支援施設】

◎基本方針

- 障害者総合支援法に基づき、認可事業所は、国・県・市が支出する給付金や事業収入を得て自立した経営ができるスキームとなっていることから、行政としての役割を明確にした上で施設の民間譲渡を検討します。
- 療育や相談の場は重要であり、途切れのない発達支援は今後も継続するとともに、施設は計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

●具体的方針

- 障害福祉サービス事業所については、現在の指定管理者を対象として、譲渡（民営化）を検討します。
- 障害児通所支援施設は既存の施設を拠点化し継続するとともに、長寿命化による更新費用の平準化や維持管理コストの抑制を行います。

【保健施設】

◎基本方針

- 保健センターの機能や配置のあり方、保健師等の業務のあり方について抜本的に見直し、南北に拠点となる保健センターの配置と機能の再編を行うとともに、健診や相談等の事業については、地域の既存施設を活用し、保健師等を必要に応じて派遣する（アウトリーチ）方法を含め、実施方法について検討します。

● 具体的方針

- 拠点となる施設、今後も継続する施設は、予防保全を含めて計画的な改修を行い、長寿命化を図るとともに、他の機能の受け皿として可能性がある場合は、複合化・多機能化を検討します。
- 老朽化が進んでいる施設は、他施設への機能移転を進め、廃止します。
- 集団健診（乳幼児健診、特定健診等）の実施を考慮した上で、保健センターのあり方について早急に検討を進め、将来的に拠点施設に集約化する計画を策定します。

(6) 病院施設

① 現状・課題

病院施設は、2つの病院（市民病院、国保白鳥病院）と、6つの診療所（国保石徹白診療所、国保和良診療所、国保小那比診療所、国保高鷲診療所、国保和良歯科診療所、小川診療所（小川健康管理センター））の計8施設があります。

平成27年度から、国保白鳥病院を基幹病院として、6つの診療所に和良介護老人保健施設と近隣の高山市、白川村の診療所を加えた「県北西部地域医療センター」を立ち上げ、医師等の相互派遣を行うなど持続可能な地域医療体制を確立しています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
病院施設	病院、診療所、診療所（歯科）	7 (8)	11	26,450 m ²	郡上市民病院、国保白鳥病院、国保和良診療所、和良保健福祉歯科総合施設 等

※施設数における（ ）内の数値は、同様の機能を併設又は複合する施設を含めた施設数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 病院施設は、平常時のみならず、災害時においても特に重要な役割を果たす施設です。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 病院施設はすべて新耐震基準で建築していますが、国保小那比診療所及び国保高鷲診療所は築30年を超え、老朽化が進行しています。

【利用状況等】

- ・ 年間延べ患者数は、令和元年度において、郡上市民病院が約146,000人（外来：約99,000人、入院：約47,000人）、国保白鳥病院（外来：約43,000人、入院：約12,000人）となっています。
- ・ 診療所群6施設の外来患者数の合計は、令和元年度において年間約18,000人となっています。

② 管理方針

地域医療の拠点や身近な診療機関として、民間病院等の状況に配慮しながら市が主体となり適正配置を考え、持続的な地域医療を確保する施設分野です。

【病院施設】

◎基本方針

- 地域医療体制を確保するため、民間病院や診療所との適切な役割分担や連携を図りながら、公立病院及び診療所は当面現行体制を維持します。
- 経営改善を進めるとともに、地方公営企業法の全部適用や独立行政法人化を含め、経営形態のあり方について検討します。

●具体的方針

- 基幹となる郡上市民病院及び国保白鳥病院は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 各診療所は、立地状況等を考慮のうえ、長寿命化を図る施設と必要な修繕を行いながら当面継続する施設に区分し、今後のあり方について検討します。

- 大規模改修や更新については、民間の医療機関との関連性や社会情勢、市民のニーズ等を把握した上、必要最小限で実施します。

(7) 産業振興施設

① 現状・課題

産業振興施設は、市の産業振興の促進と人材の育成・確保等を図るため平成 30 年度に整備した「郡上市産業プラザ」を加え、産業施設（物産販売施設等）が 7 施設、農業施設（加工センター、共同作業所等）が 12 施設、畜産施設（畜舎等）が 1 施設となっています。これら 20 施設の運営形態として、6 施設が直営で、14 施設を指定管理者制度により管理運営しています。産業施設及び農業施設の多くは、合併前の旧町村において産業振興のために設置した施設であり、これらの施設を管理運営するために第三セクターを立ち上げている場合もあります。なお、指定管理者制度導入施設は、すべて利用料金あるいは自主事業による収入で維持管理費を賄っており、市からの指定管理料は支出していません。また、水沢上牧場の一部は、平成 27 年度に普通財産としています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
産業施設	物産販売施設等、その他産業施設	7	8	4,109 ㎡	郡上旬彩館やまの朝市、白鳥木遊館、ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設、郡上市産業プラザ等
農業施設	加工センター・共同作業所等、ふれあい農園	12	27	9,203 ㎡	高鷲農畜産物処理加工施設、美並基幹集落センター、明宝農産加工場、和良農林産物生産施設等
畜産施設	畜舎等	1	9	2,629 ㎡	水沢上牧場
計		20	44	15,941 ㎡	

※施設数における（ ）内の数値は、同様の機能を併設又は複合する施設を含めた施設数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- 産業施設では、白鳥木遊館が、農業施設では、美並基幹集落センターが一時避難所に指定されています。
- 畜産施設では、避難場所等に指定された施設はありません。

【築年数、耐震化状況等】

- 美並基幹集落センターは、旧耐震基準の建築であり、耐震診断及び耐震補強ともに未実施です。
- 総じて比較的建築時期の新しい施設が多く、すべて新耐震基準で建築していますが、美並基幹集落センター、美並農村女性の家、水沢上牧場は築 30 年を超えています。

【利用状況等】

- 産業施設の利用状況について、ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設では、平成 26 年度と令和元年度を比較すると年間約 122 万人から 110 万人に減少し、ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設では約 30 万人が 29 万人に微減しています。以降、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い観光客全体が減少しています。
- 平成 30 年度に新設した郡上市産業プラザは、鉄骨造 4 階建てで、行政庁舎として市役所商工観光部の事務室及び会議室となっているほか、商工会、産業支援センター、観光連盟、結婚相談所、ケーブルテレビ放送センター、シルバー人材センター、ふるさと定住機構が入居する、市の産業振興の拠点としての利用があります。
- 農業施設は、一部を除き、団体等の生産加工場として占有的な利用となっています。

② 管理方針

地域産業の活性化により特産品や雇用を生むために市が設置した施設で、今後は市の産業振興ネットワークの拠点施設を除き、民間事業者等への譲渡や指定管理を進める施設分野です。

【産業施設】

◎基本方針

- 地域特産品などの販売を主として、事業者の生産活動等によって収益を上げている施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しながら、事業の実施内容や経営状況、その他第三者に及ぶ諸条件等を精査した上で、可能な施設については、早期に現在の指定管理者を中心に譲渡を進めます。
- 市の産業振興ネットワークの拠点となる施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化します。

●具体的方針

- 補助金、起債、その他（事業用借地権等）の制限を整理した上で、可能なものから現在の指定管理者を中心に譲渡の協議を進めます。
- 上記制限により民間への譲渡が困難なものは、指定管理者制度による管理運営を行います。
- 譲渡を進める施設は、施設維持のために行う修繕等は市では実施しません。
- 郡上市産業プラザは、施設の長寿命化を図るとともに、産業のワンストップ機能を今後も継続し、入居団体の費用負担も含め、効率的・効果的な管理運営手法について検討します。

【農業施設】

◎基本方針

- 地域特産品などの生産加工を主として、事業者の生産活動等によって収益を上げている施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しながら、事業の実施内容や経営状況を精査し、農業振興のための施策のあり方を別途検討した上で、可能なものについては早期に現在の指定管理者を中心に譲渡を進めます。

●具体的方針

- 補助金、起債等の制限を整理した上で、可能なものから現在の指定管理者を中心に譲渡の協議を進めます。
- 譲渡が困難な場合は耐用年数が経過した時点で廃止します。
- 収益性を持つ施設については、施設維持のために行う修繕等は市では実施しません。

【畜産施設】

◎基本方針

- 畜産施設（畜舎、牧場）については、補助金、起債等の制限がなくなった施設から民間への譲渡を進めます。

●具体的方針

- 畜産施設については、家畜診療所を除き指定管理者制度や普通財産への移転による貸し付け等により民営化し、可能な施設から民間へ譲渡を行います。

(8) 観光・保養施設

① 現状・課題

観光・保養施設は、市民参加の多様な交流活動を促進し、地域経済の活性化に寄与することを目的として平成 28 年度に第三セクターから譲り受けた「滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」」を加え、観光施設（道の駅等）が 21 施設、保養施設（バンガロー、温泉等）が 18 施設あります。

運営形態として、市が設置する道の駅施設については、すべて指定管理者制度により運営しており、一部を除き、市が設置する道の駅施設に対して指定管理料を支出しています。その金額については「道の駅ルール」を定め、駐車場、便所など公共性の高い部分の負担を中心に負担割合を加味して算定しています。また、郡上市温泉スタンド以外の温泉施設や宿泊施設についても、指定管理制度により管理運営をしています。指定管理料は、温泉施設では金額に差はあるものの、すべての施設に支出していますが、宿泊施設に対しては支出していません。

温泉施設や宿泊施設は、民間と競合する施設と言えることから、公共で保有し続けるべきか精査が必要です。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
観光施設	道の駅、案内所、その他観光施設	19 (21)	51	14,589 m ²	郡上市道の駅・古今伝授の里やまと及びつるぎ広場、美並総合案内所（樹木の館）、郡上八幡城 等
保養施設	バンガロー等、温泉施設、その他保養施設	18	93	15,658 m ²	美並都市交流促進施設フォレストパーク 373、明宝温泉湯星館、郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」 等
計		37 (21)	144	30,247 m ²	

※施設数における（ ）内の数値は、同様の機能を併設又は複合する施設を含めた施設数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【防災拠点指定等】

- ・ 道の駅など一部の施設が指定緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 郡上八幡城、郡上八幡旧庁舎記念館、郡上八幡博覧館の一部は築 80 年以上が経過する建物で、郡上八幡城は市指定文化財に、郡上八幡旧庁舎記念館は国の登録有形文化財になっています。
- ・ その他の観光・保養施設は、比較的建築時期の新しい施設が多くなっていますが、観光施設では道の駅清流の里しとりの一部と道の駅明宝、高鷲総合案内所、郡上市ひるがの湿原植物園管理棟が、保養施設では、美並緑地等利用施設粥川バンガロー、郡上八幡サイクリングターミナルが築 30 年以上となっており、一部の施設で老朽化が進んでいます。
- ・ このうち郡上八幡サイクリングターミナルは、旧耐震基準で建築しており、耐震化が未実施となっています。

【利用状況等】

- ・ 観光施設では、令和元年度で 7 つの道の駅へ年間 114 万人が訪れており、保養施設では、和良温泉スタンドを除く 4 つの温泉施設を年間 42 万人が利用しています。また、バンガロー等を含む宿泊施設には、年間約 26,000 人が宿泊をしています。
- ・ 利用者数の推移としては、インバウンドにより増加傾向にあったものが、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延と長期化に伴い、観光事業が著しい打撃を受けたことから、令和 2 年度以降は減少している状況です。

② 管理方針

観光立市実現のための拠点、あるいは市民や観光客の保養や観光資源をPRする場として市が設置等をした施設で、今後はシンボリックな施設を除き、民間事業者等へ譲渡や指定管理を進める施設分野です。

【観光施設】

◎基本方針

- 観光施設は、地域の活性化や観光振興・産業振興、また地域内外の交流の場としての役割を果たしており、施設の設置目的や運営形態に応じて、商業的な運営により収益性が高い施設と、公共性が高く収益を見込みにくい施設に区分できます。このうち、収益性の高い施設は現在の指定管理者を中心に譲渡を進めます。
- 収益性が高い施設でも諸条件による制約で譲渡が困難な場合や、収益が見込みにくい施設については指定管理者制度等の公設民営方式を継続します。

●具体的方針

- 道の駅は、原則として市町村又は市町村に代わり得る公的団体とされていることから、経営状況等を見極めつつ、指定管理者制度など民間活力を活用した公設民営による管理の継続を基本とします。ただし、指定管理料については、既存の算定方法（道の駅ルール）等の見直しを行い、公共性と収益性により施設個別に適正化を図るとともに、収支の状況を分析し、余剰金が生じた場合の市民への還元のあり方について、現行の対応方針の見直しも含めて検討します。
- その他観光施設のうち、文化的価値があるものや公共性が高いものは引き続き指定管理者制度による管理運営を行います。
- 収益性が高い施設や、当初の設置目的から利用が変更となっている施設については、利用実態に応じて、補助金、起債、その他の制限を整理した上で、可能なものから譲渡の協議を進めます。
- 譲渡対象とした施設については、施設維持のために行う修繕等は市では実施しません。

【保養施設】

◎基本方針

- 保養施設は、温泉施設や宿泊施設などが主であり、既に民間でもサービスが提供されている施設であることから、原則として民間への譲渡を進めます。

●具体的方針

- 温泉施設は、補助金、起債、その他の制限を整理した上で、譲渡可能なものから現在の指定管理者との譲渡の協議、または公募による譲渡を進めます。
- バンガロー等を含めた宿泊施設は、補助金、起債、その他の制限を整理した上で、譲渡可能となったものから現在の指定管理者を対象に譲渡の協議を進めます。また、受け手がない場合は公募による譲渡とし、応募がない場合は廃止します。
- 譲渡対象とした施設については、施設維持のために行う修繕等は市では実施しません。

(9) 公営住宅等施設

① 現状・課題

公営住宅等施設は、公営住宅法に基づき設置し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃での賃貸を目的とする「公営住宅」、特定優良住宅の供給の促進に関する法律に基づき設置し、中堅所得者世帯又は若年単身者に対して優良な賃貸住宅を提供する「特定公共賃貸住宅」、これ以外で市の定める条例において、住宅困窮者への住まいの提供や移住・定住促進を目的として設置する「市有住宅」に区分しており、合計で 40 施設（計 126 棟(うち住棟 89 棟)、管理戸数 635 戸）を設置しています。形態は集合住宅、戸建住宅の 2 種類に分類されます。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
公営住宅等 施設	公営住宅、特定公共賃貸住宅、市有住宅	40	126 (89)	43,335 m ²	初納住宅（公営）、為真単身者住宅（特公賃）、那留住宅（市有）等

※（ ）内の数値は、住棟の棟数（内数）。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 柳町住宅、愛宕住宅、美吉野市有住宅は築 50 年を超えています。このほかに、初音住宅や鷺見住宅など、旧耐震基準で建築し、耐震診断の結果耐震基準を満たしている施設もありますが、基準を満たさず耐震化未実施の建築物を含む施設が 7 施設あり、全体的に老朽化が進んでいる状況です。

【入居状況等】

- ・ 令和 2 年 4 月 1 日現在で、建築時期の古い柳町住宅、愛宕住宅、初音住宅、上沢団地では、合わせて 21 戸の政策空家があります。入居率は、公営住宅で 88%（326 戸/371 戸。政策空家除く。）、特定公共賃貸住宅で 91%（89 戸/98 戸）、市有住宅で 81%（117 戸/145 戸。政策空家除く。）となっています。

② 管理方針

住宅困窮者や、Uターン・Iターン等による移住促進のための施設として市が適正配置を考え、民間施設の活用も促進する施設分野です。

【公営住宅等施設】

◎基本方針

- 入居率から、市営住宅及び市有住宅の需要は大きいと考えられます。従って、既存の住宅については、当面長寿命化を図りながら維持しますが、今後入居者が減少し且つ老朽化した施設は廃止します。
- 老朽化に伴う住宅施設の更新については、民間による住宅供給状況や、今後も増加すると考えられる空き家の状況を踏まえながら、民間ストックを活用して必要な個数を確保していきます。

●具体的方針

- 住宅の長寿命化については「郡上市公営住宅等長寿命化計画」に基づき実施していきます。
- 集合住宅については、人口規模や需要に応じた供給とし、必要な管理戸数を明確にした上で、老朽化が進み、過剰と見込まれる場合（入居率が低い施設）は廃止します。

- 戸建住宅については、建設時の補助金採択状況、払い下げ希望状況、地域の住宅管理戸数のバランス等を総合的に勘案し、居住者への払い下げを促進します。
- 建替えを検討する場合は、更新の必要性や、民間施設や空き家等の利用促進等も十分考慮した上で、適正な規模により実施します。

(10) 学校教育施設

① 現状・課題

学校教育施設は、幼稚園 3 園（うち幼児教育センター 2 園は保育園と併設）、小学校 21 校（うち石徹白、小川の 2 校は保育園と併設。）、中学校 8 校、及び教育関連施設として学校給食センターが 5 施設あります。

小学校は、地域のコミュニティの核と捉えられており、新公民館体制においても地区公民館は小学校区単位が基本となっています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
幼稚園	幼稚園、幼児教育センター	3	9	5,388 m ²	はちまん幼稚園、幼児教育センターやまびこ園、幼児教育センターみなみ園
小学校	小学校	21	126	68,149 m ²	各小学校
中学校	中学校	8	54	45,418 m ²	各中学校
教育関連施設	給食センター	5	5	2,970 m ²	各学校給食センター
計		37	194	121,925 m ²	

【防災拠点指定等】

- ・ 幼児教育センターやまびこ園、幼児教育センターみなみ園が緊急避難場所等に指定されています。
- ・ 小中学校では、和良小学校を除くすべてが緊急避難場所等に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 21 小学校のうち 18 校が、また 8 中学校のうち 4 校が築年数 30 年以上を経過しています。
- ・ 優先的、集中的に耐震化を行ったことで、すべての小中学校が耐震基準を満たしています。（ただし、付属建物等で、文部科学省が耐震化を義務付けていない建築物（平屋建ての倉庫等）は除外しています）

【利用状況等】

- ・ 町村合併時（平成 16 年 3 月 1 日）には 32 の小中学校（小学校 23 校、中学校 9 校）を設置していましたが、学校統合を進めたことで、令和 3 年 4 月 1 日現在は 29 校となっています（相生第二小学校を相生小学校へ統合（平成 19 年 4 月）、西和良小学校を和良小学校へ統合（平成 31 年 4 月）、西和良中学校と和良中学校が統合し郡上東中学校開校（平成 23 年 4 月））。なお、令和 4 年 4 月からは、小川小学校を明宝小学校に統合するほか、令和 6 年からは、大和地域の 4 小学校を統合した統合小学校 1 校を設置する予定です。
- ・ 町村合併時から令和 3 年 5 月 1 日現在の児童生徒数年度を比較すると、すべての小中学校で児童・生徒数の減少が見られ、合併後 18 年間で小学生が 1,098 人、中学生が 709 人減少しています。
- ・ 小学校、中学校について教室数と学級数を比較すると、ほとんどの学校で教室に余剰があることがうかがえます。
- ・ 幼稚園の児童数は定員を大きく下回っており、こうした需要の変化や、保育園との役割分担なども考慮しつつ、幼稚園の適正配置を検討する必要があります。
- ・ 学校給食センターは、いずれも築年数が 20 年を下回っており、施設としては比較的新しい状況です。
- ・ 児童・生徒数の減少に伴い、大和、白鳥、高鷲の各学校給食センターで一日当たりに調理する食数の減少がみられます。

- ・ 人口推計から、園児、児童、生徒の数が増加する見込みはありませんが、就学前教育、義務教育施設として今後も必要であり、また、学校は地域コミュニティの核としての役割も求められています。

② 管理方針

初等中等教育の人間形成の場として、子どもの学力と社会性の向上に配慮し市が主体で適正配置を考え、今後は地域の拠点として複合化を進める施設分野です。

【幼稚園】

◎基本方針

- 保育園を併設している 2 施設（幼児教育センターやまびこ園、幼児教育センターみなみ園）及び児童館等を併設している施設（はちまん幼稚園）については、定員に対する入園児童の状況や時間外の預かり保育の利用実態から、認定こども園化について検討します。
- 施設については、長寿命化しながら維持管理コストの縮減を図ります。
- 施設運営形態については、利用者ニーズを踏まえながら公設民営方式、民設民営方式も検討します。

●具体的方針

- 公立幼稚園は、利用状況を精査し、認定こども園化について検討するとともに、施設については、施設の長寿命化を基本とし、維持管理コストの縮減を図ります。
- 民営化（民間譲渡）については、市民や受入側である事業者のメリット・デメリットを十分把握するとともに、段階的な管理運営手法を取り入れながら検討します。

【小中学校】

◎基本方針

- 義務教育小中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び社会性の確保の観点から、児童生徒数及び学級数の推移を見ながら、「複式学級の解消」、「1 学年が複数学級となる学校規模」、「市の実情に沿った配置」を基本とし、段階的な統廃合を進めます。
- 学校がコミュニティの拠点として位置付けられていることから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用を含め、有効活用について検討を進めます。
- 小中学校として今後も継続する施設は、経過年数や施設の状態を検証した上で、長寿命化又は更新について検討します。

●具体的方針

- 統廃合を進めるにあたっては、小学校は旧町村区域に 1 校は残すこと、中学校は 1 学年複数学級で将来市内に 2～3 校を配置することを最終的な目標とし、保護者や地域の方々など広く市民の意見を聴くことに留意します。
- 統廃合の推移を踏まえ、トイレの洋式化を計画的に進めるとともに、小学校のプールについては、他の自治体の動向も調査しながら、他の公共施設のプール利用を含め今後のあり方について検討します。
- 小学校については、保育園や公民館等の機能を中心に複合化を検討します。
- 小学校と中学校の複合化についても、立地や児童生徒数を踏まえて検討していきます。
- 老朽化により大規模な改修や更新が必要となった場合、その他の機能の複合化や、将来的な統廃合も見据えながら慎重に検討します。
- 統廃合後に用途を廃止した小中学校については、地域の施設としての需要や民間事業者の活

用の可能性について調査し、他施設への転用や民間譲渡、あるいは廃止を決定します。

【教育関連施設】

◎基本方針

- 教育関連施設である学校給食センターについては、児童生徒数の推移と配送時間等を考慮した上で、将来的に機能を集約します。
- 管理運営については、給食調理員の確保が課題となっており、食の安全性の確保を前提に調理業務への民間活力の活用について、先進事例などを調査し、費用対応化を含めて検討します。

●具体的方針

- 給食センター全体で調理を賄う必要がある間は既存施設の予防保全に努め、維持管理コストを削減します。
- 児童生徒数の推移を見ながら調理能力として可能となった場合は、配送時間等を考慮し既存の施設へ機能を集約します。
- 廃止した施設は配食サービス等のニーズに応じ、他用途への活用とともに民間譲渡を検討します。
- 管理運営について、食の安全性の確保を前提に、費用対効果を検証しつつ、民間活力の活用について検討します。

(1 1) 公園施設

① 現状・課題

市が設置または管理する公園のうち、施設（休憩所、管理棟などの建物）を設置している公園が 12 か所、便所のみ設置している公園が 25 か所あります。

これら施設の運営形態としては、城山公園のみが指定管理者制度で管理運営しており、それ以外はすべて市の直営となっています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
公園施設	公園施設	12	23	530 ㎡	城山公園売店、気良川公園管理棟 等
公園便所	公園便所	25	26	396 ㎡	公園内設置の公衆便所
計		37	49	925 ㎡	
公園等	グラウンド、都市公園、ふれあい憩いの広場公園、ポケットパーク、農村公園、避難地、生活環境保全林、駐車場、その他	111	－	754,362 ㎡	高平延年の森公園、二日町延年の森公園、古今伝授の里運動公園、城山公園 等

※施設数における（ ）内の数値は、同様の機能を併設又は複合する施設を含めた施設数で、合計延床面積にはこれらの施設は含まない。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 公園内の建物について、築 30 年以上が経過する施設は、公園施設では城山公園など 3 施設、公園便所では新田公園など 5 施設があります。
- ・ これらのうち、城山公園、北濃駅前ふれあい憩いの広場公園、新田公園、小野第 1 公園の建物が旧耐震基準の建築であり、そのすべてが耐震化未実施となっています。

【利用状況】

- ・ 公園施設は、不特定多数が利用する施設であることから利用状況の詳細は不明です。

【公園（建築物系施設を有しないものを含む。）の現状】

- ・ 公園（建築物系施設を有しないものを含む。）は、地域の身近な小公園から、城山公園など主要な観光資源にもなっている大規模な公園まで含めて 106 施設、総面積約 75.0ha となっています。
- ・ 公園のうち 32 箇所では、市が遊具を設置し管理しています。
- ・ グラウンド（テニスコート等含む）は 14 施設があり、このうち高鷲吹高原スポーツ施設のみが指定管理者制度で、そのほかはすべて市の直営で管理しています。
- ・ 地域の身近な公園としては、都市公園、ふれあい憩いの広場公園、農村公園などがあります。
- ・ 八幡城のある城山公園や、桜の名所として有名な愛宕公園など、主要な観光資源になっている公園も多くあります。
- ・ 公園は除草等を定期的に行う必要があり、直営で行っているところ、自治会等に管理を委託しているところなど、管理手法については様々です。

② 管理方針

子育て世代から高齢者まで安心して交流できる場として、人口分布や住環境、他の公共施設等とのバランスを考慮し、市が主体で適正配置を考える施設分野です。

【公園施設・公園便所】

◎基本方針

- 不特定多数の市民が利用する公園内の施設については、安全性と衛生面において適正な管理を行うとともに、維持管理コストの削減を行います。

●具体的方針

- 指定管理者制度の導入又は自治会への管理委託等により、維持管理費の圧縮を図ります。
- 近隣の公共施設の配置状況を踏まえ、可能な施設は便所を廃止します。

(1 2) 公衆衛生施設

① 現状・課題

公衆衛生施設は、衛生施設（塵芥処理施設、し尿処理施設等）が 7 施設、斎場施設が 4 施設、公衆便所が 23 施設あります。

これら施設はすべて市の直営で運営しています。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
衛生施設	塵芥処理施設・し尿処理施設、資源ごみ回収施設	7	17	14,661 m ²	郡上クリーンセンター、郡上環境衛生センター、大和エコプラザ 等
斎場施設	斎場	4	4	3,051 m ²	郡上市南部斎苑、郡上市北部斎苑、大和斎場、高鷲斎場
公衆便所	公衆便所	23	24	554 m ²	公衆便所（公園内設置のもの以外）
計		34	45	18,266 m ²	

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 衛生施設は、令和 2 年度末までに、廃止（普通財産化又は取壊し）した施設も多く、計画策定後に施設数が減少しています。
- ・ 白鳥斎場は、平成 29 年度に建替えを行い、郡上北部斎苑として稼働しています。
- ・ 公衆便所は、いずれも耐震性の問題はありませんが、築 30 年以上を経過したものが 10 施設あります。

【利用状況等】

- ・ 衛生施設の利用状況として、郡上クリーンセンターでは可燃ごみ処理量がやや増加する一方、資源ごみ処理量が減少傾向にあります。また、八幡エコプラザ、大和エコプラザの利用者数は増加していますが、その他の施設では処理量、利用者数等が減少傾向にあります。
- ・ 葬儀のあり方の変化（自宅葬からセレモニーホールでの葬儀への移行）によって、特に高鷲、美並、明宝、和良の斎場の利用頻度が著しく低下した状況を受け、斎場見直しの検討に着手し、自治会等への説明を経て、将来的には南部、北部それぞれ 1 箇所の斎場へ集約することとしています。
- ・ 白鳥斎場から郡上市北部斎苑への更新において炉数を増やしており、以降、大和斎場及び高鷲斎場の火葬件数と稼働率は減少しています。
- ・ 公衆便所は、観光施設や幹線道路沿道、駅周辺などに設置しており観光面での需要があります。

② 管理方針

市民が衛生的な環境で生活するための拠点として、需要と供給や維持管理コストを考え、市が適正配置を考える施設分野です。

【衛生施設】

◎ 基本方針

- 衛生施設については、当面は既存施設を長寿命化し維持しながら、将来的には集約化を図ります。

● 具体的方針

- 郡上クリーンセンター及び郡上北部クリーンセンターについては、更新時期を見据えて、地元との調

整のうえ施設の集約について検討します。

- 環境衛生センターは、当面の間、必要に応じて機器設備の更新を図りますが、人口の減少や下水道の普及状況を踏まえ、今後のあり方を検討します。
- エコプラザについては、資源ごみの持ち込み量を見ながら、可能な限り施設の集約を行います。

【斎場施設】

◎基本方針

- 斎場については、将来的に南北の2箇所を拠点施設として集約します。

●具体的方針

- 斎場は「火葬場整備基本計画」に基づき、郡上市南部斎苑を南部の拠点施設として、郡上市北部斎苑を北部の拠点施設として位置付け機能を集約します。ただし、大和斎場及び高鷲斎場は当面継続しますが、大和斎場については2024年（令和6年）4月以降に、また、高鷲斎場については今後の施設の状況を見極めつつ、存続が難しくなった時点で廃止し、郡上市北部斎苑への統合を進めます。

【公衆便所】

◎基本方針

- 公衆便所については、可能な限り集約を行うとともに、維持管理コストの削減を行います。

●具体的方針

- 公衆便所は、近隣の公共施設、特に道の駅、公園便所との位置関係を見ながら、適正配置を行います。
- 衛生面への配慮が必要であり、施設が小規模でもランニングコストを要する施設であるため、その軽減策を講じます。

(13) その他の施設

① 現状・課題

その他の施設は、駐輪場、バス待合所、倉庫等のほか、施設の廃止により現在用途未定となっているものを含め、56 施設があります。

区分	概要	施設数 [施設]	棟数 [棟]	合計 延床面積	主な構成施設
その他の施設	駐輪場、バス待合所、倉庫、 車庫等、用途未定、その他	56	93	19,450 m ²	普通財産 等

【防災拠点指定等】

- ・ 旧小那比小学校・中学校が一時避難所に指定されています。

【築年数、耐震化状況等】

- ・ 築 30 年を超え、旧耐震基準で建築し耐震化未実施の建物が多く含まれています。

② 管理方針

所期の目的を達成した施設、あるいは用途が未定の施設が多く、市として廃止を進める施設分野です。

【その他の施設】

◎基本方針

- 当初の目的を果たすなど、設置目的に即した使用を終えたものが多く含まれ、多くが耐震化未実施の建物であることから、これらについては廃止を基本に対応します。

2. インフラ系施設

(1) 道路

① 概況

- ・ 市道の延長は、一般道路が約 1,109.9km、自転車歩行者道が約 26.1km となっています。
- ・ 農道の延長は、約 188.3km、林道の延長は約 616.5km となっています。また、舗装率は農道で約 56%、林道では約 44%となっています。
- ・ 各道路の維持更新については、パトロールによる日常点検、自治会からの要望及び市民からの通報等によって現状を把握しており、そのうち早期に対策が必要な危険箇所は速やかに修繕や工事により対応をしています。また、それ以外の箇所については、順次修繕や改良工事を実施しています。

施設	種別	施設数等	
市道	一般道路	延長	1,109,904 m
		面積	5,347,944 m ²
	自転車歩行者道	延長	26,089 m
		面積	77,006 m ²
農道	農道	延長	188,332 m
		面積	624,075 m ²
林道	林道	延長	616,503 m
		面積	2,350,046 m ²

② 管理方針

- 緊急輸送道路等の主要路線は、道路を走行しながら老朽化状況等を把握する「路面性状測定車」等を用いて調査を行い、計画的な予防保全を実施し維持管理コストの縮減や更新費用の平準化を図ります。
- その他の市道や、舗装済みの農道、林道等については、道路パトロールや巡視による日常点検を実施しながら、ひびわれ、わだち掘れ箇所等の把握を行い、事後保全により対応していきます。
- 未舗装の農道、林道等は、受益地区による日常的な点検を実施しながら、必要に応じて事後保全により対応していきます。

(2) 橋梁

① 概況

- ・市道橋は 871 橋あり、総延長は約 14.4km となっています。また、市道橋の他に農道には 68 橋、林道には 342 橋の橋梁があります。
- ・市道橋は 1960 年（昭和 35 年）頃から多く整備していますが、一般的な耐用年数は 60 年程度とされることから、現時点で 1960 年頃より以前に建設した橋梁について更新の検討が必要となっており、その対象は年々増加することになります。
- ・道路の維持又は修繕に関する技術的基準を定めた道路法施行規則が平成 26 年 7 月に一部改正され、道路を構成する施設については 5 年に 1 回の点検が義務付けられました。
- ・市道橋については、平成 25 年度に橋長 15m 以上の 255 橋（市道未認定 5 橋含む）について「郡上市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に修繕を実施しています。
- ・緊急輸送道路区間内に存在する橋長 15m 以上の市道橋について、平成 8 年道路橋示方書以前の基準を用いて設計した橋梁を、優先的に耐震補強しています。

施設	施設数等	
橋梁(市道)	本数	871 橋
	延長	14,435 m
	面積	85,459 m ²
橋梁(農道)	本数	68 橋
橋梁(林道)	本数	342 橋

② 管理方針

- 橋梁については、予防保全による維持管理を行い、長寿命化とともに更新費用の平準化を図ります。
- 市内に存在する橋長 2m 以上の市道橋 871 橋については、平成 26 年度を初年度とする橋梁点検を、岐阜県橋梁点検マニュアルに基づき実施します。
- 橋梁点検の結果を受けて、構造物の機能に支障が生じる可能性が高い橋梁については早期に修繕等を実施するとともに、市道橋全橋における計画的な橋梁修繕のための「郡上市橋梁長寿命化修繕計画」及び「郡上市道路橋梁維持管理個別施設計画」を更新していきます。
- 林道橋、農道橋についても、点検を実施するとともに計画的な修繕等を進めます。

(3) その他の土木インフラ（トンネル・ため池・堰^{せき} 等）

① 概況

- ・市が設置し管理するトンネルは、市道に 5 箇所（2,665.2m）、林道に 3 箇所（3,450m）の計 8 箇所（6,115.2m）となっています。
- ・トンネルについては、設置からの経過年数が 10 年以上 20 年未満のものが 3 箇所、20 年以上 30 年未満のものが 3 箇所、30 年を超えているものが 2 箇所（設置年不明のもの含む）となっており、耐用年数から考えると比較的新しい状態と考えられます。
- ・農業用水を確保する目的で市が設置している土木インフラとして、ため池と堰（せき）等があります。
- ・市が単独で設置しているため池は 16 箇所であり、これらの総貯水量は 445,015 m³、受益面積の合計は 286.5ha となっています。また、ため池の外周である堤の総延長は 1,197.2m、高さは合計で 121.4m あります。
- ・16 箇所あるため池のうち、10 箇所は改修済みあるいは数年中に改修予定となっています。
- ・堰（せき）等として、一級河川などから農業用水（620 箇所）を取水するため、コンクリート製の頭首工等を設置しています。また、一部の河川には機械製の揚水機（ポンプ）や、ゴム製の可動堰を設置して取水を行っています。（ポンプ取水 30 箇所、可動堰 3 箇所）



頭首工



可動堰

② 管理方針

- トンネル等の土木インフラについては、予防保全による維持管理を行い長寿命化とともに更新費用の平準化を図ります。
- トンネルは、5 年に 1 回の点検を計画的に実施していきます。また、全トンネルにおける計画的な修繕のための「郡上市道路トンネル維持管理個別施設計画」を更新していきます。
- 頭首工等の固定堰及び水路等については、受益地区を中心とした日常的な点検を行うとともに、計画的な整備と保守管理を実施していきます。
- 揚水機や可動堰は、定期的なメンテナンス等を行い長寿命化に努め、維持管理コストの縮減とともに更新費用の平準化を図ります。

(4) 上水道施設

① 概況

- ・ 令和2年度～令和15年度を計画期間として「郡上市水道事業ビジョン～郡上市民に信頼される水道～」を策定し、「持続」「安全」「強靱」の3つを政策の柱としてソフト面、ハード面の取組みを行っています。
- ・ 水道事業は、平成30年4月より市内1上水道事業として運営しています。人口減少により施設の余剰能力などを勘案した上で、給水区域の拡張、旧簡易水道や旧小規模水道の統廃合を行っていく必要があります。
- ・ 上水道施設の管路延長は約902.1kmで、その内訳として、導水管が約30.0km、送水管が約40.9km、配水管が約831.2kmとなっています。
- ・ 市民のライフラインである水道の管路については、震災等の被害を極力減らし断水等を最小限に迎える必要があることから、平成30年度に「郡上市水道事業ビジョン」を策定し、優先順位を付けて順次耐震化の対応を行っています。

施設	種別	施設数等	
上水道施設	管路	延長	902,061 m

② 管理方針

- 今後も安全な水道水を安定的に供給する必要があるため、引き続き「郡上市水道事業ビジョン」に基づいた管路の耐震化とともに、計画的な更新と適正な維持管理を行います。
- 将来的な負担を平準化するため、施設の更新や維持管理を行う際は、長寿命化部材等の使用や予防保全等、施設の長寿命化対策を講じます。
- 今後の人口の推移や水道施設の利用需要を予測しながら、必要に応じて施設の統廃合を進めます。

(5) 下水道施設

① 概況

- ・ 下水処理の方法は、集合処理施設によるものと、市設置型合併処理浄化槽によるものに大別されます。
- ・ 本市における集合処理施設の整備は比較的新しく、施設として最も古いものでも整備からの経過年数が 28 年です。なお、集合処理施設の内訳は、公共下水道* 1 箇所、特定環境保全公共下水道* 7 箇所、農業集落排水施設* 26 箇所、小規模集合排水処理施設* 2 箇所となっています。
- ・ 下水道施設の管路延長は約 546.8km となっており、塩ビ管で管径 250mm 以下が大半を占めています。
- ・ 令和 2 年度末現在で、下水道処理施設の整備率は 97.5%、接続率は 75.3%であり、全国平均 77.6%を若干下回っています。

施設	種別	施設数等	
下水道施設	管路	延長	546,795 m

② 管理方針

- 今後の人口の推移と下水処理施設の処理能力を勘案し、管路の繋ぎ換え等により効率的な施設運営を行います。
- 維持管理費及び更新投資の抑制を目的に、農業集落排水事業等の特定環境保全公共下水道事業への統合整備事業を進めます。
- 将来的な負担を平準化するため、施設の更新や維持管理を行う際は、長寿命化部材等の使用や予防保全等、施設の長寿命化対策を講じます。

(6) ケーブルテレビ

① 概況

- ・ 郡上ケーブルネットワーク施設の整備は、平成 14 年～平成 16 年にかけて行い、平成 16 年 4 月 1 日に開局しました。
- ・ 開局から 16 年が経過しており、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて老朽化した施設の更新工事を行い、光化（FTTH）整備が完了しました。
- ・ ケーブルテレビの伝送路は、光ケーブルに統一し、延長は約 1,172.8km となっています。
- ・ 平成 25 年度からは、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を開始しました。なお、指定管理者制度導入に当たり、本施設及びインフラを管理運営するための第三セクターを新たに立ち上げました。

施設	種別	施設数等	
ケーブルテレビ	光ケーブル	延長	1,172,844 m

② 管理方針

- 光化整備は完了しましたが、利用者が要望するサービス基準が高くなっていることから、引き続きサービスの向上に向けて検討を行います。
- 管理運営については引き続き指定管理者制度により実施していきますが、機器更新や施設整備の完了に伴い民営化について検討を行います。

資料１ 策定の経過

【平成２７年度】

日 付	内 容
平成２７年 ４月２４日	行政改革推進リーダー全体会（第１回）開催 公共施設等総合管理計画策定の目的及びスケジュール説明
平成２７年 ５月 ８日	行政改革推進本部会議開催 公共施設等総合管理計画策定の目的及びスケジュール説明
平成２７年 ７月３１日	行政改革推進審議会開催 公共施設等総合管理計画策定の目的及びスケジュール説明
平成２７年 ８月 ４日	行政改革推進本部会議開催 施設カルテ及び一覧表作成に係る個別調査について
平成２７年 ８月１０日	行政改革推進リーダー全体会（第２回）開催 公共施設等総合管理計画策定に係る庁内研修実施
平成２７年 ８月１０日～ ９月１１日	施設カルテ及び一覧表作成のための個別施設調査
平成２７年１０月～ 平成２８年 ２月 ９日	郡上市の公共施設等の現状把握・分析及び課題抽出 個別施設調査に基づく各課への聞き取り等による
平成２８年 ２月１８日	行政改革推進リーダー全体会（第３回）開催 個別施設調査に基づく各課への聞き取り結果報告及び再確認依頼
平成２８年 ３月末	公共施設等総合管理計画策定に係る現況調査完了 施設カルテ及び報告書等の作成（平成２７年度成果品）

【平成２８年度】

日 付	内 容
平成２８年 ４月２６日	行政改革推進リーダー全体会（第１回）開催 計画策定の中間報告及び今後のスケジュール説明
平成２８年 ５月 ９日	行政改革推進本部会議開催 計画策定の中間報告及び今後のスケジュール説明
平成２８年 ６月 ２日～ ６月１７日	公共施設に関する市民アンケート実施
平成２８年 ６月１０日	行政改革推進本部会議開催 中間報告書の具体的内容について説明
平成２８年 ６月１３日	行政改革推進リーダー全体会（第２回）開催 基本方針及び施設類型別基本方針（素案）策定作業についての説明
平成２８年 ６月２９日	市議会全員協議会 計画策定の中間報告及び今後のスケジュール説明
平成２８年 ７月２１日	行政改革推進リーダー作業部会（第１回）開催 基本方針及び施設類型別基本方針（素案）策定作業（施設種別別）

【平成２８年度】

日 付	内 容
平成２８年 ７月２６日	郡上市の公共施設等に関する市民説明会開催
平成２８年 ７月２９日	行政改革推進審議会開催 計画策定の中間報告及び今後のスケジュール説明
平成２８年 ８月 ５日	市民ワークショップ（北部：第１回）開催 大和・白鳥・高鷲地域在住の市民によるワークショップ
平成２８年 ８月１０日	市民ワークショップ（南部：第１回）開催 八幡・美並・明宝・和良地域在住の市民によるワークショップ
平成２８年 ８月２２日	市民ワークショップ（北部：第２回）開催
平成２８年 ８月２４日	市民ワークショップ（南部：第２回）開催
平成２８年１０月 ７日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（白鳥会場）開催
平成２８年１０月１３日	行政改革推進リーダー作業部会（第２回）開催 基本方針及び施設類型別基本方針（素案）策定作業（地域別）
平成２８年１０月１９日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（八幡会場）開催
平成２８年１１月 ４日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（美並会場）開催
平成２８年１１月１４日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（和良会場）開催
平成２８年１１月１７日	行政改革推進リーダー全体会（第３回）開催 作業部会による基本方針及び施設類型別基本方針（素案）報告
平成２８年１１月１７日～ 平成２９年 ２月 ６日	基本方針及び施設類型別基本方針（素案）策定に関する庁内合意形成（アンケート結果及び市民意見等の反映）
平成２８年１１月２２日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（明宝会場）開催
平成２８年１１月２５日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（大和会場）開催
平成２８年１１月２９日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（高鷲会場）開催
平成２９年 ２月 ７日	行政改革推進本部会議開催 計画（素案）確認について
平成２９年 ２月１６日	行政改革推進審議会開催 郡上市公共施設等総合管理計画（案）について
平成２９年 ２月２０日	議会全員協議会開催 郡上市公共施設等総合管理計画（案）について
平成２９年 ２月２０日	郡上市公共施設等総合管理計画（案）公表
平成２９年 ２月２０日～ ３月１０日	郡上市公共施設等総合管理計画（案）パブリックコメント実施
平成２９年 ３月１０日	議会総務常任委員会開催 郡上市公共施設等総合管理計画（案）パブリックコメント結果報告等
平成２９年 ３月１７日	議会全員協議会開催 郡上市公共施設等総合管理計画（案）パブリックコメント結果報告等
平成２９年 ３月末	郡上市公共施設等総合管理計画（公表）

資料2 用語解説

用語	説明
あ 行	
一般財源	財源のうち、その使途が特定されておらず、地方公共団体が自主的にその使途を決められるものをいう。代表的な科目として、地方税、地方譲与税、地方交付税がある。
か 行	
可動堰（堰）	農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるために、河川を横断して水位を制御する施設。「可動堰」は門扉等を開閉及び転倒させることによって水位、流量の調節ができる堰のこと。
過疎地域持続的発展計画	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年4月1日施行）に基づき該当する地方公共団体が策定する計画で、過疎地域の地理的条件や人口等の状況、過疎対策の基本理念、交通や医療、教育、文化などの分野別の方針等を掲げることにより、持続可能な地域社会の形成や過疎地域が有する可能性の実現による発展を目指すもの。本市では、これまでの明宝地域及び和良地域に加え、新たに八幡地域及び美並地域が過疎地域となった。（令和2年国勢調査結果により、令和4年度から市域全体が過疎地域に指定される予定。）
簡易水道等事業	「簡易水道事業」とは、給水人口が101人以上5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業のこと。「簡易水道等事業」として、本市では簡易水道事業に加え、飲料水供給施設（給水人口100人以下）などを設置している。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に削減できない硬直性が極めて強い経費。職員給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費などがある。
旧耐震基準	昭和56（1981）年5月31日までの建築物の設計において適用されていた、地震に耐えることのできる構造の基準。震度5強程度の地震でほとんど損傷しない建築物であることとして設定されていた。
行政改革大綱	市の行財政改革の基本方針。第二次行政改革大綱は、人口減少や財政規模の縮小など本格的な右肩下がり時代への対応とともに、地方交付税の合併算定替終了に伴う普通交付税の段階的縮減に対応するため、平成25（2013）年度～平成30（2018）年度を計画期間として策定した。
公営企業・公営企業会計	地方公共団体が経営する事業のうち、「地方財政法」により特別会計を設け、公共料金や利用料など独自の収入による運営が基本とされている事業。本市では、病院事業、水道事業に公営企業会計を採用している。
公共下水道	主として市街地の下水を排除し、又は処理する下水道であって、市町村が整備・管理している下水道のこと。本市では、都市計画区域内の八幡中央処理区を対象としている。

用語	説明
公債費	地方公共団体の予算の中では義務的な経費である。道路、公共施設などの社会資本の整備等のために借り入れた地方債（借入金）を返済するための元金や利子などで、返済は後年度の財政負担となる。
固定資産台帳	統一的な基準による地方公会計の取組みの一つとして、整備が求められている台帳。財務書類の作成に必要な台帳となるため、本市が保有する資産に対して、資産価値に係る情報を含んでいることが必須となる。
さ 行	
指定管理者制度	民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の削減を図るために、公の施設の管理を市が指定する法人、その他の団体が行う制度。
小規模集合排水処理施設	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を図るため、地方単独事業により設置する施設。
新耐震基準	昭和 56（1981）年 6 月 1 日以降の建築物の設計において適用されている、地震に耐えることのできる構造の基準。震度 5 強程度の地震でほとんど損傷しない建築物であること、震度 6 強から 7 程度 に達する地震で倒壊・崩壊しない建築物であることとして設定されている。
新地方公会計	発生主義によりストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握し、現金主義会計による地方公共団体の予算・決算制度を補完しようとする取組みのことで、総務省が、公共施設等総合管理計画の策定と並んで、各地方公共団体へ作成を要請している。
総合計画	長期的な展望に立って地方自治体の将来像を描き、その実現に向けて総合的で計画的なまちづくりのための指針を示すもの。本市では、基本構想、基本計画、実施計画の 3 つの計画で構成しており、公共施設等総合管理計画の上位計画として位置付けられる。第 2 次郡上市総合計画は、平成 28（2016）年度～平成 37（2025）年度を計画期間としている。
送水管	浄水場から配水池などへ水を送る管。
た 行	
小さな拠点とネットワーク	将来にわたって安心して住み続けられるよう、小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏（集落生活圏）の中で、分散している買い物や福祉、医療などの様々なサービス機能を一定の範囲に集約し、利便性を高めるとともに、移動手段の確保や集落間の助け合い・連携など、交通や人、情報等のネットワークでつないでいく考え方。
地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整して、すべての団体が一定の水準（行政サービス）を維持できるよう財源を保障するためのもので、国税として国が代わって集め一定の合理的な基準により再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格のもの。普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。
地方債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務（借入れ）であって、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。

用語	説明
投資的経費	道路や公共施設のようにストックとして将来に残る（資本形成に向けられる）ものに支出される経費のこと。生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費があげられる。
頭首工	河川・湖沼から用水路へ水を引き込むための施設。取水堰・取り入れ口・付帯施設等からなる。
導水管	取水施設から取水した原水を浄水場へ運ぶ管。
特定環境保全公共下水道	市街地以外の区域において設置される公共下水道。本市では、都市計画区域外の八幡中央処理第 1 分区、大和中央処理区、白鳥処理区、ひるがの処理区、高鷲処理区、西洞処理区、美並中央処理区、和良処理区を対象としている。
都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。本市では、八幡地域の中心部（818ha）が八幡都市計画区域に指定されている。
都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すもの。
な 行	
農業集落排水施設	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設。農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全に寄与する。
は 行	
配水管	配水池から各家庭へ給水するために街路に埋設し、水を送る管。
P P P	Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
扶助費	性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
普通交付税	基準財政需要額（標準的な財政需要）が基準財政収入額（標準的な財政収入）を超える地方公共団体に対し、その差額（財源不足額）を基本として交付されるもの。

郡上市公共施設等総合管理計画

平成29年3月 策定
令和 4年3月 一部改訂

発 行

郡上市

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228 番地
TEL 0575-67-1121 FAX 0575-67-1711
e-mail : kikaku@city.gujo.lg.jp

編 集

市長公室 企画課
